369.37
H455h2

引揚検疫史 2
2-3

国立国会図書館

0040370000
0040370-000
369.37-H455h2

引揚検疫史

引揚援護院検疫局

〔第2巻〕

1948.4

AGI

369.37
H455hz

369.37
H455kz

引揚檢疫史

第三部

引揚援護庁檢疫局

引揚檢疫史

第二部

引揚檢疫史

目次

（第二部）

一　引揚概況（昭和二十二年一月—六月迄）……一
二　〃　引揚狀況（日本人の引揚）……五
〃　受入の部（月別）……六
〃　同　（日本人引揚表）……七
〃　非日本人引揚狀況……八
〃　同　（送還人數）……九
〃　檢疫業務實績……一〇
〃　入港檢疫……
〃　檢疫所別檢疫人數……
〃　出港檢疫……
〃　檢疫所別檢疫人數……
〃　檢疫船舶……
〃　同　（檢疫所別　隻數　噸數）受入……
〃　同　（檢疫所別　隻數　噸數）送出……

369.37
H455R2

國會圖書館
53.4.18

78W15732

出入港檢疫一覽表……一
同　入港＝（檢疫所別、檢疫人數、患死者、檢疫處置）……〃
同　出港＝（檢疫所別、檢疫人數、國籍別、患死者、檢疫處置）……〃
出入港別患死者病類別一覽表……二一—二四
發見せし檢疫傳染病……二四
同　其の他法定傳染病……〃
同　普通病……〃
各檢疫所別入院及應急診療患者一覽表……〃
消毒……二五
（船舶消毒實績）……〃
（船舶鼠族施行驅除）……〃
（病毒汚染船舶）……〃
豫防接種……二六
（豫防接種人員）……〃
引揚者の罹病狀況……二七
〃　聯地區引揚者と其他の地區引揚者との罹病狀況の比較……〃
引揚船內に於ける應急醫療……二八
引揚地別船內患者表……二九
列車內診療狀況……三二
消費醫藥品量……三三

最高司令部及現地軍の指令……二五
厚生省引揚援護院指示指令……三七
海外情報……四〇
未歸還者……四五

（第三部）

引揚概況（昭和二十三年七月より十二月迄）……四九
入港の部……〃
送出の部……五三
日本人引揚者總數……五四
非日本人送還者數……五五
檢疫實績概況……〃
檢疫の部……〃
檢疫船舶……〃
檢疫所別檢疫隻數及噸數（入港）……五六
〃　（出港）……〃
檢疫人數（受入・送出）……〃
入港檢疫（檢疫所別檢疫人數受入）……五七
（〃　送出）……〃
出入港別檢疫一覽表……〃

檢疫處置概要……五八
發見せし檢疫傳染病……〃
〃　法定傳染病……〃
〃　其他の疾患（癩・麻疹）……六〇
〃　麻疹の發生及其の隔離狀況……六一
（佐世保檢疫所、函館檢疫所發表）……〃
細菌檢査（自二十二年一月至十二月）……六七
豫防接種……六八
消毒……〃
除鼠……〃
病毒汚染船舶……六九

醫療の部

發見せし普通病……〃
引揚者の罹病狀況……〃
各局別引揚者應急及入院患者狀況……〃
ソ聯地區引揚者の罹病狀況……七〇
ソ聯地區以外の引揚者の罹病狀況……〃
兩地區の比較について……〃
引揚船內に於ける應急醫療……〃
驛頭、列車內診療狀況……七一

梅毒檢診……七三
結核檢診……七四
各種ワクチン使用量……七五
消費醫藥品……七六
連合軍指令及現地軍指示……七八
厚生省引揚援護院通牒……八四
海外情報……九〇
未歸還者……九一
閉鎖地方引揚援護局……九二

引揚檢疫史（第二部）

引揚概況

終戰以來昭和二十一年十二月末日に至るまでの引揚概況については第一部に於て大體記述した通りであるが本誌には其後の報告（都合により昭和二十二年一月一日より六月三十日迄とした）を取纏めて記載した。

引揚援護の事業は終戰直後の緊急施設として實施されたもので厚生省は連合軍最高司令部の指令に基き引揚援護對策を急速に實施、此の線に添つて運行して來たのであるが、當初は陸海軍の殘存機關を其のまゝ使用した關係上、統一ある事業の遂行は期待出來なかつたので二十年十月十五日連合軍最高司令部の日本政府に對する指令、即ち「統一ある機關によりて統轄せる引揚受入事務所の設置」を命ぜられて以來、やう〳〵本事務の遂行も軌道に乘つて來たのであつた。

然るに二十一年三月初旬豫期しなかつた「コレラ」船の浦賀入港によつて一時は亦々混沌たる狀態を呈するに至つたが、現地關係職員の夜を徹しての作業奮鬪と關係各方面の援助によりて七月末にはどうやら之は喰止め得たが當時の浦賀、博多、佐世保等の「コレラ」發生檢疫所は之れが爲めに非常に多忙を極め一部職員の尊い犧牲者さへ出したのであつた。

而して年末に近づくに從つて引揚船も米國船の貸與數漸次增加し次から次へと極めて順調に入港更に吾人多年の宿望であつたソ聯地區引揚についても米ソ間に包括的協定が成立の旨舊臘十九日總司令部より發表があり次いで同二十六日附覺書を以て

一、ソ聯地區邦人引揚數は各月平均五萬人程度

二、內地受入港は左記の港を使用のこと

千島、樺太……函　館

シベリヤ……舞　鶴

北鮮、大連……佐世保

の旨指令があり昨年十一月末、第一次配船（二萬五千人の引揚者）に次ぎ十二月末より第二次配船（八萬六千人の引揚者）も相次いで內地出帆、續い

で大連地區も本年に入つて(一月二十九日)大連着の高砂丸、彌彦丸を以て第二次(六萬人の引揚者)を終了、更に第三次配船は樺太、シベリヤ地區であつたが同地區は冬季の關係上一時休止の已む無きに立至つたが北鮮は既に引揚完了を見たので大連地區のみより約七萬人程度の引揚が行はれたのである。

次ぎに本年に入つてからの各地域別の引揚狀況、特に各受入港並に非日本人の送還數を月別に記述すると左の如くである。

(一月——二月)

先づ米軍地區については、ハワイ中部太平洋方面は夫々舊臘三十日及び二十四日浦賀入港のV九號及び驅逐艦「杉」を以て又沖繩方面は一月八日名古屋入港のQ六四號を以て引揚を終了、比島は一月二十七日佐世保入港のQ五六號を以て引揚の完了を見たのである。

又南方諸地域については一月末日吳入港の朝嵐丸の一隻の外蘭印地區より吳入港の和蘭船二隻があつたのみで米軍が手を引いた後の南方特に英軍地區作業隊の引揚については其の具體的內容が此月中には不明であつた。

尙蘭印地區の引揚者約一萬二千人は五月末日迄に引揚を終る見込が立つたとの情報を得た。

次に前記米軍地區引揚完了並に南方々面引揚閑散に伴ひ舊末十一日附總司令部覺書により左の通り受入港の閉鎖乃至能力縮少が行はれることになつた。

一、鹿兒島、名古屋、浦賀を一月三十一日迄に閉鎖すること

二、博多を一月三十一日以降不活動狀態に置き一日受入能力を一、五〇〇人に縮減する。

三、其他は左の通り能力を縮減する。

受入—(吳 一、五〇〇 佐世保 二、五〇〇 (一日能力)
　　舞鶴 一、五〇〇 函館 一、五〇〇)

送出—(吳 一〇〇 佐世保 一、〇〇〇 (〃 〃))

尙浦賀は本月二十八日より開始されたドイツ人等一、五〇〇名の送還終了迄一時閉鎖延期となつた。

次ぎに此月の送還に付ては

一、朝鮮人及び沖繩人の大量送還は夫々舊臘十五日及び二十六日を以て一應終了、爾後は其他の終了地區も併て歸還の特權非喪失者に對してのみ個々の場合に限り考慮される旨總司令部覺書指示があつた(十二月十六日附)

二、朝鮮人特權喪失者約五千人の送還は此月末佐世保より行つた

三、北鮮人の送還は三月九日より十五日の間に佐世保より行ふことに決定した

四、ドイツ及びオーストラリヤ人の送還は此月二十八日より浦賀で行はれた

(三　月)

此月は南方地域引揚中、蘭印方面は和蘭船の外に更に日本船二隻が上旬及び四月上旬內地を出帆、バタビヤへ直航することに決定したので同方面引揚は大體五月末日を以て終了するとの豫想が成立した

一方英軍地區引揚については依然英國の配船計畫が示されず日本船二隻が待機してゐたのであるが此月は何等の具體的明示及び指令はなかつたソ聯地區引揚については冬季は樺太、シベリヤ方面は天候上一時配船中止の外なく從つて函館は此月十日附總司令部覺書により一時不活動狀態に置かれたので配船は大連へ集中、二月六萬人に續いで此月は九萬人の引揚があつたが、これが受入は佐世保一港のみであつたが同港のみでは過重であるので本月二十二日總司令部覺書により博多再開、佐世保受入能力一日三千人に增加されることになつた。此の外舞鶴も又臨時使用されることになつた。

次ぎに送還の方では北鮮人約一萬人、伊太利人約百三十人の送還が夫々佐世保及び浦賀より行はれた外二月末沖繩向橘丸一隻出發したが既に非日本人の大量計畫輸送は之れにより終了した

然し內地に未だ殘存中の中國、臺灣、沖繩、南鮮人の歸還特權喪失者の送還については二月十四日附總司令部覺書により今後佐世保援護局に一應收容一般貨物船により適宜送還されることになつた

尙此月特筆すべきは十九日吳に英軍管理地區にあつた作業隊の引揚第一船(英國船エムパイヤブライド號)が入港したことである。又內地よりも本月中に日本船四隻がシンガポール向出帆する等徐々ながら此の方面の引揚が開始せらるゝやうになつた

(四　月)

ソ聯地區の中、大連方面は冬季の集注船船により大いに活潑進捗し高砂丸、惠山丸を以て終了した

又此月ナホトカ及び眞岡より夫々二萬乃至三萬の引揚が四月に再開されることに決定したので本月二十日附總司令部覺書を以て函館援護局は四月

五日迄に再開更に二十七日附覺書を以て博多援護局は四月三十日迄閉鎖を完了するやう指令があつた

此月の特筆事項はシベリヤ、樺太地區引揚再開を機に同方面の邦人引揚を本年中に終了せしめ度日本側の希望並に配船の具體案を提出、總司令部の一層の努力を懇請したことゝ太平洋方面の浦賀、名古屋援護局が閉鎖されたので新に横濱に援護局の新設を申請したことであつた

次ぎに此月二十二日附總司令部覺書で大連地區よりの受入終了並に朝鮮沖繩向送出減少に伴ひ佐世保援護局の規模を縮少、受入能力一日一千人送出能力一日百人とする樣指令があつた

ソ聯地區よりの引揚は此月も前月同樣眞岡ナホトカより夫々引揚があつた

英軍地區からは此月臾入港の英國船デラワラ號で二千人の引揚があつた

尙豫ねて新設申請中の横濱援護局の開設は豫定通り五月一日開始の旨、三十日附總司令部の承認を得たが同港の受入能力は一日百名送出一日百名で開始することになつた

（五　月）

南方々面作業隊中、和蘭地區は既報の通り本月十五日佐世保入港の熊野丸を以て終了した

又英軍地區については現在引揚進捗中で本月中旬に日本船五隻が內地を出帆したが此の程度では引揚完了には尙相當の日數を要するので之れが促進方については其後も再三總司令部に折衝中である

尙既報の本月十八日臾入港の英國船デラワラ號で二千人の引揚があつた

（六　月）

南方方面（英軍地區）作業隊の引揚は引續き本月も進捗中で中旬には日本船三隻が同地向出帆した外、シンガポールで修理中であつた輝山丸が修理完了したので引揚者を搭載して本月二十八日同地出帆臾に歸航した

尙本月中に英國船二隻が一一一〇名の引揚者を搭載臾に入港した

ソ聯地區よりの引揚邦人は本月は眞岡より三萬人、ナホトカより二萬人計五萬人の引揚が行はれたが七月以降は　千增加が期待される模樣である

北鮮人送還の爲め興南向に本月二十五日佐世保を出帆した信洋丸は北鮮よりの引揚者を搭載鮮鶴に歸航しか又本月比律賓マニラより紀進丸が戰犯容疑者百五十一名を搭載二十八日佐世保に入つた外、中國船 Hai chian 號が上海よりの引揚者三百名を搭載二十三日佐世保に入港し更に同船は同港より三百二十名の歸還中國人を乘船せしめ出帆する豫定（七月初旬）である

以上に依つて大體一月より六月末日に至る半ケ年間に邦人の引揚狀況及び內地在留非日本人の送還狀況の概況を記したが沖繩方面既報一週一回の定期配船はその後送還者數の漸次に亘る減少により隨時配船せられることになつた

尙これで一月より六月迄の間に引揚を完了した邦人引揚者は四十七萬百六十八名、送還者一萬三千三百十二名合計四十四萬三千四百八十名を取扱つたことになり此の成績を此のまゝ續けんか本年末迄には大部分の引揚は或は完了する一應の見透が付くに至つたと言へるであらう。

引揚狀況

日本人の引揚

昨年末日までに日本人の總引揚者は四百九十五萬八千八百四十一名で之れは最初豫定した引揚者の約七十七％に及んだのであつた

尙この引揚者中には昨年十二月入港したソ聯引揚者の一部を含んでゐるが大體に於てソ聯地區以外の各地よりの引揚者であつて本年に入つてからはソ聯地區からの引揚者が豫定通り進捗に入港したので之れが爲め、函館、舞鶴の兩港は富に活況を呈して來た

今本年一月一日より六月末日に至る六ケ月間に日本人の引揚者數を月別及び入港別、更に軍人、一般居留民に區別して見ると次表の通りであつて

一月中には佐世保が最も多く次いで函館、舞鶴、宇品、名古屋、浦賀、博多の順となつてゐる

二月に入つても佐世保が依然多く四萬三千七百二十六名で最高を示し、次いで舞鶴の一萬九千二百十四名、宇品の四千三百十五名で浦賀は僅かに六名入港したに過ぎなかつた

三月はやはり佐世保が最高で六萬二千二百三十三名、次いで博多が三萬四千三百九十七名、宇品が之に次いで四千百一名となつてゐる

四月に入つてはソ聯地區よりの冬季出港不可能が解除されたのでソ聯地區引揚が活潑となり舞鶴へは二萬二千二百三十三名、佐世保へは七千八百五十三名、宇品へは南方々面より八千四百四十六名、博多には三千五百二十一名の順となつてゐる。

五月になつてからは千島樺太方面よりの引揚が函館に入港、同港今月の引揚者は三萬百二十名で次ぎは舞鶴で二萬七千二百七十七名、宇品が第三位で一萬五百二十三名、佐世保は此月低下して九千三百九十八名であつた。

更に六月には函館が二萬八千六百八十二名で最も多く、次いで舞鶴が二萬千二百六十名、佐世保は一萬一千三百二十九名であつて一月より六月迄の月別狀況を記述すると次の如くである。

受入の部

（一　月）

本月は名古屋港にマニラより六百七十四名（軍人四百七十二名一般邦人二名）更に佐世保には興南、大連、釜山、基隆より合計七萬三千五百五十八名（軍人一萬四千六百名一般邦人五萬八千九百五十八名）舞鶴にはナホトカより五千九名（軍人四千八百三十七名一般人百七十二名）函館には眞岡より六千百三名（軍人百六十二名一般人五千九百四十一名）浦賀には三百八名（軍人十二名一般人二百九十四名）宇品には二千二百七十四名（軍人二千百二名一般人百七十二名）博多七十八名（軍人九名一般人六十九名）總計八千八百二名が引揚た。

（二　月）

本月の引揚者合計六萬七千二百六十一名で其の內譯は浦賀に六名（軍人四名一般人二名）舞鶴へは大連より一萬九千二百十四名（軍人千三百五十九名一般人一萬七千八百五十五名）宇品には計四千三百十五名（軍人四千二百四十七名一般人六十八名）佐世保には大連釜山から四萬三千七百二十六名（軍人六千百四十七名）が入港した

（三　月）

本月の入港は博多に大連より三萬四千三百九十七名（軍人五千七百三十九名一般人二萬八千六百五十八名）宇品には四千百一名（軍人四千百名一般人一名）佐世保には六萬二千二百三十三名（軍人一萬三百四十六名一般邦人五萬一千八百八十七名）引揚げを見た

（四　月）

本月はナホトカより舞鶴に二萬二千二百三十三名（軍人二萬一千六百二十二名一般邦人六百十一名）博多には大連から三千五百二十一名（軍人二千九百二名一般邦人六百十九名）宇品にはバタビヤより八千四百四十六名（軍人八千四百十五名一般邦人三十一名）佐世保には大連、沖繩、塘沽、釜山、基隆、ラバウル等より計七千八百五十三名（軍人三千九百五十八名一般邦人三千八百九十五名）更に凍結によりて二、三月休港の函館が再開眞岡より總計二萬七千百八名（軍人七百十五名一般邦人二萬六千三百九十三名）の引揚を見た

（五　月）

此の月は新に一日より開所された横濱檢疫所に二十三名（軍人十八名一般邦人五名）の引揚があり、舞鶴にはナホトカより計二萬七千二百七十七名（軍人二萬七千四十三名一般邦人三百三十四名）宇品にはラングーン、シンガポール、ラバウル等より計一萬五百二十三名（軍人一萬四百三十六名一般邦人八十七名）佐世保には、沖繩、名瀨、釜山、バタビヤ、ラングーン、シンガポール等より九千三百九十八名（軍人五千百七十一名一般邦人四千二百二十七名）更に函館には眞岡より二萬八千六百八十二名（軍人八百八十二名一般人二萬七千八百二名）の引揚を見た

（六　月）

此の月の引揚者總計は六萬七千七百十六名で各檢疫所別に記載すると横濱へは二十三名、舞鶴にはナホトカより計二萬一千二百六十名（軍人二萬八百九十七名一般邦人三百六十三名）宇品にはラングーンより六千四百二十二名（軍人六千四百八名一般邦人十四名）佐世保へは釜山、シンガポール、マニラ、沖繩等より一萬千三百二十九名（軍人一萬二百十五名一般邦人千百十四名）函館には眞岡より計二萬八千六百八十二名（軍人八百八十名一般邦人二萬七千八百二名）の引揚を見た

斯くして本年一月より六月に至る六ケ月間に引揚たる總數四十七萬二百十八名（內譯軍人十七萬三千九百九十二名一般邦人二十九萬六千二百二十六名）を算した。

日本人引揚者表

月別	檢疫所別	浦賀	舞鶴	博多	宇品	佐世保	名古屋	函館	合計
一月	陸軍	6	4,832	9	1,714	14,401	621	158	21,741
	海軍	6	5		388	199	51	4	658
	一般人	204	172	69	172	58,958	2	5,941	65,608
	小計	308	5,009	78	2,274	73,558	674	6,103	88,002
二月	陸軍	2	1,922		3,523	5,033			10,780
	海軍	2	37		724	214			977
	一般人	2	17,855		68	37,979			55,504
	小計	6	19,214		4,315	43,726			67,261

三月	陸軍				5,643	3,850	9,941			19,434
	海軍				96	250	405			751
	一般入				28,658	1	51,887			80,546
	小計				34,397	4,101	62,233			100,731
四月	陸軍			20,673	2,577	7,653	3,551		704	35,158
	海軍			949	325	762	407		11	2,454
	一般入			611	619	31	3,895		26,393	31,549
	小計			22,233	3,521	8,446	7,853		27,108	69,161
五月	陸軍		21	27,009		9,376	5,008		942	42,356
	海軍		7	34		1,060	163		6	1,270
	一般入		1	234		87	4,227		29,172	33,721
	小計		29	27,277		10,523	9,398		30,120	77,347
六月	陸軍		8	20,473		6,123	8,723		869	36,196
	海軍		10	424		285	1,492		11	2,222
	一般入		5	363		14	1,114		27,802	29,298
	小計		23	21,260		6,422	11,329		28,682	67,716
總計	陸軍	8	29	74,309	8,229	32,239	47,557	621	2,673	165,665
	海軍	8	17	1,449	421	3,460	2,880	51	32	8,327
	一般入	296	6	19,235	29,346	373	157,660	2	89,308	296,226
	合計	314	52	94,993	37,996	36,081	208,097	674	92,013	470,218

非日本人引揚狀況

更に此間非日本人引揚狀況を見ると之れも終戰直後我國內地には約百四十九萬七千三十一名に及ぶ自國引揚を要する非日本人と更に正式引揚ルートを經由せず不法入國の形をとつた大小民船々艇等によつて渡入したものも又多數あつたが、今是等不法入國者は一應除外して終戰後より昨年十二月末日迄に送還せし總數は百二十一萬三千八百七十五名で、これは送還者全員の約八十三%に達するものであるが本年に入つても更に續行したので一月より六月末日に至る六ヶ月間に於ける送還者合計數は一萬三千三百十二名を算するに至つたが（此の中不法入國者約五百名を含んでゐる）これを一應月別に記載し更に月別、國籍別及び送出港別にすると次表の通りである。

（一月）　鹿兒島より沖繩人四百九十三名、佐世保より臺灣人千百名、字品より中國人十三名、臺灣人十九名計千六百二十四名

（二月）　には佐世保より朝鮮人千一百二十八名、沖繩人千百三名計二千二百三十一名を送還

（三月）　には佐世保より朝鮮人七百六十八名、沖繩人千名計千七百六十八名

（四月）　には佐世保より臺灣人二百八十四名、沖繩人千九百八十一名、浦賀よりドイツ・イタリヤ人百五十八名の計二千四百二十三名

（五月）　佐世保より朝鮮人千五百四十四名、沖繩人七百三十二名の計二千二百七十六名を

（六月）　佐世保より朝鮮人千二百九十五名、沖繩人八百九十九名計二千二百九十四名を夫々送還したが

以上を總計すれば全數一萬三千三百十二名となつてゐる。

非日本人送出人數

發送所別	國籍別	月別 1	2	3	4	5	6	其他	計
鹿兒島	沖繩人	493							493
佐世保	臺灣人(中華)	1,100			284				1,384
	朝鮮人		1,228	768		1,544	1,395	512	5,530
	沖繩人		1,103	1,000	1,981	732	899		5,715
字品	中華人	13							13
	臺灣人	19							19
浦賀	イタリヤ・ドイツ人				158				158
計		1,624	2,331	1,768	2,423	2,276	2,294	512	13,312

檢疫業務實績

入港檢疫

入港檢疫については表に示した如く一月一日より六月末日に至る間主としてソ聯地域よりの引揚者と其他の地區引揚者に大別して取扱つたのであるが其の引揚者檢疫總數は四十七萬二百十八名に及び此の内譯は軍人（陸海軍及び軍屬）が十七萬三千九百九十二名、一般人が二十九萬六千二百二十六名であつた

又檢疫施行に當り發見せし病類別は檢疫傳染病は幸ひにして一名も無く其他の法定傳染病及び傳染病が總數六百二十名あつたが此の中の大半は過般屑出を要することになつたマラリヤ百日咳等の疾患及び容疑者を含んでゐた。その他普通病患者は總數七萬七千九百五十四名に及んだ

尙檢疫處置としては豫防注射等を全面的に施行したが其の人數等は別表を參照されたい

檢疫人數（受入）

檢疫所別	軍人	一般人	計
浦賀	16	296	314
横濱	46	6	52
函館		89,308	92,013
舞鶴	75,758	19,235	94,993
宇品	35,708	373	36,081
博多	8,650	29,346	37,996
佐世保	50,437	157,660	208,097
名古屋	672	2	674
計	173,992	296,226	470,220

出港檢疫

出港檢疫については主として鹿兒島、浦賀、宇品、佐世保の檢疫所で取扱つたのであつたが、その送出人數全員一萬三千三百十二名中、前記四檢疫所で夫々檢疫を爲し且又檢疫處置を採つたのであるが此の中大多數を取扱つたのは佐世保であつて、送出檢疫總人數の九十%を取扱つた

檢疫人數（送出）

檢疫所	中國人	琉球人	朝鮮人	沖繩人	其他	計
鹿兒島				493		493
佐世保	1,384		5,580	5,715		12,629
宇品	13	19				32
浦賀					158	158
計	1,397	19	5,530	6,208	158	13,312

檢疫船舶

一月より六月に至る六ヶ月間に檢疫した船舶は別表の通りで總數二百八十三隻に及び此の中日本人の引揚に使用したもの二百五十三隻、百三萬四百五十三總噸（約）非日本人の送出に使用したひのは三十隻、三萬一千七百七十三噸（約）である。

（受入）

浦賀	隻數	3
	噸數	5,285
横濱	隻數	3
	噸數	8,856
舞鶴	隻數	51
	噸數	351,690
宇品	隻數	18
	噸數	10,725
博多	隻數	20
	噸數	140,160
佐世保	隻數	108
	噸數	387,054
名古屋	隻數	2
	噸數	5,208
函館	隻數	49
	噸數	121,475
計	隻數	253
	噸數	1,030,453

（送出）

鹿兒島	隻數	1
	噸數	
佐世保	隻數	26
	噸數	27,613
宇品	隻數	2
	噸數	4,160
浦賀	隻數	1
	噸數	
計	隻數	30
	噸數	31,773

噸數不明二ケ所あり

入港檢疫一覽表

自昭和22年1月1日 至昭和22年6月30日

檢疫所別	檢疫入數 軍人	檢疫入數 一般人	檢疫入數 計	患者（死者）人數 傳染病 檢疫傳染病 人數	患者（死者）人數 傳染病 檢疫傳染病 死者	患者（死者）人數 其他ノ傳染病 人數	患者（死者）人數 其他ノ傳染病 死者	檢疫處置一覽 痘瘡	檢疫處置一覽 コレラ	檢疫處置一覽 發疹チフス	檢疫處置一覽 DDT	備考
函館	2,705	89,308	92,013			171	1	57,922	57,922	57,922	173,766	
浦賀	16	296	312					104	104	104	312	
舞鶴	75,758	19,235	94,993			179	1	69,896	69,896	69,925	228,817	
宇品	35,708	373	36,081			253		29,723	29,416	49,729	105,888	
博多	8,650	29,346	37,996			6	1	109,011	6,529	35,158	150,698	
佐世保	50,437	157,660	208,097			3		168,786	159,655	158,488	486,598	
其他	672	2	674			3		208				
計	173,946	296,221	470,167			620		34,508	3,247	1,544	12,474	
備考								66,071	432,144	323,522	300,426	1,146,161

出港檢疫一覽表

檢疫所別	檢疫入數 中國人	檢疫入數 琉球人	檢疫入數 朝鮮人	檢疫入數 沖繩人	檢疫入數 其他	檢疫入數 計	患者（死者）人數 傳染病 檢疫傳染病 人數	患者（死者）人數 傳染病 檢疫傳染病 死者	患者（死者）人數 其他ノ傳染病 人數	患者（死者）人數 其他ノ傳染病 死者	檢疫處置 痘瘡	檢疫處置 コレラ	檢疫處置 發疹チフス	檢疫處置 其他	備考
浦賀					158	158					1	110	158	158	

守品	13	19				32						32				
佐世保	1,384			5,530	5,715	12,629					5	1,230	5,621	5,918		
鹿兒島					493	4 3				1		493	493	493		
計	1,397	19		5.530	6,366	13,312				1	115	1,913	6,272	6,569		
備考																

出入港別患者病類別一覽表

出入港及び出港檢疫に際して取扱つた各檢疫所別患者數について出入港別檢疫一覽表の如くであるが更にこれを檢疫所別及び病類別に區別して見ると次表の如くであつて入港は總計傳染病普通病を合して一萬千八百八十一名に及んでゐるが此の中傳染病は二百二十八名(死者三名)普通病は一萬千二百六十名(中死者三百六十三名)となつてゐる

何れも普通病の方では傳染病は浦賀に猩紅熱一名を出した外發生なく他は何れも普通病で此總數百十五名である。(別表參照)。

入港別患者

一月一日より六月末日迄の入港別患者の統計を示せば大體別表の如くであるが檢疫傳染病以外の傳染病ではアメーバ赤痢の三百五名、次いで赤痢の十一名、パラチフスの五名、腸チフス四名、チフテリヤ二名、流腦一名となつてゐて其他今回新に指定された百日咳其他容疑者を加へると總計六百十七名(中死亡三名)となつてゐる。又普通病は總計七萬七千九百五十四名で此の中の死亡者三百七十一名となつてゐるがこの中最も多きは外傷で五千六百四十二名、次いで結核が二千八十一名第三位が栄養失調でこれが千三百十九名と云う順序となつてゐるがこの中傳染病を除き栄養失調九十二名、結核一二十三名、脚氣二名の外、外傷戰傷各一名が死亡してゐる。

出港別患者

出港別患者は入港とは反對に送還人數も、はるかに少く從つて罹病者も極く僅かで傳染病では浦賀で猩紅熱二名、普通病では全體を通じて外傷四名其他不明合せて總計百五十五名となつてゐる。

入港別患者(死者)一覽表

病名 ＼ 檢疫所	函館	浦賀	舞鶴	守品	佐世保	博多	鹿兒島	唐津	名古屋	計
檢疫傳染病 コレラ										
ペスト										
發疹チフス										
黃熱										
計										0
其の他の傳染病 腸チフス				3	1					4
パラチフス				5						5
猩紅熱										
チフテリヤ	1				(1)1					2(1)
流腦	1									1
赤痢	3(1)		6	2						11(1)
アメーバ赤痢	1		32	172(1)						205(1)
其他の傳染病										
計	(1)6		38	182(1)	(1)2					228(3)

普通病病類別は「發見せし普通病」欄參照せられたし
其の他の傳染病は容疑者

出港別患者(死者)一覽表

病名 ＼ 檢疫所	函館	浦賀	舞鶴	守品	佐世保	博多	鹿兒島	唐津	名古屋	計
檢疫傳染病 コレラ										
ペスト										
發疹チフス										
黃熱										
計										
腸チフス										
パラチフス										

其他	腹膜炎					
他	腹膜炎					
他	腹膜炎					

各檢疫所別入院及び應急診療患者一覽表

局別 / 月別 / 傷病名別	函館檢疫所						舞鶴檢疫所						浦賀檢疫所		名古屋檢疫所	宇品檢疫所						博多檢疫所				佐世保檢疫所			
	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	一	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	一	二	三	四
引繼數	6,103	0	0	27,108	30,120	28,682	5,009	19,214	0	22,233	27,277	21,260	308	6	674	2,274	4,315	4,101	8,446	10,523	6,422	78	0	34,397	3,521	73,558	43,726	62,233	7,853
戰傷	1	0	0	1	7	2	1	0	0	5	9	2	0	0	8	173	6	9	16	21	18	0	0	0	0	23	1	1	0
	0	0	0	14	14	5	3	2	0	7	26	29	0	0	0	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0
外傷	4	0	0	19	16	8	1	13	0	25	156	246	0	0	6	113	1	78	234	79	124	0	0	15	2	94	10	48	3
(除戰傷)	24	0	0	128	267	293	183	109	0	200	171	162	0	0	49	33	45	27	16	129	44	0	0	219	107	652	911	248	168
傳染病	82	0	0	14	59	16	33	3	0	33	87	23	0	0	0	32	38	55	22	45	71	0	0	5	1	0	1	0	0
(同疑似者)	12	0	0	8	12	20	6	2	0	49	38	19	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
結核	32	0	0	44	70	55	17	21	0	18	114	169	0	2	7	131	3	35	31	114	28	1	0	3	2	42	30	72	3
	25	0	0	166	245	134	30	35	0	26	53	39	0	0	0	140	6	2	26	3	15	0	0	2	2	32	12	14	9
榮養失調症	3	0	0	5	1	0	0	38	0	22	72	121	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11	2	78	43	78	12
	0	0	0	31	100	8	2	54	0	21	28	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	6	406	28	29	19
脚氣	2	0	0	4	7	1	0	1	0	3	29	21	0	0	0	15	1	13	16	10	9	0	0	4	1	11	1	3	0
	14	0	0	71	110	55	13	22	0	55	70	87	0	0	0	14	8	2	5	7	7	0	0	21	1	84	14	26	24
マラリヤ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	29	47	0	0	0	12	13	33	59	20	21	0	0	0	0	7	1	0	0
	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	38	43	0	0	15	43	46	14	18	47	17	0	0	4	0	111	1	4	2
性病	0	0	0	0	1	0	0	33	0	7	9	4	0	0	1	2	0	2	8	2	8	0	0	11	0	5	5	2	1
	1	0	0	4	4	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	7	7	1	0	2	1	0	0	168	3	0	4	0	15
姙娠(防疫)	9	0	0	34	44	45	0	28	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	34	35	32	3
	14	0	0	33	44	45	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	181	8	0	0	78	0
呼吸器疾患	167	0	0	237	332	179	78	566	0	319	770	1,251	3	0	6	150	1	386	305	284	163	3	0	123	22	776	445	594	163
其の他	1,276	0	0	2,425	~~472~~ 4012	2,798	1,151	3,688	0	2,063	3,097	2,390	39	0	143	272	174	99	72	33	130	0	0	2,007	449	10,610	3,877	11,445	284
計	300	0	0	363	517	283	131	73	0	433	1,275	1,884	3	7	28	628	63	611	692	575	442	4	0	186	30	1,070	581	830	185
	1,366	0	0	2,880	4,863	3,359	1,390	3,917	0	2,427	3,522	2,775	39	0	208	537	286	146	140	221	214	0	0	2,671	576	11,895	4,847	11,856	3,043
備考												2795																	

各検疫所別入院及び應急診療患者一覧表

22年1月——6月

（註）上段は入院　下段は應急診療患者數を示す

所	浦賀檢疫所		名古屋檢疫所	宇品檢疫所						博多檢疫所				佐世保檢疫所						小計						合計	各病院入院患者及び應急診療患者總數に對する別百分比	入院實數及應急診療計	患者千人に對する引揚者總員比
六	一	二	一	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六				
21,260	308	6	674	2,274	4,315	4,101	8,446	10,523	6,422	78	0	34,397	3,521	73,558	43,726	62,233	7,853	9,398	11,329	88,004	67,261	100,731	69,161	77,318	67,693	470,168			
2	0	0	8	173	6	9	16	21	18	0	0	0	0	23	1	1	0	0	0	206	7	10	22	37	22	304	2.56	465	0.98
29	0	0	0	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	20	0	31	2	13	21	60	34	161	0·24		
246	0	0	6	113	1	78	234	79	124	0	0	15	2	94	10	48	3	2	0	218	33	141	283	253	378	1,306	10.99	5,643	12.0
162	0	0	49	33	45	27	16	129	44	0	0	219	107	652	911	248	168	62	90	941	1,065	494	619	629	589	4,337	6.56		
23	0	0	0	32	38	55	22	45	71	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	147	42	~~40~~ 60	70	191	110	620	5.22	—	1.7
19	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	18	2	2	60	50	39	141	0.26		
169	0	2	7	131	3	35	31	114	28	1	0	3	2	42	30	72	3	0	0	230	56	~~120~~ 110	98	298	252	1,044	8.78	2,061	4.4
39	0	0	0	140	6	2	26	3	15	0	0	2	2	32	12	14	9	1	0	227	53	18	229	302	188	1,017	1.54		
121	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	11	2	78	43	78	12	0	7	81	81	89	~~43~~ 42	73	128	~~494~~ 475	4.16	1,319	2.8
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	6	406	28	29	19	0	0	408	82	96	77	128	34	825	1.25		
21	0	0	0	15	1	13	16	10	9	0	0	4	1	11	1	3	0	0	0	28	3	20	24	46	31	152	1.28	878	1.9
87	0	0	0	14	8	2	5	7	7	0	0	21	1	84	14	26	24	3	21	125	36	49	156	190	170	726	1.1		
47	0	0	0	12	13	33	59	20	21	0	0	0	0	7	1	0	0	2	0	20	14	33	60	51	68	246	2.07	657	1.4
43	0	0	15	43	46	14	18	47	17	0	0	4	0	111	1	4	2	2	0	171	47	22	24	87	60	411	0.62		
4	0	0	1	2	0	2	8	2	8	0	0	11	0	5	5	2	1	0	0	8	38	15	16	12	12	101	0.85	368	0.8
0	0	0	1	7	7	1	0	2	1	0	0	168	3	0	4	0	15	18	26	9	12	169	24	25	28	267	0.4		
0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	34	35	32	3	0	2	43	68	46	42	24	24	247	2,08	654	1.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	181	8	0	0	78	0	0	0	14	4	259	41	44	45	407	0.62		
1,251	3	0	6	150	1	386	305	284	163	3	0	123	22	776	445	594	163	14	33	1,183	1,612	1,103	1,046	1,400	1,602	7,370	62.02	65,118	138.5
2,390	39	0	143	272	174	99	72	33	130	0	0	2,007	449	10,610	3,877	11,445	284	1,202	1,422	13,491	7,747	13,551	7 815	8,404	6,740	57,748	87.4		
1,884	3	7	28	628	63	611	692	575	442	4	0	186	30	1,070	581	830	185	18	42	2,164	1,354	~~1,627~~ 1,619	1,703	2,385	2,651	11,874	—	77,954	165.8
2,775	39	0	208	537	286	146	140	221	214	0	0	2,671	576	11,895	4,847	11,856	3,043	1,308	1,559	15,435	9,050	14,673	9,066	9,919	7,927	66,070	—		

2795

73,035

び應急診療患者狀況は第一部に於て記述した通りであるが本年一月一日以降六月末日に至る六ヶ月間に於ける各檢疫所が取扱つた總患者數は入院患者が一萬一千八百八十四名、應急診療者六萬六千七十名で全體を通じてこれを病類別にして見ると別表の如くであるが入院患者中最も多きは外傷、結核で應急診療患者では外傷が多い、更にこれを各檢疫所別に分類して見ると入院患者を最も多く取扱つた檢疫所は舞鶴で外傷、結核戰傷が依然多く次いで宇品第三位は佐世保の順となつてゐて結核が何れの檢疫所を通じて見ても比較的多數を占めてゐるのは注目すべきである。

更に本表中、浦賀及び名古屋檢疫所分が極く少數しか取扱つてないがこれは浦賀は四月廢止、名古屋は一月以降事實上業務を取扱はなかつた爲である。

尙本表にはこの外に各檢疫所別に引揚者總數を月別に記入、引揚者數と患者數とを對照し又入院と應急診療の各患者總員に對する百分比、入院應急診療兩患者累計の實數、引揚者總員に對する患者百分比等を記載した。

檢疫所名	施行月	使費	總看數	施行理由	施行方法	施行設備	備考
舞鶴	1	4	8,776	定期及申請	DDT	—	
	5	22	41,823	〃	DDT撒布	クレゾール	
	6	23	42,971	〃	石炭酸水	〃	
佐世保	2	17		〃	オクゾール	メタノール	內9度六二回施行
	3	47		〃	DDT	リゾール	
	4	19		〃	リゾール		
	5	1		〃	クレゾール	DDT	
	6	12	22,106	〃	石炭酸	〃	
名古屋	4	26	64,568	結核患者多數發生の爲及定期	DDT撒布		
	5	32	159,087	申請及定期	〃		中10度數不明

消毒

船舶消毒實績

船舶の消毒については現在迄に報告のあつたものは大體左記の各檢疫所であるが、これの中總噸數の不明のもの多數あり隻數は全部で二百五隻に達し消毒の方法としてはDDT撒布の外に一部にメタノール、オクゾール、リゾール、石炭酸を使用したものもあつた、又施行理由は大體に於て定期的に施行したが中には申請によるもの及び名古屋に於てはその船舶中に結核患者多數發生した理由によるものもあつた。

博多	3			現地軍の指示による	薬物 DDT撒布 クレゾール		
計		205					隻數不明(博多)

船舶鼠族施行駆除

船舶鼠族駆除の目的は食料品置場、物置、炊事、船倉等に捕鼠器を配置又は硫黄の燻蒸其他適當の方法により船員の駆除を行ひ捕鼠器鼠死屍蒐集し細菌學的檢査に基を行ひペストの病菌の有無を檢査するにある。

而して別の表に示した如くー月以降六月末日に至る六ヶ月間の全施行船舶隻數は二百四十八隻に及んだが船舶以外檢疫所が必要と認め実は申請により施行した檢疫所附近の民家港灣地區等も又多數あるがこの外現地地軍の指令に基いて施行したのもあつた。

駆除方法としては硫黄、燻蒸、サイロール、毒物、粘イラズ、捕鼠器等等頻々使用されたが、その成績は捕鼠總數二千百八十三匹で細菌檢査件數二千百六十五回に及んでるるが何れも陰性の報告であつた。

病毒汚染船舶

病毒汚染船舶は昨年のコレラ流行の明間は非常に多かつたが今年に入つては實際にはたゞ僅かに名古屋檢疫所が四月に六隻、五月に三十二隻に對して施行した報告を得たのみである。

而も四月中に施行した船舶は最初その船舶に結核患者が發生してゐるとの理由によりて施行した一隻で他は船舶關係の申請によりて施行したのである。何れもDDT消毒が主なるものであつた。

病毒汚染船舶表 昭和22年1月1日より6月30日迄

檢疫所名	隻數	總噸數	施行月日	施行理由	施行方法	施行成績	備考
名古屋檢疫所	6	35,889	4月中	申請に依る1部結核患者ありたる爲	DDT消毒		1隻噸數不明
〃	32	163,087	5月中	申請に依る1部必要と認め	〃		
合計	38	198,976	2ヶ月				

豫防接種

豫防接種は左表の通りで入港では接種人員總計百十四萬六千三百三十二名でその内譯は種痘四十三萬二千四百四十四名、コレラ豫防注射は三十二萬三千五百二十二名、發疹チフス三十九萬四百二十六名となつてゐる。又これを檢疫所別に見ると種痘では佐世保の十六萬八千七百八十六名最も多く浦賀の百六名が最低で、コレラ豫防注射は佐世保の十六萬九千六百五十五名を最高に浦賀の百四名を最低とし更に發疹チフス注射は佐世保の十五萬八千四百五十八名を最高に浦賀、宇品、佐世保、鹿兒島の四ヶ所で各百四名が最低となつてゐる。又田港では浦賀、宇品、佐世保、鹿兒島の四ヶ所でコレラ豫防注射は總計一萬四千七百四十四名中種痘は千七百五十五名、コレラ豫防注射は六千百十二名、發疹チフスは七千六百七十五名となつてゐる。

豫防接種人數（入港）

檢疫所別	種痘	コレラ	發疹チフス	計
函館	57,922	57,922	57,922	173,766
浦賀	106	104	104	314
舞鶴	69,896	69,896	89,025	228,817
宇品	26,723	29,416	49,729	105,868
佐世保	168,786	159,655	158,488	486,969
博多	109,011	6,529	35,158	150,698
計	432,444	323,522	390,426	1,146,332

豫防接種人數（出港）

檢疫所別	種痘	コレラ	發疹チフス	計
浦賀	158	158	158	474
宇品	32			32
佐世保	1,230	5,621	5,918	12,769
鹿兒島	493	493	493	1,479
計	1,913	6,272	6,569	14,754

引揚者の罹病狀況

各地よりの引揚者中檢疫所に於て直接取扱つた罹病者は引揚者總數四十七萬百六十八名中七萬七千九百五十五名に達したが是等罹病者中入院患者、應急診療者、更にソ聯地區と其他の地區に大別し、患者實數、死亡者數、病類別等各角度より分類比較して見たが詳細は別表を參照されたし。

ソ聯地區引揚者とソ聯地區以外の引揚者との罹病狀況の比較

各地よりの引揚者中の患者を上陸地に於て處理した狀況は記述した通りであるが、更にソ聯地區引揚者と其他の地區引揚者に大別して觀察を試みた。

ソ聯地區よりの引揚は別記した通り昨年十一月末ソ協定成立してより昨年末その第一回引揚が開始されたのであつたが大體に於て同地區よりの引揚が本年度の引揚の中心を爲すものであつた。

而して同地區より本年一月一日より六月末日迄の引揚者中の應急診療患者、入院患者を種類別に表示すると次表の通りである。

ソ聯地區以外よりの引揚者を取扱つた檢疫所は主として宇品であつた。本年一月以降六月末日迄の六ヶ月間に於ける引揚者中の罹病者を應急診療患者、入院患者別に區分して見たが詳細は次表を參照されたい。

而してソ聯地區と其他の地區の引揚者中の罹病者數を比較して見ると次表の如くであつて、外傷、戰傷、マラリヤ、發疹チフス症はソ聯地區の方が稍々低いが其他はソ聯地區が多くなつてゐるのが一見して明らかである。その死亡者數はソ聯地區は二一一名（〇、〇七）、其他の地區は一六一名（〇、〇九%）で、ソ聯地區が稍々少く、引揚總員に對する罹病者はソ聯地區の方が其他の地區よりも稍々高い。

ソ聯地域よりの引揚者罹病狀況

自昭和22年1月 至昭和22年6月

引揚總數 290,149

	應急診療患者			入院患者			總患者（應急患者＋入院患者）			
	實數	應急診療患者百分比%	引揚總員比‰	實數	入院患者百分比%	引揚總員比‰	實數	死亡實數	總患者百分比%	引揚總員比‰
戰傷	110	0.20	3.8	29	0.41	1	139	0	0.27	4.8
外傷（除戰傷）	2,279	5.11	78.5	556	7.81	19.2	2,835	0	5.48	97.7
傳染病（同疑似者）	168	0.38	5.8	356	5.0	12.3	524	9	1.01	18.1
結核	776	1.74	26.7	620	8.70	21.4	1,396	10	2.70	48.1
栄養失調症	384	0.86	13.2	365	5.12	12.6	749	32	1.45	25.8
胃腸病	568	1.27	19.6	76	1.07	2.6	644	1	1.25	22.2
マラリヤ	95	0.21	3.3	78	1.10	2.7	173	0	0.33	6.0
性病	200	0.45	6.9	68	0.95	2.3	268	0	0.52	9.2
産褥	407	0.91	14.0	171	2.40	5.9	578	0	1.12	19.9
其の他	39,602	88.82	1364.8	4,804	67.44	165.5	44,406	159	85.87	1530.4
計	44,589	—	1536.7	7,123	—	245.5	51,712	211	—	1782.2

ソ聯地域以外よりの引揚者患者状況

自昭和22年1月 至昭和22年6月

引揚総数 180,019

	應急診療患者 實數	應急診療患者 千人に對する患者數	入院患者 實數	入院患者 千人に對する患者數	總患者(應急診療+入院) 實數	總患者 千人に對する患者數	死亡者 實數	死亡者 千人に對する患者數
傷痍	51	0.24	276	5.78	326	15.3	1	1.24
外科(除眼科)(傷痍疾病を除く)	2,058	9.58	750	15.75	2,808	41.7	10,70	156.0
結核(同疑似者)	3	0.01	264	5.54	267	14.7	0	1.02
性病	241	1.12	424	8.88	665	23.6	13	2.53
栄養失調症	441	2.05	129	2.71	570	7.9	60	2.17
脚氣	158	0.74	76	1.60	234	4.2	1	0.8
マラリア	316	1.47	168	3.53	484	9.3	0	1.84
性病	67	0.3	33	0.69	100	1.8	0	0.3
梅毒(肋膜)	0	0	76	1.6	76	4.2	0	0.29
其の他	18,146	84.47	2,506	53.9	20,712	142.5	85	78.03
計	21,481	1193.2	4,761	—	26,242	294.5	161	—

引揚船内に於ける應急醫療

海外よりの引揚及復員はソ聯占領下を除き概ね昨年中に終了し本年に入つてからの引揚は南方各地の殘留者とソ聯治下よりの引揚開始が主な特長である。

毎月の引揚者總數も昨年に比し著しく減少したため使用船舶も米國より借用中のT型船及L、S、T型船は不必要になり邦船のみ就航する事になりたる爲め極力在來船を折返し使用することとしその不足を改A型船を使用する事にし計五十隻程度を交代に使用した。

引揚船内に於ける應急醫療の狀況は「船宛醫師、醫學生、看護手等で五名程度を確保し得たが昨年中主動力となつてゐた醫學生が試驗期に入りたるため減少し、これに代り看護婦を醫療助手として採用し、佐世保援護局より四十六名、舞鶴援護局より四名、常時配乘せしめたが結果は實に獻身的に引揚者に奉仕してくれたので應急醫療としては概ね滿足すべき狀況であつた。

取扱つた患者を病類別に觀察すると胃腸疾患が依然として最高位を占めてゐるが皮膚病及榮養失調が減少してゐるのは、コロ島經由の滿洲よりの引揚者が一應完了し、未引揚者の外地の生活程度が稍良くなつた事を示してゐる。一方ソ聯地區よりの引揚者の外傷が增加してゐるがこれは强制勞働に依るものが主である外たいした變化は認められない。

結核性疾患は昨年度に比し大差ないが慢性疾患たるが故、應急醫療を受けるものが少く、又受診者の大部分に於て相當病勢が進行してゐる事は大いに注意すべきことである。

地域的にみると北鮮、大連、ソ聯よりの引揚者に於ては榮養失調が相當高率を示してをり、ソ聯よりの引揚者に特に外傷が高率を示してゐることは注意すべきである。

南方各地よりの殘留者の引揚が再開されたが案外健康狀況は良好であつた。

シンガポール地區よりの引揚者中患者の高率を示してゐるのは一月中は二隻とも三月中は三隻中一隻、四月中は四隻中一隻、英國船により患者を主として輸送してきたものが別表に含ませてあるためである。

尙別表には衛生班を配乘してある病院船は含まれてゐない。

引揚地別船内患者表

(注) ( ) 内は死亡者

引揚地	月別	結核	傳染病	眼	外傷	皮膚病	結核	栄養失調	胃腸病	脚氣	マラリア	性病	梅毒	其他	患者數	引揚者數	引揚者百分比患者數	死亡者數	引揚者千人に對する死亡者數
樺太	一月	4	(1)48	0	7	27	31	0	(1)32	7	20	0	12	(1)96	380	6,101	6.2	4	6.5
	四月	2	2	0	0	5	4	0	32	4	0	4	6	42	98	2,027	4.8	0	0
	五月	2	0	0	15	11	2	(1)1	41	5	0	1	19	(1)54	149	2,078	7.2	2	9.6
	六月	2	0	0	32	25	0	3	31	12	0	2	39	(2)206	206	2,033	10.1	0	0
	計	10	(1)48	0	69	67	33	(1)5	136	28	20	7	76	(3)354	883	12,239	6.8	6	4.9
	比率	—	5.8	0	7.1	8.0	4.0	0.6	16.3	3.4	2.4	1.8	9.1	42.5					
ソ聯	一月	1	6	0	98	52	4	5	31	0	0	0	0	77	273	2,491	10.9	0	0
	四月	9	0	0	244	42	6	304	482	21	1	0	0	304	1,404	25,071	5.6	0	0

五月	9	39	1	357	152	62	81	506	27	23	4	0	(1) 802	2,054	24,290	8.5	1	0.4	0.4
六月	10	21	0	987	200	269	283	324	118	68	3	0	(1) 1,688	3,961	24,921	11.8	1	0.4	0.2
計	29	66	1	1,686	446	341	673	1,343	165	92	7	0	(2) 2,871	7,692	76,773	1.00	2	0.2	0.2
比率	—	0.9	0.0	21.9	5.8	4.4	8.4	17.5	2.2	1.2	0.1	0	37.3	—	—	—	—	—	—
一月	10	10	2	508	859	(1) 324	(20) 479	(6) 1,119	(1) 552	14	12	(1) 144	(21) 1,963	5,779	31,306	18.5	54	17.2	9.3
二月	12	2	1	669	696	(3) 84	(17) 747	(5) 1,605	195	1	1	(2) 146	(3) 2,610	6,759	34,779	19.4	40	11.5	5.9
三月	29	0	8	723	839	201	501	1,779	168	1	42	173	2,795	7,233	73,987	9.8	43	5.8	5.9
四月	1	0	0	35	11	0	13	25	2	0	0	0	127	213	2,846	7.4	0	0	0
計	52	12	11	1,935	2,405	609	1,733	4,528	917	15	55	465	7,295	19,981	142,981	13.9	137	9.9	6.9
比率	—	0.0	0.0	9.7	12.0	3.0	8.7	22.7	4.6	0.0	0.3	2.3	36.3	—	—	—	—	—	—
一月	4	(1) 25	8	343	527	303	(14) 376	287	90	38	7	3	(4) 725	2,817	7,177	39.3	19	26.5	6.7
計	4	(1) 25	89	343	527	303	(14) 376	287	95	38	7	3	(4) 725	2,817	7,177	39.3	9	26.5	6.7
比率	—	0.9	3.2	12.2	18.7	10.8	13.3	10.2	3.4	1.3	0.2	0.1	25.7	—	—	—	—	—	—
三月	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	65	7.7	0	0	0
四月	1	0	0	0	6	2	0	7	0	0	0	11	5	3	283	11.0	0	0	0
六月	3	1	0	0	0	2	0	3	2	2	0	0	1	10	824	1.2	0	0	0
計	5	1	0	0	6	4	5	10	2	0	1	11	6	46	1,172	3.9	0	0	0
比率	—	2.1	0	13.0	8.7	10.8	21.7	4.3	0	2.1	23.9	13.0	—	—	—	—	—	—	—
六月	1	0	0	1	0	0	5	0	1	0	0	3	10	397	2.5	0	0	0	0
計	1	0	0	1	0	0	5	0	1	0	0	3	10	397	2.5	0	0	0	0
比率	—	0	0	10.0	0	0	50.0	0	10.0	0	0	30.0	—	—	—	—	—	—	—

四月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0
比率	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
五月	1	2	0	1	0	0	6	5	1	1	0	13	19	48	1,006	4.8	0	0	0
計	1	2	0	1	0	0	6	5	1	1	0	13	19	48	1,006	4.8	0	0	0
比率	—	4.2	0	2.1	0	12.5	0	10.4	2.1	2.1	0	27.1	39.6	—	—	—	—	—	—
六月	1	3	0	0	0	0	0	(1) 5	0	0	0	2	1	11	653	1.6	1	15.3	90.9
計	1	3	0	0	0	0	0	(1) 5	0	0	0	2	1	11	653	1.6	1	15.3	90.9
比率	—	27.2	0	0	0	0	0	45.4	0	0	0	18.1	9.0	—	—	—	—	—	—
六月	1	0	0	0	0	0	2	8	0	3	0	0	5	18	151	11.9	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	2	8	0	3	0	0	5	18	151	1.9	0	0	0
比率	—	0	0	0	0	0	11.1	44.4	0	16.6	0	0	27.7	—	—	—	—	—	—
一月	2	28	192	83	13	226	0	63	19	46	7	0	191	868	883	98.3	0	0	0
三月	2	46	9	48	5	26	0	13	4	22	1	0	319	493	2,592	19.0	0	0	0
四月	4	14	16	283	0	56	1	36	23	50	10	0	309	778	4,470	17.4	0	0	0
五月	4	35	21	162	8	102	0	37	10	37	3	0	308	723	7,636	9.5	0	0	0
六月	8	71	18	356	220	38	0	170	26	255	6	0	467	1,627	14,317	11.3	0	0	0
計	20	194	250	912	246	448	1	319	82	410	27	0	1,593	4,489	29,898	15.0	0	0	0
比率	—	4.3	5.7	20.3	5.4	9.9	0.0	7.1	1.8	9.1	0.6	0	35.4	—	—	—	—	—	—
一月	2	39	1.5	27	1	48	0	74	13	35	3	0	(3) 112	367	2,874	12.8	3	10.4	8.2
二月	—	1	0	37	0	0	0	21	5	42	0	0	78	148	2,984	6.2	0	0	0

墨印	三月	1	9 (1)	0	30	9	11	0	13	10	15 (2)	1	0	38	136	1,545	8.8	0	0	0
	四月	1	11	0	1	0	1	0	5	0	35	1	0	17	71	4,090	1.7	3	7.3	42.3
	五月	1	0	0	28	0	3	0	1	2	18	1	0	51	104	1,547	6.7	0	0	0
	計	6	60	15	123	10	63	0	114	30	145	6	0	296	862	13,040	6.6	6	4.6	7.0
	比率	—	7.0	1.7	14.4	1.2	7.3	0	13.2	3.5	16.8	0.7	0	34.3	—	—	—	—	—	—
ラバウル	四月	1	0	0	4	0	2	0	1	1	3	0	0	13	24	458	5.2	0	0	0
	計	—	0	0	4	0	2	0	1	1	3	0	0	13	24	458	5.2	0	0	0
	比率	—	0	0	16.7	0	8.3	0	4.2	4.2	12.5	0	0	54.2	—	—	—	—	—	—
總計		132	411	372	5,063	3,708	1,811	2,792	6,761	1,322	729	110	570	13,182	36,831	285,912	12.86	171	5.9	4.6
		比率	1.1	1.0	13.5	10.0	4.9	7.6	18.1	3.6	1.9	0.3	1.2	35.8	100.0	—	—	—	—	—

列車內診療狀況

列車內診療については第一部に於て詳細に述べた通りであるが要する

に引揚者が祖國の土をふんで先づ檢疫所の所定の檢疫を受け病氣の惧

れのある者を除いては何れも歸鄉する。それには一團となり引揚列

車内に入院する者を除いては何れも歸鄉する。それには一團となり引揚列

車内に入院するものでなつかしの故鄉に向ふのであるが、この間列車内にあつて

身體の狀況を、つぶさに診察し健康を維持する一方萬一罹病せし者あ

る時は應急處置を行ふもので、これの業務は大體各地に在住する作外同

胞引揚者出發生同盟の自發的應援を得て開始したのである。

而して本年一月より六月末日現在に至る同診療狀況は列車乘員四十七

萬百六十八名中、患者數二萬七千九百名で、此の中特に目立つて多い疾

患は胃腸疾患で一萬三千百八名の總對多數を占めて居り、之れに次ぐものは外傷で二千五十四名であるが、詳細は別表を參照せられたい。

自22年1月 至22年6月 列車內診療狀況 引揚者乘車人員 470,168

傷病名	患者數	患者數に對する%	引揚者乘車人員に對する‰
胃腸疾患	13,108	73.22	278.7
榮養失調並脚氣	576	3.21	12.2
結核	60	0.33	1.27
イラリヤ	39	0.21	0.8
外傷	2,054	11.47	43.6
皮膚泌尿器疾患	129	0.72	2.7
產科	10	0.05	0.2
婦人科	0	0	0
耳鼻咽喉科	58	0.32	1.2
眼科	41	0.23	0.8
齒科	69	0.39	1.46
其の他	1,756	9.75	37.34
計	17,900	—	380.7

消費醫藥品

各檢疫所に於ては實際どれだけの醫藥品を使用して來たかを見ると大體別表の如くにな。

但し本表中には衛生資材は消耗品でないので省略した。

一一六月醫藥品消費狀況

醫藥品使用量（檢疫所別）

品目		寮開	舞鶴	函館	宇品	佐世保	計
ビタカン	管		1,400	1,500	500		3,400
ビオフェルミン			400			1,200	1,600
ビタミンA	管瓦		10,400	1,400	400	1,400	14,600
ビタミンB1	〃		1,400	1,400	400	1,400	4,600
ビタミンC	〃		1,100	1,100	400	1,100	4,700
ビタミンB1注	〃		1,100	1,100	400	1,100	4,700
ビタミン注	錠瓦		100,000		100,000	200,000	400,000
ビタミン錠	〃		1,100	1,400	1,100	1,400	5,000
非特異性胃腸炎錠			100			1,100	1,200
ブロムワレリル尿素錠	〃瓦		100	500	100	500	1,200
ペラゴラ			1,400		500	1,400	3,300
ロキニーネ			500	1,100	500	1,400	3,500
ナサトール			500		100	1,100	1,700
ナトリウム錠	〃		300			300	600
ルミナール			3,000			3,000	6,000
錠							
耳鼻咽喉科		58		0.32			1.2
眼科		41		0.23			0.8
齒科		69		0.39			1.46
其の他		1,756		9.75			37.34
計		17,900		—			380.7

クロラミン注	瓦	1,100			1,100	1,100	3,300
喉頭ペスト		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	5,600
喉頭ペスト		3,000			3,000	3,000	6,000
喉頭酸ナトリウム	〃瓦	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	4,400
喉頭酸ナトリウム		500			500	500	1,000
喉頭酸ナトリウム		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
喉頭酸ナトリウム		500			500	500	1,000
喉頭酸ナトリウム		1,000			1,000	1,000	3

アスピリン末	瓦	一〇、八〇〇	三、七五〇	七、九五〇	二八、〇六〇
アスピリン錠	〃	四四、二〇〇	一八、五〇六	八、四〇八	二、二六、二九九
アルコール	瓦	二、四四〇	二四、二〇〇	一〇、二六〇	三四、〇八〇
アクリナミン	〃	五四〇	一、二〇〇	一、三五六	三、〇四〇
サルバルサン製剤注	管	九〇〇	六〇〇	二、四四	八〇
安那加末	瓦	六、〇〇〇	一、四〇〇	一、六四〇	四、一六〇
亜鉛華澱粉	〃	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、七一二	二、二二、二九
亜鉛華軟膏	〃	二一〇	二六三	三一〇	六、一九〇
亜鉛華絆創膏	〃	五、六〇〇	一、七〇〇	二、〇〇一	七四〇
イヒチオールスルホン酸アンモンウム注	〃	七、六〇〇	二、四〇〇	一、九四四	三四、〇〇〇
鹽化カルシウム注	管	九六	三、五五〇	二四〇	五四〇
鹽酸プロカイン注	〃	九六	三、五五〇	二四〇	五四〇
オキシドール	瓦	一四、四〇〇	三、三〇〇	二、八〇〇	八、六七六
カンフル剤注	管	九、九六	二、四〇〇	三、六四〇	六、七一〇
煖性マグネシア	瓦	三、〇〇〇	一、六〇〇	七、九九六	一一、七六六
海人草製剤	〃	一、六〇〇	四、一〇〇	四、七九六	六、五九八
杏仁水	瓦	九六	三一〇	七、六〇〇	七、六〇〇
キニーネ注	管	九六	三一〇	一、六〇〇	一、六〇〇
グリセリン	瓦	一一、六〇〇	八、六〇〇	二一〇	五、四一〇
クレゾール石鹸液	〃	四四一、六〇〇	二四、一一〇	一七、六、三六二	二四七、一八一
硅酸アルミニウム製剤	〃	二、六〇〇	二三、一一〇	一六、六、七六八	四四一、一六一
胃錠	錠	四、六〇〇	一六、〇四〇	八、九一〇	一、八一〇
ヂルソプロカノン注	管	二六	三、五六〇	二六一	一、六一〇
酢酸カリ液	瓦	六〇〇	〃	一、六一〇	一〇〇
サルチル酸	〃	〃	二四〇	〃	二四〇
サルチル酸ソーダ	〃	六、〇〇〇	〃	一、六二〇	三、七四〇
次硝酸蒼鉛	〃	四、一〇〇	二、九二	二、九二〇	六、一二〇
植物油	〃	二、四〇〇	六、六六六	一、六二〇	一四、六六六
重炭酸ソーダ	〃	二、四〇〇	六、六六六	一、六二〇	一四、六六六

櫻皮製剤末	瓦	二、六〇〇	三、四四〇	三九、八四四	五四、九四四
アセトスルファミン末（レギオン）		一、二八		六、五六六	九、〇六
アセトスルファミン注	瓦	二、六四〇	一、六八	三、〇〇六	六、〇三一
スルファグアニヂン末	瓦	三、〇四〇	一、〇四〇	七、〇四六	九、七九六
スルファチアゾール錠	錠	三一〇		一、九一一	二、六九一
スルファピリヂン末	瓦	三〇〇	六〇〇	二、二二、二九	二、二二、二九
スルファピリヂン注	管	三〇〇	一、二四四	六、一九八	二、四六七
〃	錠			七四	
スルファダイヤヂン	錠	一一〇	一、一〇〇	三一〇	四四
水銀軟膏	瓦	三、〇〇〇	一、一〇〇	一、三一〇	一、三二、三二
〃	〃			一四、〇四〇	一四、〇四〇
生理食鹽水	cc	一一	二九	三一	三一
トロンボゲン注	管	一一〇	六九	二四	一、三四一
タンナルビン	瓦	三、〇〇〇	六〇〇	七、九九八	一、八一八
タールバスター	〃	四、〇〇〇	二、九六〇	四、一六一	四、七二二
ヂキタミン注	管	四〇〇	一、三〇〇	一、〇一〇	四、〇一四
ヂアスターゼ	瓦	二、六〇〇	一、四〇〇	三、〇〇〇	五、六七八
チアントール	〃	一、六〇〇	七、四〇〇	二、四四〇	五、七四八
乳糖	〃	八〇〇	一、九一〇	二、一六一	八、六六八
白糖	〃	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、三五二	五、二〇二
土巴布	〃			三、九八〇	三、九八〇

右の外五月一日より開設せられた横濱檢疫所に於て左記のワクチンを使用したので附記する

		五月	六月
發疹チフスワクチン	cc	五四〇	一、三四〇
チフスワクチン	〃	一一〇	三一〇
ペストワクチン	〃	一一〇	三一〇
コレラワクチン	〃	一、〇四〇	一、四一〇
痘苗	貝	九〇	一〇

○最高司令部及び現地軍の指令

引揚檢疫が連合軍最高司令部の指令指示に基いて行はれなければならない事は勿論であるが、時には最高司令部の以外に現地軍よりも又檢疫業務に關して何彼と指示指導があつたので玆では其の主なるものゝみを收載して見よう。

月日	最高司令部指令	採りたる處置
二十二年二月七日	主題　バンコック出荷、浦賀及び博多檢疫所所在キニーネ 一、左記參照 イ、連合軍最高司令官總司令部發日本帝國政府宛覺書　昭和二十一年八月八日綴込AG四四一・二（昭和二十一年八月八日）CPC／EP・SPIN一九五〇—A 主題　規那皮及キニーネ誘導體の押收及報告 ロ、昭和二十一年十月二十二日同主題終連五五六九（RP） 二、日本政府厚生省は浦賀檢疫所にキニーネ硫酸鹽九、七七九、二〇〇錠及キニーネ硫酸鹽二、六八八、〇〇〇瓦　博多檢疫所にキニーネ硫酸鹽一三八、〇〇〇錠があり、すべて昭和二十一年五月六日の間にシヤム、バンコツクより日本向け出荷されたものであることを報告した、內務省は前記量のキニーネについて前記參照（一）の（イ）に應じてたゞ浦賀檢疫所の硫酸鹽キニーネ錠のみが押收されたことを陳述した 三、日本政府は前記參照（一）の（イ）に從ひ主題の浦賀檢疫所の硫酸鹽キニーネ及び博多檢疫所の硫酸鹽キニーネ錠を押收するよう指令する 四、又日本政府に前述の如くシヤム、バンコツクより日本向け出荷せられたる硫酸鹽キニーネ及硫酸鹽キニーネ錠の出所及日本政府の取得の方法に關し調査し報告するよう指令する。 五、所要報告は昭和二十二年三月一日迄に連合軍最高司令官總司令	檢疫局檢疫課長 浦賀檢疫所長宛 連合軍最高司令部覺書送付に關する件 〃司令部から別紙の樣な覺書があつたから送付する、就てはこれの施行に當つては關係各方面と充分な連絡を取り遺憾無いようにされたい

一月十三日　主題

部民間財産管理人宛提出せらるべきである
ドイツ人並にオーストリヤ人の送還
附屬書第二號醫療衛生に關する手續
厚生省は左の醫療及衛生に關する處置を本送還に附隨する最少限度の要件とした遂行しなければならない
a しらみの附着如何、隔離を要する傳染病（コレラ、ペスト、天然痘、發疹チフス、黄熱）若しくは之と接觸する人々の健康に害を與へる恐れある傳染病及びその疑いあるものを發見する爲めには送還開始前に各歸國者の家庭に於て檢疫を行ふこと、もし送還されるべきものが疾病又は虚弱のため出發すべきでないと決定したならば、その旨を直ちに米第八軍監視隊に報告すること、そして連合軍々醫が當人を診察する、厚生省は送還を免除されたものを直ちに連合軍最高司令部に報告しなければならない
b 隔離を要する傳染病その他重大な傳染病に感染してゐる者又はその疑ひあるものを傳染の危險ある期間の經過する迄病院に收容し若しくはその他の效果的な隔離の方法を講ずること、右の者は傳染の危險ある期間の經過する迄引揚援護局に移動させねばならはい
c 病菌をまん延させる恐れのある種類の隔離を要する傳染病と接觸したことが判明してゐるものを引續いて監視するために適當な方法を講ずること、監視は最後に患者と接觸した日から計算してその傳染病の潜伏期の終る迄經過しなければならない
左の潜伏期を嚴守すること
天然痘十四日　發疹チフス十二日　ペスト六日
コレラ六　日　黄熱　六　日
d 豫防注射を引揚援護局に於て實施すること
一、引揚者はすべて種痘をすること

一月十五日　　検疫課長
　　醫療課長
各檢疫所長宛
首題の件を夫々通牒萬遺憾無きを期す

二月一九日　主題

二、チフス豫防注射は過去四ケ月以内にその注射をしていないものに全部に對して行ふこと
三、引揚者の圓滑な出發が、さまたげられる恐れがある場合は引揚援護局に於ては數回に亘る豫防注射は最初の一回分だけを施行すればよい
四、右に必要なワクチンは米第八車が支給する
e 引揚者の圓滑な出發がさまたげられる恐れのある例外的な場合を除いては書間檢疫を行ふこと
f 必要なすべての手續を完了したことを證明する包括的な證明書を船客名簿に添付すること
g 國際檢疫手續に從がつて必要なる記錄を保存すること
イタリー人の引揚
イ、（一）日本政府覺書綴込番號AGO九一、三一（二一、一、一九）ESS／FI（SCAPIN—六二二）昭和二十一年一月十九日附主題「輸出統制に關する補足的指令」
（ロ）日本政府宛覺書綴込番號AGO一四、三三（二二一、九）GA（SCAPIN—一四五〇）昭和二十二年一月九日附主題「浦賀引揚援護局の閉鎖」
二、添附の名簿に記載のイタリー人は昭和二十二年二月二十五日に浦賀に到着する筈のイタリヤ船舶セフトリエーレ號で引揚げることを希望してゐる
三、日本政府は
イ、セフトリエーレ號に依るイタリー人の引揚が完了する迄浦賀引揚援護局の閉鎖を延期せよ
ロ、これ等のイタリー人がその自宅から浦賀引揚援護局に移動する適當な輸送の爲めの必要な手配をなし且之を準備せよ
下記の（三）（二）の規定の履行を容易ならしめる爲めにイタリー人が乘船豫定當日の早朝に浦賀引揚援護局に確實に到着する樣に輸

三月一日　　検疫課長
浦賀檢疫所長宛
連合國最高司令部覺書送付の件
イタリー人送還に關する覺書が出たので送付する、就てはとれの施行に當つては關係各方面と連絡をとり遺憾の無い樣にされたい
追て貴所集合乘船出航の日時は終戰連絡中央事務局より通知あり次第連絡の豫定

送を準備する爲の必要な處置が講ぜられなければならない
ハ、浦賀援護局に到着したイタリー人に對し檢疫處置並に注射を實施し上記(一)のイの參照覺書に含まれた指示に從つて其の所持品を處理せよ
二、イタリー人を浦賀援護局到着と同じ日にセフトリエーレ號に乘船せしめよ
四、セフトリエーレ號の到着豫定期日に變更のある場合には終戰連絡中央事務局當該係官を通じて日本政府に通知する

三月三日　檢疫課長

主題　英國籍印度人及イクラ人の引揚
一、日本政府覺書綴込番號AGO九一、三二(二一一、一九)ESSX EI(SCAPIN—六二三)昭和二十一年一月一九日附主題輸出統制に關する補足指令
二、左記の人々は昭和二十二年三月中に吳地區を出航する英國船で引揚げることを希望してゐる

英國籍印度人(東京)　サバイ　サトヤテブ氏
　　サハイ　サテイ夫人
　　サハイ　リシヤ　嬉
　　サハイ　スモナ　孫
　　サハイ　アソカノハレ氏
イクラ人(神戸)　シヤーラバン　エスラ　サルマン氏
　　エリザ夫人
　　ロザリーネ　孃
　　イベットウ　孃
　　ジョーイ　孃
　　クレーイス　孃
三、英國籍印度人は東京から吳までの輸送をイクラ人は神戸から吳までの輸送を、その引揚指定船に乘船するのに都合の良い時にそれ〴〵請求する
四、日本政府は
イ、上記の人々から輸送請求を受けた時には吳迄の輸送を準備すること
ロ、上記の參照覺書に含まれた指示に從つてこれ等の人々が引揚の爲出頭した場合にはこれを檢診し注射を行ひ且その所持品を處理すること
ハ、更に到着と同じ日に乘船出來る樣上記の人々の處理を迅速に行ふこと
五、この英國籍印度人及イクラ人に對しては連合軍官憲より船便並びに諸手續き及乘船の爲吳に到着すべき日時を通告するといふことを特記する

三月八日　檢疫課長

主題　イタリー人の引揚
一、日本政府宛覺書　綴込番號及主題上揚(SCAPIN—一五三四)昭和二十二年二月十九日附を參照せよ
二、上記指令中の引揚送出さるべきイタリー人名簿に本指令に添付の人名を追加訂正せよ
三、現在の情報ではセフトリエーレ日本到著は三月中である

三月十一日　檢疫課長

宇品檢疫所長宛
連合國最高司令部覺書送付の件
英國籍印度人及イクラ人送還に關する覺書が出たから送付する、就てはこれの檢疫處置に遺憾のない樣に期せられたい

二月十日　檢疫課長

主題　引揚
附屬第五「醫療及衞生處置」の中改訂又は追加されたものは左の通りである
但傍線の部分は訂正されたもの、傍線の附してない項は全項新に追加されたものである
附屬第五「醫療及衞生處置」
一、イ(2)檢疫疾患又は重大な傳染性疾患に罹患せること確實なる者又はその疑ある者に對する傳染可能期間經過までの入院又は他の有效なる隔離をなすこと
次の疾病を有する者は引揚船又は引揚者輸送列車に乘せてはなら

三月十八日　檢疫課長

浦賀檢疫所長宛
連合國最高司令部覺書送付の件
三月一日付檢疫發第七七號を以て送付したイタリー人送還に關する覺書につき今般別紙の通り指令があつたから之が措置については遺憾の無い樣にされたい

三月二十日　檢疫課長

各檢疫所長宛
日本政府宛覺書の件送付
昭和二十一年五月七日附連合國總司令部覺書「引揚」(修正の分)の一部は本年二月十日付同主題覺書により別紙の通り改訂されたので今後はこれによつて遺憾の無いよう實施されたい

ぬ

即ち腸チフス及パラチフス、ペスト、發疹チフス、痘瘡、コレラ回歸熱、日本B腦炎、肺炎、流行性感冒、ヂフテリア、猩紅熱、水痘、麻疹、百日咳、流行性耳下腺炎、流行性腦脊髓膜炎、脊髓前角炎、A腦炎及流行性出血熱

(3)次の疾病を有する者は連合國最高司令官に通告の上輸送途中適切なる監視を續けることを條件として引揚船に乘船させてよい

アメーバー赤痢、細菌性赤痢、腸炎即ち下痢、マラリヤ、カラアザール、結核、肋膜炎、波狀熱及性病

(注)此の項が新に加へられたため以下(　)内の番號は一つ宛ずれる

(6)　免　疫

(イ)4　腸チフス豫防注射は北緯三八度以北の朝鮮に向ふ總ての朝鮮人に對して實施すること

一、ハ、引揚援護局に關する處置としては次の如く準備せられたい

2、すべての豫防接種と船舶人員及其の小荷物の處理並に害虫驅除を引揚援護局に於て行ふこと、必要な一切の處置を完了した旨の包括的證明書を乘船者名簿に添付せられたい

一、日本人醫師を引揚船に乘船せしめよ

イ、日本政府はすべての下記日本人乘組引揚船に日本人醫師を恒久的任務に服する爲に乘船せしむる樣定められたい

(1)　航海期間四日以下の船舶には二人の看護人

(2)　航海期間四日又は其以上に亘る船舶には醫師一名と看護人二名

二、引揚者中の「コレラ」に對する檢疫處置

ハ、海外からコレラ患者を乘せて日本に到着する船舶は連合國軍最高司令官から別段の指示あるまで佐世保港のみを使用せられ

たい

(3)　コレラ患者は船から碇泊中の病院船に移すか又は引揚者中のコレラ患者を收容治療する陸上の隔離病院に移すこと

患者のすべての排泄物の消毒(有效濃度一%の强さでクレオソール溶液を使用する)防蠅の爲の金網張り及看護人の防護に對しては深甚な注意を拂はれたい

二、日本政府は日本に於けるすべての引揚港に醫學的處置の爲に必要なワクチンを補給せられたい、若し日本政府が必要量のワクチンを補給出來ない際は理由を附して不足の旨連合國軍最高司令官に通告せられたい

三月二十日　引揚援護局　檢疫課長

主題　連合軍最高司令官よりの覺書　綴込番號AG三七〇、〇五(二一五、七)Ge(SeAPIN—九二七)昭和二十一年七月七日付主題「引揚」(修正されたもの)を參照せよ

一、シベリヤの「ナホトカ」港及び樺太の眞岡港からの引揚が再開されるので函館引揚援護局を活動狀態に置く事が必要である

二、日本政府は

(イ)昭和二十三年四月三日迄に函館引揚援護局を活動狀態に置き一日當り入港引揚者(受入)一、五〇〇名を處理し得る如く準備せよ

(ロ)本指令の履行に關し昭和二十二年四月七日迄に連合軍最高司令官宛報告を提出せよ

三、上記(一)の參照覺書の條項は本指令に從つて修正される

四月三日　檢疫課長

主題　コレラ港よりの引揚者に對する檢疫處置

一、連合國最高司令官よりの覺書AG三七〇、〇五(一九四六、五、七)GC(SCAPIN—九二七)一九四七、五、七附主題「引揚」修正の分參照

二、ビルマのラングーンを「コレラ」港と指定した

三、凡そ一、六三二名の日本人引揚者を乘せた英國船チルワラ號は一

三月二十八日　檢疫課長

函館檢疫所長宛

連合國最高司令部覺書送付の件

マ司令部より別紙の樣な覺書があつたから送付する、就てはこれが處置に遺憾ない樣に取計られたい

四月十二日　檢疫課長

佐世保、宇品檢疫所長宛

連合國最高司令部覺書送付に關する件

マ司令部より別紙寫の通り覺書があつたから送付する、就てはこれの檢疫處置に遺憾のないよう期せられたい

九四七年四月六日か其の前後に吳到着の豫定である

四、日本政府はラングーンよりの船舶によつて日本に到着する引揚者に對して前記第一項參照文附屬第五第三項に規定された檢疫並に其他の處置をとられたい、この引揚者には前記ヂルワラ號到着の上は同船乘船中の日本人引揚者も含まれる

四月九日　主題　東南亞細亞地區よりの引揚

一、連合軍最高司令官よりの覺書　綴込番號AG三七〇、〇五(二一、五、七)GC(SCAPIN—九二七)昭和二十一年五月七日付主題引揚(修正されたもの)を參照せよ

二、病院船ドーセットシヤ號はシンガポールより左記を搭載し昭和二十二年四月十一日頃吳到着の豫定である

內科患者	一七四	外科患者	一三三	精神病者	二
眼科、耳鼻咽喉科患者	四〇	結核患者	三三	其他	
傳染病者	一二	性病患者	二	看護人	四〇
譯 二 計	四二八			通	

日本政府は

イ、上記一項參照覺書の條項に從つて上揚の引揚者を受入之を處理せよ

ロ、上記患者吳到着後患者を世話する爲め適當な手配をなせ

四月二十二日　主題　引揚

一、連合軍最高司令官よりの覺書　綴込番號AG三七〇、〇五(二一、五、七)GE(SAPIN—九二七)昭和二十一年五月七日附主題上揚(修正されたものを參照せよ)

二、一の參照覺書中左記の頁を廢止し本覺書に別紙第一及び別紙第二として添付してある頁を以て之に代へる

第一頁……附屬第二(昭和二十二年二月十日修正)

第二頁……〃　第八(　〃　)

三、新しい頁の中に綴込んだ追加乃至變更には傍線を施してある

四月十一日　吳宛受入準備の指示を行ふ　　醫療課長

四月二十五日　函館、字品、舞鶴、佐世保並に横濱に通牒萬遺憾無き樣指示す　　業務課長

引揚者處理の爲の日本に於ける受入事務所

(一)

(イ)
(ロ)
(ハ)　省略

(二)　イ、受入事務所—位置、性質及收容能力、受入事務所を左記の通り設置し且此等の受入事務所のみを引揚の爲に使用せよ

港名	受入	一日平均收容能力	送出
函館	一、五〇〇		〇
吳地區(字品)	一、五〇〇		一〇〇
舞鶴	一、五〇〇		〇
佐世保	一、五〇〇		一〇〇
長崎	一〇〇		一〇〇(五月六日追加)

四月三十日　主題　横濱の受入事務所の設置

一、終戰連絡中央事務局第二一〇〇(RH)號昭和二十二年三月二十六日附主題上揚を參照せよ

二、長濱に於ける受入事務所及び檢疫所の設置案を承認する

三、第八軍司令官は右の用途に供する爲長濱地區を日本政府に對して解放する爲必要な措置を採つている

五月十五日　主題　日本から北緯卅八度以北の朝鮮向朝鮮人の引揚

次を參照せよ

イ、連合軍最高司令官よりの覺書　綴込番號AG三九〇、〇五(二一、五、七)GC(SEAPIN—九二七)昭和二十一年五月七日附主題「引揚」(修正されたもの)

ロ、連合軍最高司令官よりの覺書　綴込番號AGO一四、三三(二一、二、二六)GE(SEAPIN—一四二一)昭和二十一年十二月二十六日附主題「ソ連並にソ連管理地域よりの日本人の引揚及び日本

四月三十日　直ちに設置の行動開始を通知　　檢疫課長

五月十八日　直ちに關係方面へ通知　　業務課長

より北緯卅八度以北の朝鮮への朝鮮人引揚

ハ、日本政府よりの覺書　終戰連絡中央事務局第三三八七號（RH）

昭和二十二年五月六日附主題「特權未喪失北鮮人の報告」

上記(一)の(八)の參照覺書に掲げた二〇七名の朝鮮人を乘船せしめる爲め(船を配し船は後日指定する)此の船は昭和二十二年六月二十三日頃佐世保を出港する豫定である

日本政府は上記(二)に述べた朝鮮人に關して次の如く處置せよ

(イ)前記の朝鮮人に對して將來商業交通が可能となるまでは今回の輸送が最後の機會であることを周知させること

(ロ)是等の朝鮮人を昭和二十二年六月十五日から二十日迄の間に佐世保引揚援護局に移動せしめ尙上記(一)の(イ)の參照覺書（但し上記(一)の(ロ)の參照覺書中に述べた通り(二)の(ロ)の(1)—(5)迄の條文に依り修正された如くに依り處置すること

(ハ)これらの朝鮮人を指定された船に乘船せしめて送還すること、更に左記の各項を確實に實施するよう處置すること

(1)上記(一)の(ロ)の參照覺書の(二)の(ロ)の(1)に定めてある引揚者の荷物、道具類機械及び設備を引揚者の乘船すると同じ船に積み込むこと

(2)佐世保引揚援護局の係官は上記(一)の(ロ)の參照覺書の(三)の(ハ)の(5)の(B)の條項に從つて處置をとること

(3)船長は上記(一)の(ロ)の參照覺書の(三)の(ハ)の(5)の(B)の條項に從つて處置をとること

六月二十日　主題　引揚船内の不滿足な狀態

(一)次を參照のこと

(イ)連合軍の最高司令官よりの覺書　綴込番號AG三七〇、〇五(二、五、七)GC(SCAPIN—九二七)　昭和二十一年五月七日附主題「引揚」(修正されたもの)

(ロ)連合軍最高司令官よりの覺書　綴込番號AGC一四三三(二一、二、二六)GC(SCAPIN—一四二二)昭和二十一年十二月二十六日附主題「ソ連管理地域よりの日本人の引揚及び北緯卅八度以北の朝鮮への朝鮮人の引揚」

(三)昭和二十二年五月二十一日に日本引揚船惠山丸を視察したところ左記各項の示すような同船の望ましからぬ狀態が指摘されたのである

(イ)食糧調理施設は一般に非衛生的な狀態であつた

(ロ)食糧貯藏施設は管理狀態が惡るく不潔であり且鼠害及び害虫に對する豫防が講ぜられていなかつた

(ハ)甲板の便所は適當な注意が拂はれてゐなかつた

(ニ)病室は配置が惡るく通風裝置採光設備が不適當であつた、又隔離施設もなかつた

(ホ)醫藥品の補給が不十分であつた

(ヘ)第一回目の「發疹チフス、ワクチン注射は航海最終日迄實施されなかつた

(三)日本政府は惠山丸の船内狀態を改善し又惠山丸に限らずその他一切の日本人が乘組み且引揚業務に從事している船舶の一般的衛生狀態を良好に維持するために必要な措置を講ぜよ

七月八日　檢疫局長

六月二十日附連合軍最高司令部よりの「引揚船内不滿足な狀態に關する覺書」に對して採りたる措置

一、各檢疫所長宛覺書寫しを送附し注意を喚起した

二、引揚船の檢疫に際し船内の衛生狀態及び鼠害害虫等に對しても檢疫官として爲すべき監督を嚴重にするよう指示す

三、醫藥品の補給も引揚者の狀態に應じ充分補給し引揚者の船内の應急醫療に事缺かぬ樣手配すると共に醫藥品の保管を嚴重にする樣船長に指示した

四、發疹チフスの豫防接種は昭和二十一年十二月二十六日附覺書(三)によつて乘船第一日に實施すべきことを航海最終日まで實施されなかつたと云ふは誠に遺憾である今後再び斯かる事のない樣指導すると共に斯る事態を惹起した理由について目下調査中である

五、右各項共要之船内衛生狀態の監督、引揚者の醫療に從事する船醫の責任であるので現在の如く乘船せる引揚者の中約三割の要治療者のある際、定員の醫師一名看護手二名乃至三名では引揚船内として滿足な狀態に置く事は不可能であるので海運局に於て船醫の居室を增加して船醫等の增員が出來るよう要望した

（以上指令部宛）

各檢疫所長宛　檢疫局長

覺書添付嚴重なる注意を喚起す

檢疫所別　月日　現地軍指令内容　採りたる處置

海港檢疫傳染病名	診斷月日	患者數	死亡數
ペスト			
コレラ			
發疹チフス			
痘瘡			
黃熱			
引揚船乘組員病名	船内への患者なしばねば		
腸チフス			
パラチフス			
回歸熱			
日本腦炎			
肺炎			
流行性感冒			
デフテリー			
猩紅熱			
水痘			
麻疹			
百日咳			
流行性耳下腺炎			
流行性腦脊髓膜炎			
小兒麻痺			
A型腦炎			
流行性出血熱			

樣式（一）

厚生省(引揚援護院)指示事項

前記連合軍最高司令官(部)の指令及び現地軍の指示の外に厚生省(引揚援護院)として此の間各地方引揚援護局(検疫所)宛指示したものも總數十四件に及んだが其の中、直接引揚検疫に關係ある主なる事項を示せば左記の通りである。

厚生省・引揚援護院指示及通牒

月日	宛先	指示及通牒内容	通牒者氏名
二十二年一月六日	船舶運營會長	○ソ聯地區引揚船に検疫職員乘船認可方に關する件 今般舞鶴検疫所より別紙連合軍最高司令部覺書(三)の(イ)の(1)を履行すべく右の件に就て貴會舞鶴出張所に申入れた處本部より指示のないとの理由にてその乘船を拒絶され業務遂行に支障を來たし居る旨申越し來たので右の事情を了察の上検疫職員乘船認可方御取り計ひ度願ひたい(別紙最高司令部指令の欄參照) ソ聯地區引揚船に検疫職員乘船方に關する件 右の件について別紙寫の通り船舶運營會宛申込んで置いたから承知されたい	検疫局長
一、一四	舞鶴検疫所長		検疫課長 醫療課長
一、一四	各援護局次長(函館を除く)及検疫所長	○研究會開催の件 過般の検疫所長會議で豫報した研究會を別紙計畫に基いて開催するから講演者を出席せしめられたい(以下省略) 研究會開催日一月二十八、九日	検疫局長
一、二四	静岡、東京都、神奈川、兵庫、京都、新潟、宮城、福島、愛知、愛媛、青森、栃木、埼玉、長野、山梨各衛生、民生部長	○送還ドイツ、オーストラリヤ國人に關する件 首題の件に關して一月十三日附連合軍最高司令部より別紙寫しの通り指令があつたので早急にこれに基いて措置を講ずることゝなつた 就ては先に貴所係官の上京を煩して打合の上決定した貴管内送還者にほどこす防疫的衛生的措置は指令の外左記事項を諒知の上貴廳防疫技術官をして之に當らせる樣格別の御配慮を願ひたい (以下省略) 記 一、検疫實施に際しては現地進駐軍々政部と緊密な連絡を採り之に當ること 二、指令別紙第二の(B)の項目に該當する者及び進駐軍々政部で入院を必要と認め指示された者は最寄りの國立病院へ委託收容すること 三、指令別紙第二の(C)の項目に該當する者に就ては進駐軍々政部の指示を仰ぎ適切なる措置を講ずること (指令は別紙最高司令部指令參照)	検疫局長
一、二四	浦賀引揚援護局次長	○送還ドイツ及びオーストラリヤ國人に對する検疫應援者派遣方の件 今般連合軍最高司令部より一月十三日於浦賀久里濱病院(詳報省略)	

函館

二十二年一月十四日

樺太地區引揚船入港の都度前表の如く患者の病名別調査を毎週月曜日に函館進駐軍司令部に報告する樣指令す

屆出と監視により檢出來る病名	診斷月日	患者	死者
アメーバ赤痢			
細菌性赤痢			
下痢腸炎			
マラリア			
カラアザール			
結核			
肋膜炎			
波狀熱			
性病			

樣式(二)

六月一日

各地引揚船舶に對し三月毎に硫黄燻蒸を施行せよ(口頭)

各引揚船に對する共通な口頭指示

1. 隔離病室の新設
2. 調理場のペンキ塗替
3. 食堂、調理場、食糧庫の天井側壁に對する液體DDTの撒布
4. 引揚者使用階段手摺等危險と認めらるゝものは船長の責任に於て直ちに改善せしめること
5. 船内電燈の增設

六月五日

檢疫病院に對する口頭指示

入院患者の付添人は一室に集めよ

六月七日

厠、塵捨場、炊事場内外下水溝にDDTを多量に撒布せよ

六月二十五日

厠、炊事場の窓は防蠅上全金網張りとせよ

指令の通り調査報告しつゝあり

履行中である

上記指示事項については指示された都度船舶運營會及該當者船舶に連絡至急改善せしめると共に、その結果を檢し徹底を期した

收容患者定員に滿つるまでは附添を別室に集めた

定員を超へるときは止むを得ず患者と同室に起居せしめた

毎月撒布す

又下水、厠汲取口、塵捨場には粉末DDTを撒布

資材の入手難により未だ實施せざるも各方面と連絡努力中なり

附を以て別段寫しの通り指令があつたので早急に之に基いて措置を講ずることになつた
就ては貴檢疫所技術官を神奈川縣送還者居住地に派遣、縣衛生部員と協力の上送還者檢診に當らしむるやう御取計ひ願ひたい
（別紙指令は最高司令部指令參照）

一、二七　醫務局長　○送還ドイツ及びイタリヤ國人に關する件
首題の件に關して關係各地方廳宛別紙寫の通り通達したから右の通達左記（二）の件につき貴局關係各地方醫務局出張所長に對し周知徹底方特別の御配慮を煩したい（別紙寫し前條參照）

三、六　函館、佐世保、舞鶴、宇品、博多、引揚援護局長　○引揚者結核檢診對策實施に關する件
引揚者の結核罹患狀況を觀察すると別表の如く相當數に上つてゐるが、此等の患者は自覺症狀を有し需診した者で一の外に病覺のない者或ひは上陸地に於て自ら受診を申出でなかつた患者は更に多數に上るものと推察されるが此等の多數の結核を保健衛生狀態の低下してゐる我國内に放置する時は國内に於ける結核患者漸次增加の一途を辿つてゐる現在結核蔓延を更に增進させる結果となるので引揚者の結核罹患狀況を精査し、その實態を把握する事に依り引揚者中の結核患者の早期治療を計り以て我國が結核對策の實施に貢獻せん爲上陸地停留期間を利用し檢診其他の處理を實施することになつたから關係方面の充分なる連絡と協力のもとに遺憾なきよう期せられたい
別紙
一、醫師、看護婦、X線技師及同助手の應援
二、X線間接撮影器械の貸與斡旋
三、X線撮影用フィルムの現像液及定着液の購入斡旋
四、發見患者の處理
五、ツベルクリンBCGの購入斡旋
（以下省略）

三、一二　關東、近畿、九州、函館、各局、宇品、各監、檢査部、理支局、檢疫所長　○回覽第十號原文送付の件
（二月十二日附豫發第七〇號）海港檢疫曹定措置に關する件別紙として送付した回覽第十號假譯文の原文及正誤表を送付する
回覽第十號　正誤表
本和文は假譯にして目下正文を檢討中なるも差當り大きな誤りのみ訂正
第十四條　r胃頭の「無條件許可證」は「條件付許可證」に訂正
第十五條　n（1）項の中「第十一條l」は「第十一條e」に訂正
第十七條h「出發前一週間以前」は出發前一週間以内」に訂正

三、一〇　九州海運局檢査部長　○檢疫業務の施行に關する件回答
二月十九日檢發第二五號を以て來照の黃熱ワクチン接種については貴部に於てその必要ある際は回覽第十號の規定により現地軍檢疫擔當官と連絡の上處理されたい（照會文省略）

四、一五　宇品、舞鶴、佐世保、檢疫所長　○コレラ對策に關する連絡會議開催に關する件
標記の連絡會議を別紙要項によつて開催致すから御出席願ひたい
一、檢疫局と檢疫所との連絡
二、檢疫所相互間の連絡
三、檢疫所と關係地方厚生省駐在技官との連絡
四月二十六日宇品檢疫所にて會合

四、三〇　外務、内務、大藏、各大官、海運總局長官　○臨時海港檢疫施行港指定解除の件
昭和二十年十月二十五日厚生省告示第百十號を以て引揚者檢疫のために臨時海港檢疫施行港と指定された神奈川縣浦賀港及び福岡縣博多港は五月一日厚生省告示を以てその指定は解除されたから御承知願ひたい

五、二六　東京學生同盟　○引揚列車添乘に關する件
引揚列車に添乘し引揚者の列車中に於ける醫療救護に從事する場合は添乘證明書により添乘する事となつてゐるが一部には單に腕章等に依り添乘する者があり今般運輸省より注意があつたので必ず右の添乘證明書（同課及各檢疫所にて發行）に依り添乘する樣留意されたい

五、二七　各引揚援護局次長、檢疫所長　○海外引揚者及び復員者の所持する麻藥に就て
首題の件に就て別紙寫しの通り醫務局長より申越があつたので通知する
なお右の取締强化するに當つて連合軍總司令部より檢疫所に對して協力方の指示があつたので稅關と連絡をとり極力便宜を供與するよう取計られたい
海外引揚者及び復員者の所持する麻藥について
引揚援護院長官宛　厚生省醫務局長
右の件について容年七月十五日衞發第六一〇號で依頼してあるが近時之等の麻藥が國内に流入する形跡があるので取締强化について別紙寫しのように關係方面へ通知して置いたから御了承の上御協力を願いたい
（別紙寫省照）

五、三一　各檢疫所長　○科學技術者經歷調査書提出方に就て
（詳細省略）

海外情報

前號に於ても引揚檢疫に必要なる海外からの衛生情報の入手は非常に困難を來し、僅かに引揚者の語る情報によつてのみ其の模樣の一端を知るのみであつたが此の事は本年に入つても依然同樣であつて本年一月以降現在に至るまでに入手した海外情報は大體別紙の如きものであつた

又右の外に引揚援護院檢疫課としては司令部よりの命令（之れは大體口頭指示によるもの）によりシンガポールよりの週間衛生情報を昨年十二月二十日より週一回必ず總司令部に提出し更に本年三月三十日よりは本邦海港及び空港地に於ける國際傳染病患者發生數をも併せて報告するよう命ぜられたので之れが情報を總司令部に引續き提出しつゝある。

舞鶴檢疫所入手情報（一）

今回のナホドカよりの復員部隊附軍醫より得たるソ聯地區傳染病關係情報左の如し

尙軍醫のナホドカ集結前の收容地區はハバロフスク（一ケ年）フリモフスカヤ（七ケ月）イマン（十ケ月）アルチョン（六ケ月）スーチヤン（九ケ月）である

一、檢疫傳染病

（イ）ペスト

ハバロフスク地區に於ては昨年十一月より本年三月に亘りペスト發生した（ソ聯側情報數は不明）との理由により獸肉（牛、豚、羊）の配給を停止せられたことがある

（ロ）コレラ

イマン地區に於て昨年末收容所內日本軍人一名がコレラ樣症狀で死亡した

細菌學的檢索はロシヤ側でも實施不可能にして確定はし得なかつたが臨床症狀はコレラに間違なしと

尙ソ聯收容所員は餘り之を問題にせず石炭酸消毒を行へるのみにて檢索消毒等の防疫作業は行はなかつた

（ハ）痘瘡

終戰後滿洲に於ける收容所に於て二、三（延吉にて一萬人の收容中二十名）痘瘡患者の發生を見た收容所もあつたがソ聯地區收容所に於ては日本人の間に痘瘡發生を見た事はない唯一般ソ聯市民又は軍人中に割合に多くの痘痕を有する者を見る事と今年二月全員に種痘を實施した時ソ聯軍醫の言として痘瘡が出ておるので收容所內に入ると因るから行ふと言つた事より見ると痘瘡は一般人の間にあるものと解せられる

（二）發疹チフス

イマン地區に於て本年二月日本軍人に二名發疹チフス患者が發生した又當地區ソ聯軍醫大尉が發疹チフスで死亡したと聞いた事及びソ聯一般人の發疹チフスを怖れる事の甚しい事、又市民の風呂屋には大低デスカメラ（虱消毒室）を有することよりソ聯人の間には發疹チフスの發生は多い樣に思はれる、その他ソ聯地內の收容所には發疹チフスの發生を見てゐない

然し東滿の延吉の收容所に於ては昨年十二月より本年四月迄に一五、〇〇〇名中一〇、〇〇〇名餘即ち殆んど全員罹患し五、〇〇〇名が死亡した、そして同地に三つの病院の院長三人中二人は死亡し病院職員も殆んど罹患、看護は恢復期患者が之を行つた樣な狀況であつた

報告軍醫がその土地を出發した四月には滿く下火になりつゝはあつたがその後の狀況は不明である

二、その他の傳染病

（イ）赤痢

赤痢は各地共夏期を閑はず散發程度にあり、細菌性赤痢はF型が多くアメーバー赤痢も多い

（ロ）腸チフス、パラチフス

細菌檢索は不可能な爲判然としないが各地共少數發生を見た樣である

（ハ）流腦

一、二の部隊に極稀に發生した

（ニ）ヂフテリア、猩紅熱、麻疹

イマン、ハバロフスクにて一、二市民の受診患者に見てゐる

（ホ）回歸熱

イマン地區では五〇〇名中二〇〇名發生を見た外各地共に相當數の發生あり

（ヘ）マラリア

收容所が濕地帶なりし爲と防蚊施設なき爲マラリヤ患者の發生は各地共多い、現地に元々常在したものか又は北支、滿洲よりの轉居と共に持込んだものかは詳でない

三、ソ領に於ける虱消毒法

ソ連の虱驅除法は乾熱法と蒸氣法とあり

乾熱法は消毒室（デスカメラ）を作り蒸氣によりて虱を殺す

二米四方の煉瓦にて嚴密に作れる室の床に鐵管を通じ熱氣（竈よりの排氣）を通じ眞赤に燒き室內の空氣を乾熱にす此の室にて被服、毛布を懸け生熱氣に當てる、又應急的には倉庫等利用室內にドラム罐を置き火を焚き煙突を長く室內を通じ熱氣を作る

此の室內の溫度は一二〇—一五〇度（c）となる二三十分位消毒し虱の死んだのを見屆けて取り出す

毛革類は破損し易い爲虱は驅除し得ず又着替へなき爲に全裸體とする事の出來ない爲褌等の虱は驅除し得ず、何れの收容所にも乾熱室三ケ蒸氣消毒八ケ所位あり

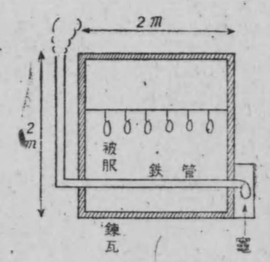

（特ニ作リタルモノ）

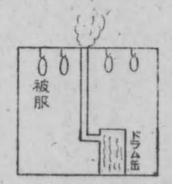

（バラック倉庫利用）

藥物を用ひたる事あるも虱は弱るのみにて死滅せず

四、ナホトカの狀況

ナホトカは入江の中の港にして良港である岸壁は現在は大久丸（四、〇〇〇噸）程度一隻岸壁橫付可能（目下工事中將來多數橫付可能になると）

收容所の建物はバラック二、〇〇〇名收容程度今回は幕舍を利用五、〇〇〇名收容す

暖房ベーチカ又はストーブを使つてゐる、ベット三千床を有する病院はあるが醫藥品はない

最も不便とする所は水にして附近に井戶あれど掃除用水以外には全然使用し得ず

飲料用水はトラックにて十四粁の遠方より運搬し來るも收容人員の需要を充すにはトラック十臺を要する所三臺のみにて收宿中の使用水（洗面、含嗽、其の他）としては三日にコップ一杯の水の配給あつたのみ

ナホトカ集結滞在二週間中の防疫處置としては入浴二回（シヤワー）デスカメラ又は蒸氣による虱殺虫二回、種痘一回、豫防接種二回、接種液は Peuta Iacine 記載しあり、ソ軍醫も五種混合（コレラ、腸チフス、パラA、B、赤痢）とする者、六種混合（コレラ、パラA B 腸チフス、赤痢破傷風）と云ふ者あり

量も〇・五cc 一・〇cc 二・〇cc と云ふ確實でない

ナホトカ引揚者

同 （二）

復員衛生部員より聽取せる情報

舞鶴檢疫所入港引揚船、明優丸及び遠州丸にて歸還せる衛生部員より齎らしたソ聯地區の邦人收容狀況、主としつ衛生的見地よりの視察情報は左の通りである

一、收容地區の氣候風土、衛生狀況

（イ）ブロクレヒスク地區（シベリア本線 ブレーヤ驛より支線にて南へ四十分ブレーヤ河と黑龍江との合流地附近）

此の地方は所謂ブレーヤ炭坑地區にて採炭の爲め數個の炭坑町が發達し石炭採掘に從事させる日本兵の爲め各採炭區に收容所がある

その名稱及其他は左の通りである

收容所名	人員	作業
ブロクレマー	一、一〇〇	建築鐵道材採
キウダ	一、一〇〇	炭坑 運搬
ウエヤツカ	二、〇〇〇	建築農耕土木
ライチハ	八、〇〇〇	炭坑建築道路
カウリチヤニカー	一、二〇〇	炭坑農耕道路

該地區は若干の丘陵あるも概ね平坦なる濕地帶にして一、二月の最寒期には零下六〇度迄下り九月から三月迄は冬で雪を見る、十月には既に零下三十度に下る夏は六月の終りには日中溫度四十度に昇る

ライチハは水量多きも他は概ね水量不足にて水質も惡く洗面所にてせい一杯である、蠅蚊も尠くないアノフエレスも見る、然し蚊は氣候の關係上出て來る期間は短い、南京虫は收容所には見なかつたが一般民家には多い、ウエヤツカにては當初二十一年一月より二月に亘り發疹チフス患者約一三〇名（中死亡二〇名）發生四—五月頃迄に散發した、ライチハには二十年末に赤痢稍多發す、プログレスク、キウダにも赤痢、發疹チフス、回歸熱患者若干發生を見た外は特に傳染病の流行は聞いてゐない

（ロ）グクビシフカ地區（黑河の東北方約一〇〇粁）

收容員一、〇〇〇名 人口一萬近きシベリア鐵道のブラゴエへの分岐點に當る要衝で收容所は市内にある作業は材木運搬が主である

冬期は零下四十度に下る、水は乏しく夏期は雨多く赤痢患者の發生を見た

（ハ）ウラヂオ

ウラヂオは現在人口約六十萬、四圍は山に圍れ市街地は山の上まで延びてゐる。收容所は十三あり、市街地にある倉庫兵舍を使ふ、十一月の中旬より冬で三寒四溫である、最底溫度は零下二四—二五度位である、風が强いので溫度は相當に低い、一月から三月までは太陽を見た事はない、最夏は七月で最高二十四—五度である、風は多く南京虫もゐた、市民の傳染病、風土病の發生は聞知してゐない、部隊内では一部に二—三名の流行性腦脊髓膜炎發生を聞いたのである

（二）ナホトカ

第一收容所（二、〇〇〇—二、五〇〇）ナホトカ附近

第二收容所（二、〇〇〇—二、五〇〇）ナホトカ埠頭附近

尙附近に三ケ所收容所があるらしく思はれる、氣候はウラジオと大間小異である

（ホ）トウ地區（一、〇〇〇名）クヒブシフスカヤ北方汽車にて六時間クヒブシフスカヤよりトウに至る間に三ケ所收容所あり

クヒブシフスカヤ—ミハイル—シマノフカ—ムヒナ—トウ、一面森林地帶であり丘陵あるも平坦なる平野をなしてゐる、トウは二千位の部落である、井戸は驛附近一ケ所あるのみ、水なき處は沼の水を使用す、冬は十月下旬より始り零下五〇度に下る、三寒四溫である、夏は相當暑く雨が多い、虻蚊南京虫が多く睡眠が妨げられる

二、收容所に於ける衛生狀況

居住

プログレスク地區は半地下式家屋で内部構造は地上家屋と變らない二段式收容、換氣は屋根に少數の換氣孔を有するのみで極めて不良である、ウラジオは倉庫を使用二重窓臺電燈もあるので照明は惡くない、暖房はストーブ、ナホトカは既設平屋式住居の他に一部幕舍を利用し暖房はストーブを用ひてゐるが木造建築に比し暖房不良にて睡眠不良の者が多い

厠は何處も不良で厠らしき厠はない、元來ロシヤ人は一般家庭にも厠は有して居らず共同便所を使ふ建前となつてゐるが、共同便所も遠きは數丁の處にあるが便宜適當に處理してゐる

被服

殆んど支給なく使用不能となつた必需品のみ交換する程度である、寢具は毛布一枚で冬期は暖房の不完全とで防寒具全部をつけて寢る事が多い、マットはライチハは籾殼、ウラジオは海草を入れ各自で調製してゐる

糧食

定量表（プログレスク）瓦（ ）内は將校食

雜穀四〇〇（三五〇） パン三五〇（三〇〇） 肉五〇（七五） 油二〇（一〇） 鹽二〇（一〇） 茶二〇（一〇） 砂糖一八（三〇） 煙草五（一五） 魚二五〇（一五〇） 野菜三〇〇（三〇〇）

米は殆んど無い、雜穀は燕麥、フスマ、粟、高粱等でパンは黑パンである

定量は當然廢棄すべき部分も含んで渡された

生野菜の不足は何處も同じでプログレスクは二十二年一月—五月迄ウラジオは二十二年十二月以來全然なく收容所の半數が壞血病に罹つた、野菜は一時供食して見たが、さしたる效果なく又中毒死の出た爲に供食を禁ぜられた

前記定量表は二十一年十二月より理由は不明であるが、雜穀一〇〇瓦、パン一〇〇瓦減額され、野菜の量も減らされた爲に體力が著明に低下した樣に思はれる、今後現在の狀態が引續き實行されたなら殘留者の體力上憂慮すべき事である

ナホトカ第一收容所の定量表（六月—十月）

	パン	米	雜穀	肉	油	魚	味噌	砂糖	鹽	菜	野菜	牛乳
將校	三〇〇	三〇〇	一〇〇	四〇	四〇	三五	一〇	三六	二〇〇	〇		
下士官兵	三五〇	三〇〇	一五〇	四〇	一〇	一五	一〇	三八	二〇〇	〇		
患者	一〇〇	四〇〇	一〇〇	四〇	一〇	一〇〇	一〇	一五	三五〇	一〇〇		
營倉	四〇〇	三五	七	〇	〇	七	七	五	〇	〇	〇	

二十一年四月—六月 二九五〇カロリー 六月—十月三二〇カロリー

勞働

炭坑作業に於ては能率主義をとり一定の採炭量に達すれば其の日の勞働を終了する故に都合場合は早く終るも條件惡い時 八時間以上の勞働を强いられた、又主側にて護衛兵にコミツションを使ひ時間以上に使はれた事もある

三、收容所内醫療施設

收容所内醫務室構成

	軍醫	下士官兵	看護婦
タイプイフスカヤ	一 二(女) 四 日本ソ聯	日本ソ聯	日本ソ聯
カウリチヤニカ	一 二 三		一
ラ・イチハ	五 四(女二) 五		
プログレス	三 二 四 二		
ト・ウ	二 一 六 一 六		

糧食、衛生關係特に重視此の方面に軍醫一名を專門に配置す
入室患者關係軍醫と外來患者關係軍醫とは嚴密に區分されてゐる

四、需診患者の狀況

○プログレスク

一、〇〇〇名の收容人員中一日の需診患者四〇—五〇名位で休業は三十名程度下痢患者外傷が主である

○ウマツカ

二十年十一月收容所に移轉せる頃三ケ月間に榮養失調で倒れた者が四十五名に達した

其の後一ケ月間に死亡者一〇名凍傷と腸チフス榮養失調であつた

受診患者は毎日一三〇名程度にて主に胸部疾患消化器病外傷である

○ライチハ

二十年十一月より二ケ月間の死亡者七〇〇名病名は榮養失調急性肺炎赤痢である

赤痢患者で傳染病室は滿員になり一部サビタヤ病院に送院した位である

受診患者は約一割二十年度は健康狀態惡く爲に保育隊が作られた

八、〇〇〇名中一、〇〇〇名が保育隊であつた

○クイブシフスカヤ

二十年一月より一ケ月間の死亡者は一、〇〇〇名中三三名、病名は赤痢(一〇名)發疹チフス(二名)肺炎、榮養失調であつた、受診患者は二〇—三〇名主として風邪、凍傷である

○ウラジオ

需診患者一五〇名中一七名風邪外傷が主である、生野菜皆無の爲壞血病に半數罹つた、病狀は出血性口內炎、下肢溢血斑、下體の强直であつた、ビタミンC錠が一〇〇錠、市中に賣られてゐて效果はあるようだが手に入らなかつた、疲盲症も數名出た、肝油がなくハリバ軟膏を外藥した、一時は效果あつたが永續性はなかつた

○ト・ウ

二十年十月より一、〇〇〇名中死亡者一〇〇、榮養失調、肺炎、外傷である、受診患者は一割

五、ソ聯醫療機關

プログレスク地區	ベット數	軍醫	下士官兵	看護婦
		日本ソ聯	日本ソ聯	日本ソ聯
ライチハ病院	四〇〇	四	五(女三)	一〇 三
ウヤツカ病院 得	一〇〇	四	四	
サビタヤ中央病院	一〇〇 六〇〇	三 不明		二五

備考 病理レントゲン物理室あり、第一收容病院で物療室にて重症患者は病院に送る、中央病院にてプログレス地區の患者收容設備完備模樣

ナホトカ地區	ベット數	軍醫	下士官兵	備考
		日本ソ聯	日本ソ聯	
ナホトカ病院	三〇〇	一 二	五 七	ナホトカ第一第二收容所の患者を收容す藥物倉庫あり藥品を補給す
ウラジオ地區				
ウリス中央病院	二〇〇	五 六	三〇	施設よく技術良好なり

ウーゴチヤ中央病院	四〇〇	四	一	施設不良技術も惡しレントゲンなし
クイブシフスカヤ地區				
クイブシフスカヤ中央病院	五〇〇	三	一〇	? 相當の設備あり
ブランエチエニスク中央病院	三〇〇			クイブシフスカヤの輕症患者收容

附言

(イ)引揚者の希望としては殘留者は吾々の日本に歸つた事は知る由もなき現在日本に一部なりとも送還されつゝある事も知らされず前途に光明も持たず毎日の作業に從事してゐる引揚が始まつてゐることだけでも毎日の生活に張合を感ずる事であらう、一部は無事內地に歸還し又一部隊引揚つゝある事を何等かの手段で殘留者に知らして欲しい

(ロ)各地野菜不足によるビタミンCの缺乏には惱んでゐるCの補給は早急に實施の要がある

同三、ソ聯地區引揚者より得たる情報

現在までに判明した收容所は、ナホトカ、スーチヤン、アルチヨーム、ウラジオ、ウオロシロウ、イマン、ハバロフスク、ニコライエフスク、コムモリスク、ライチバ、フラゴエ、ブカチヤン、チタ、ステレテンスク、チエレンボーボー、イルクーツク、アバカン、クラスノヤルスタ、ビロビチヤン等各地區の二百二十八收容所等であるが、舊陸海軍北方部隊の抑留者は、シベリヤと言はれてゐたが遠く歐露のモスカウ、ウクライナに送送られてゐる事が判明した、即ちモスクワ東南方カザン收容所には將校約七千餘名が收容され、ウクライナ方面には十五萬乃至三十萬が收容されてゐる、又ヒローク(チタ、ペトロウスクの中間)西方ジプヘーゲンには將校收容所があり、關東軍參謀や吉林方面の將校等約八百名收容されてゐる、次にハリコフには北鮮部隊將兵約三萬が收容され、ニコライエツクスには千島、樺太部隊將校が收容されてゐる、更にノモンハン事件當時の捕虜はイマン地區に集團農場を經營し、既に市民權を獲得、ロシヤ婦人と結婚してゐるものも相當ある

四、ソ聯衛生醫療狀況

終戰後には主要都市で特に著しい傳染病の發生もなく、日本人全體の衛生狀態は良好であつた。

從來の日本官立病院はソ聯式國立病院(共產主義社會制度に基く)となり、入院治療食費等一切無料で施療せられて一般民衆より好感をもつて迎へられてゐるが、內情を聞くと次の樣な一考を要する點が多い。

1. ソ聯醫師は醫學的に非常に無智である。
2. 醫藥分業の徹底化により醫師は診斷のみで患者を放任して終る。
3. 醫者が患者に對し餘りにも官僚的である。
4. 醫藥品治療器具等の不足並粗惡品の供給。
5. 豫防醫學には相當な熱慮が拂はれて居り割合に徹底的である。邦人は概ね開業を許されてゐる日本醫師の處で治療を受けて居る。入院の時は附添が禁止されて居り日本人にはこの點非常に不都合なる場合が多かつた。日本醫師の人氣はソ聯人には大したもので、日本醫院の患者の半數はソ聯人で、わざ〳〵ハバロフスクから來る者も有る狀態である。收容所には軍醫等も一般人の所へ收められて居り醫療を行ひつゝ有り。今回の引揚船にもソ聯當局は船內醫療のため一般醫師の外特に九名の陸軍々醫を配乘させた。

今迄は日本人の藥局或は病院(特に軍關係)よりの放出醫療品で治療を行つてゐたがとれも現在では底をつき、殘留邦人のための醫療品に就いては特に考慮を要する。ソ聯側より配給の藥品は小量の上に粗製品が多く日本品のそれより遙かに低質である。

未歸還者

以上述べた如く外地からの引揚は一昨年(昭和二十年)十一月開始以來本年六月末日迄に大體五百五十五萬餘名が祖國の土を踏んだのであるが未

だ未歸還者は六月末日現在で尙約百七萬餘名に上るものと計算されてゐる。

又一應引揚完了となつている中國にも尙七千九百餘名、南方にも相當數の留用者と戰犯關係者が殘つてゐる。ソ聯地區は昨年十二月から引揚が開始され一ケ月に約五萬名を送還する手筈となつてゐる。南方からの引揚も一時停止されてゐたが去る三月下旬再び開始され目下順調に運ばれにゐる。然し現在引揚船(六月末現在)は合計四十九隻で配船計畫が毎月異る爲め引揚完了期の確たる見透しは各地區共今の所一寸困難だが未だ外地に留まつてゐる邦人數は大體左記の如きものである。

シベリヤ(未歸還者六十二萬八千四百六十四名)
大部分が軍關係者でウラジオ、チタ、ハバロフスク、ゲロデコーフ、カムチヤツカ等のシベリヤ鐵道沿線都市に集團的に收容されてゐて伐材、鐵道、工事、石割、鑛山、道路工事、荷役等の使役に服してゐる

樺太、千島(未歸還者二十八萬八千八百七十八名)
大部分が軍關係者でソ聯の各種勞務に服してゐる

東南アジヤ(未歸還者五萬一千二百八名)
東南アジヤは比較的多く、これは軍人以外に邦人も相當數含まれてゐるらしい

中國(未歸還者 七千九百八名)

滿洲(同 九萬四千九百六十七名)正確の情報を缺く

濠洲地區(同 三百三十九名)

臺灣(同 六百三十名)

比島(同 五百五十七名)

計 百七萬三千三十二名

引揚檢疫史

第三部

引揚檢疫史（第三部）

引揚概況（入港の部）

本年一月より六月に至る邦人引揚狀況に關しては既に第二部に於て詳細記述せし通りであるが其後の引揚狀況即ち七、八、九、十、十一、十二月の半々年を通じて見ると其引揚者總數は二十八萬二千五百三十一名で、此の內譯は軍人十七萬三千六百三十七名、一般人十萬八千八百九十四名である。更にこれを檢疫所別月別及び引揚地別等に記載して見ると次の如くである。

（七　月）

本月はソ聯地區よりの引揚は大體六月と同樣眞岡より二萬六千八百十人が函館へ入港したが、之れに使用した船舶は合計二十一隻、四萬七千四百三十噸で、引揚者の內譯は、軍人軍屬が五百八十八名、一般邦人が二萬六千二百二十二名であつた。更にナホトカよりの引揚は舞鶴へ何れも入港此の總數一萬九千七百十九名で、內譯は軍人が一萬八千八百九十五名、一般邦人が八百二十五名である。又これに使用した引揚船舶數は合計十隻、七萬二千五十六噸を使用した。尙此の外に宇品には、ラングーン、シンガポール其他の地域より三隻が入港し、軍人軍屬八千四百九十四名が引揚げ、佐世保には、コロ島、シンガポール、釜山、ラングーン等より總計十一隻が入港、（四萬四千二百二十噸）引揚者一萬五千八百五十三名を迎へた、（內譯軍人六千五百七十一名、一般人九千二百八十二名）又此の外に去る五月一日開所した横濱港には三日にマニラから一隻、十二日サンフランシスコより一隻の計二隻が入港し之れは引揚船ではないが邦人引揚者として同地在住であつた軍人五名（前者）後者には一般人四名を搭載して來た。

尙本月十五日附總司令部は覺書を以て本年末迄には南方方面の英軍地區作業隊員の引揚に關しては完了する豫定の旨日本政府宛正式に通牒があつたが、右の中ビルマ地區は二十七日にシンガポールに着いたボゴダ丸と英國病院船一隻で、ビルマ廻航により戰犯關係者を除き終了することになつたが、殘るマレー及びシンガポール地區に付いても現在の輸送力よりすれば大體十月末日頃までには終了する見込が立つた。

（八　月）

ソ聯地區よりの引揚に付いては本月は眞岡より函館に入港した船舶は計七隻、一萬七千六百四十四噸で、引揚者は軍人三百五十九名、一般邦人一

萬名計一萬三百五十九名であつた。又ナホトカより舞鶴入港の船舶は合計十隻で、引揚數は軍人一萬九千八百五十名、一般邦人二百十五名を算した又佐世保へはコロ島、ラングーン、沖繩、青島、釜山、シンガポール等より計十四隻が入港、これが引揚者總數一萬九千二百八十一名（軍人九千四百四十五名、一般邦人九千八百四十名）あつた、更に宇品港にはラングーンより一隻、シンガポールより二隻の入港があり、此の引揚者總數は三千六十五名（一般邦人二十六名の他は軍人）あり又横濱へは、グアム島とストツクホルム、香港より三隻入港があつたが、之れは何れも外國船で引揚者は軍人十一名、一般邦人三名が歸還した。

（九　月）

本月のソ聯地域よりの引揚はナホトカ及び眞岡より函館に入港した引揚船舶は合計十二隻で、軍人二千八百六十三名と、一般邦人一萬五千五百四十七名の合計一萬八千四百十人で、又舞鶴へもナホトカより合計九隻、六萬百一噸が入港し、軍人一萬七千五百四十名と一般邦人二百四十一名の引揚を見た外、宇品にはシンガポール、ラバウル等より三隻入港（引揚者七百二十七名）佐世保にはシンガポール、釜山、沖繩、名瀬等より合計九隻の入港を見、軍人一般人合せて八千五百三十六名の引揚を算したが、更に本月は横濱にもマライ方面より三隻の入港船があり、引揚者五千六名を便乘して來たので結局本月の總引揚者數は四萬五千五百十名であつた。

（十　月）

本月中引揚に關して最も注目を延ひた問題は二十九日の對日理事會に於けるシーボルド議長の報告であらう。同議長の報告によれば、本月二十三日迄の引揚開始以來の總數五百七十六萬五千人に上るが尙殘留者は未だ左記の數に及ぶと報告があつた。

日本人引揚者

地域別	人數
中國	約八、五〇〇人
東南アジア諸島	〃二、七三九人
臺灣	〃數百人
滿洲	〃六七、〇〇〇人
ソ聯支配下地域	〃七六、〇〇〇人

右の報告中二十六日に東南アジヤの殘留者は全部引揚を完了した。

尙ソ聯地區よりの引揚について見ると、昨年十二月十九日總司令部とソ聯との間に毎月五萬人の送還の協定成立したが、其後の經過を見ると昨年十二月以降本月廿日迄に引揚て來た者は、合計約五十五萬で、本年五月迄は大體豫定の月五萬人の引揚を見たが、六月以降はそれ以下となつてゐるが例之豫定の月五萬人が出現しても尙殘留者七十六萬人が全部引揚を完了するには今後十五ケ月以上を要する事になり、此點總司令部側でも一日も早く引揚完了を希望してゐる。

次に本月の各檢疫所で取扱つた引揚者數は、先づ函館は本月九日に一隻、十九日に四隻の計五隻が夫々眞岡より入港したが、この引揚人數は、軍人が四百四名、一般人七千二百八十六名で、又舞鶴には合計十四隻、此の引揚者數二萬七千四百七十二名がナホトカより入港した。更に佐世保にはシンガポールより二隻、コロ島より五隻、沖繩より二隻、釜山、青島より各一隻の總計十一隻の入港を見たが、之等によりて引揚たる邦人は軍人六千六百四十六名、一般人一萬四百九十八名であり。又宇品にはシンガポール等より合計四隻が入港し、これは軍人が主で、二千五百三十九名で、此の中一般人は僅かに八名に過ぎなかつた。此の間横濱へは十七日マニラより十八日桑港、上海より、二十一日バラオより二十八日上海より、三十一日上海より各々一隻づゝ計六隻が入港したが、之に便乘引揚たる者軍人が四十七名、一般人三十六名の計八十三名であつた。

（十一月）

本月一日は南方最後の引揚部隊としてシンガポールから元軍人軍屬二千七百五十二名が佐世保に入港したが、此の部隊は全部スマトラからマライ、シンガポールに移つて作業隊として働いてゐた人々で、これで一先づ南方邦人の引揚は完了した。

總司令部は本月十六日、十二月五日ナホトカから二千百二十三名、眞岡から三千六百七十六名の日本人が夫々復員したが、之れでソ聯港からの引揚はソ聯當局が復員業務を再開するまで打切ると發表した。

總司令部は四月一日まで日本人引揚を停止するというソ聯の決定に基くもので、日本政府に對し十二月十五日より二十三年四月一日迄舞鶴、函館兩港の引揚事務所を開鎖するやう指令したが、尙眞岡、ナホトカ兩港で碎氷船を使用するが、引揚業務をもつと氣候の温いソ聯の港に移管するという總司令部の提案をソ聯當局が受容れる場合に急速に引揚を最高度に實施するため、總司令部から通達があつてから十日以内に、毎月舞鶴では四萬五千、函館では三萬の割合で受容れが出來るよう準備態勢を整へて置くことを命じて來た。依つて他に何にも指令のない限り、引揚事務所は四月一日再開するが、受容の場所も又前記兩港である。

次に本月の引揚狀況は

充ゾ聯地區より函館に入港した引揚船舶は、ナホトカ、眞岡より總計十三隻、引揚者總數二萬五千百二十六名（軍人一萬四千九百八十二名、一般人一萬百四十四名）で、又舞鶴には入港船舶計十隻、引揚者數二萬七千七百四十四名（內軍人二萬六千四百六十九名、一般人千二百七十五名）更に佐世保には六隻入港、軍人三百七十三名、一般人二千七百五十二名の外、橫濱には外國船が桑港より一隻入港、引揚者一般人三、軍人八名が便乘して來た。

（十二月）

本月二日の對日理事會に於てソ聯代表者は「シベリヤ樺太方面の氣候と港灣の凍結狀態の爲めに日本人引揚は十二月十五日より昭和二十三年四月一日まで中止する旨の表明があつたので、運合軍最高司令部より本月十二日附を以て「昭和二十二年十二月十五日から昭和二十三年四月一日迄の期間中の舞鶴、函館兩引揚援護局の業務」の主題の下に日本政府に對しての覺書が指示された。卽ち前記の如くソ聯當局よりの日本人一時引揚中止に基く旨の通牒と共に、その指令中には「最高司令官より通告あり次第十日以內に又は別段の通告のない場合は昭和二十三年四月一日迄に左記の月當り最大受入能力を以て當局の業務を再開する用意をなして置くこと、右に關して採つた措置の報告を連合軍最高司令官宛に二十三年一月十日迄に提出せよ」との命令である。

舞鶴	四五、〇〇〇（月當り能力）	受入
函館	三〇、〇〇〇（同　〃）	同

又運合軍最高司令部は本月十二日調べとしてソ連地區其他の地區に尙殘存する引揚邦人數を左の如く發表した。

ソ聯地區	
千島樺太	一九八、二九二人
シベリヤ	四九四、一二六〃
關東洲	三、〇〇〇〃
北鮮	五〇六〃
小計	六九六、〇二四人
中華民國	五、一四〇人
南方地區	九六八〃
滿洲	六五、二九〇〃
小計	七一、三九八〃
總計	七六七、四二二人

尙本月の引揚狀況は

一、南方々面—南方英軍地區の作業隊の殘部引揚は、本月一日佐世保入港の輝山丸で全部終了、現在同地方に殘存してゐるのは戰犯關係者のみとなつたので、南方々面の受入業務擔當者たる引揚援護院の宇品援護局並に同檢疫所は廢止せられ、今後は國立廣島檢疫所としてこれに當ることになつた。

次ぎに本月中に取扱つた引揚者の狀況を各檢疫所別に列記すると次の通りである。

函館には、ナホトカ等より軍人千九百二十七名、一般人三千五百六十名計五千四百八十七名、舞鶴には同じく軍人四千七十一名、一般人五十三名計四千百二十四名、佐世保には軍人二千三百三十六名、一般人三百六十二名計二千六百九十八名、宇品には軍人四十七名、橫濱には軍人二名、一般人十三名計十五名が夫々入港したが、本月の總引揚者數は一萬二千三百七十一名であつた。

（送出の部）

非日本人の夫々の母國に歸還せしむる爲めの送出狀況について記述すると、此の六ヶ月間を通じて送還した總數は合計一萬六千五百四十七名で、その送出狀況は次の通りである。

（七月）

本月は先づ佐世保より朝鮮人及び沖繩人、中華人、臺灣人、總計二千百六十八名を送還したが、之に要した船舶は合計六隻であつた。又宇品よりシンガポールへ向けて十四日ぼご丸一隻が出帆したが、之れには朝鮮人一名を便乘せしめ送還した。

（八月）

此の月に入つて獨逸人の送還を行ふ事になり、之れは旣に七月二十一日附總司令部覺書により日本政府宛に指令があつたので、此の指令に基き橫

濟よりドイツ人を送還することになり、十六日、十七日及び十八日の三日間に總計八百七人を上海向送還した。又佐世保よりは七日、八日、十八日、十九日、二十日、二十三日、二十九日に各一隻宛を以て朝鮮人千五百四十五名、沖縄人千五百三十一名、他に臺灣人十八名、中華人四人、總計三千八百九十五名を夫々送還した。

(九　月)

本月の送還は佐世保より七日に南西諸島向一隻、十一日に朝鮮向一隻、十六日更に南西諸島へ一隻、二十日朝鮮へ一隻の計四隻を使用したが、此の送出人員總計二千七百三名で、此の中には密航鮮人（不法入國者）三百四十八名も含まれてゐる。

(十　月)

佐世保より總計四隻で、此の内譯は南西諸島向で送出人員は總計二千九百十八名を算したが、此の内譯は朝鮮人五百六十四名、沖縄人二千三百五十二名、臺灣人二名であつた。

(十一月)

本月は佐世保より三隻出航したが、この内譯は、六日に釜山向一隻、十一日に沖縄向一隻、二十二日沖縄、上海向一隻で、送還總數二千三百二名（内譯中華人十七、沖縄人千七百六、臺灣人七十二名、朝鮮人五百六、又横濱よりは二十日南洋人十名をパラオ、ヤップ島向に一隻（外國船）で出港せしめた。

(十二月)

此の月の送還者は佐世保から計四隻を使用（朝鮮人五百五十一、沖縄人二千、合計二千五百五十一名）を送り出した。

日本人引揚者總數

月別	區別	函館	舞鶴	佐世保	宇品	横濱
七月	陸軍	585	18,818	6,141	7,801	5
	海軍	3	77	430	693	
	一般人	28,222	825	9,282		4
	小計	26,810	19,719	15,853	8,494	9
八月	陸軍	355	19,687	5,805	1,875	3
	海軍	4	163	3,636	1,164	8
	一般人	1,000	215	9,840	26	3
	小計	10,359	20,065	19,281	3,065	14
九月	陸軍	2,833	17,444	6,623	612	45
	海軍	10	96	1,688	98	2
	一般人	15,547	241	245	17	9
	小計	18410	17,781	8,536	727	56
十月	陸軍	288	26,836	6,305	2,359	24
	海軍	116	211	341	172	23
	一般人	7,286	436	10,498	8	36
	小計	7,690	27,473	17,144	2,539	83
十一月	陸軍	14,915	16,213	366	42	8
	海軍	67	256	7	1	
	一般人	10,144	1,275	2,752	2	3
	小計	25,126	17,7:4	3,125	45	11
十二月	陸軍	1,909	4,069	2,1 3	47	2
	海軍	18	2	153		
	一般人	3,56)	53	362		13
	小計	5,487	4,124	2,608	47	15
計	陸軍	20,905	103,067	27,423	12,736	87
	海軍	218	805	6,335	2,128	33
	一般人	72,769	3,035	32,979	53	68
	合計	93,892	106,907	66,637	14,917	188

												282,531

非日本人送還者數

檢疫所別	國籍別	月別 7	8	9	10	11	12	計
佐世保	朝鮮人	1,160	1,545	1,943	664	5 7	551	5,570
	中華人	67	4			17		88
	沖縄人	605	1,531	1,410	2,3 32	1,706	2,000	9,654
	臺灣人	335	18		2	72		427
横濱	ドイツ人		807			10		807
宇品	朝鮮人	1				兩岸人		1
計		2,168	3,805	2,708	2,918	2,312	2,551	16,547

檢疫實績概況

終戰後引揚開始當時は在外同胞の引揚者多數を受入れねばならぬ關係から最初は總司令部の命により函館、横濱、舞鶴、呉、下關、仙崎、佐世保、鹿兒島の八港を指定され、更に其後引揚港の追加或は變更によつて田邊、浦賀、名古屋、函館、舞鶴、宇品、大竹、仙崎、博多、佐世保及鹿兒島の十一港となり、爾來昭和二十一年十二月末日迄此の港に於て實際の檢疫が實施されて來たのであつた。而して爾來引續き連合軍當局の厚意により引揚も順調に進行し、二十二年度に入るや浦賀、名古屋の兩港の廢止となり、更に五月より博多の廢止等を見て、結局下半期の引揚港としては函館、舞鶴、佐世保、宇品、と五月一日新設を見た横濱の五港となり、從つて今回の檢疫實績も右五檢疫所を中心に行はれたのである。

檢疫船舶

引揚開始以來檢疫した船舶數に關しては第一部及第二部に於て夫々記載したが本年七月より十二月迄の六ヶ月間に於て取扱つた船舶總數は、合計百六十九隻、八十八萬四千六百五十二總噸で、此の中日本人の引揚に使用した船舶數は合計百三十五隻、八十四萬千四百四十六噸、非日本人の送出に使用された隻數は三十六隻、三萬九千百四十七噸であるが、各檢疫所別受入及送出使用の船舶隻數並に噸數は次表の通りである。

一、檢疫所別檢疫隻數及噸數（受入）

函館	隻數	52
	噸數	171,268
舞鶴	隻數	56
	噸數	366,731
宇品	隻數	15
	噸數	6,750
佐世保	隻數	51
	噸數	188,303
横濱	隻數	17
	噸數	108,394
合計	隻數	135
	噸數	841,446

但し以上の中宇品は8隻、横濱は10隻、何れも外國船に付噸數不明

二、檢疫所別檢疫隻數及噸數（送出）

佐世保	隻數	29
	噸數	29,236
横濱	隻數	4
	噸數	13,985
宇品	隻數	1
	噸數	不明
合計	隻數	34
	噸數	43,211

但し宇品の1隻，横濱の2隻は何れも外國船に付噸數不明

檢疫人數

本年七月以降十二月に至る六ヶ月間に亘つて檢疫した實際人員は總計二十九萬七千七百十名で、內邦人引揚者は二十八萬三千百名（軍人十七萬三千五百十三名、一般邦人十萬八千五百八十七名）で送出非日本人は總計一萬六千五百四十七名で、此の國籍別は朝鮮人五千五百七十名、中華人八十八名、沖繩人九千六百五十四名、臺灣人四百二十七名、ドイツ人八百七名（南洋人十名）となつてゐるが、此の人員を檢疫所別に區別すると次表の如くである。

一、檢疫所別檢疫實數（受入）

函館	軍人	21,123
	一般人	72,659
	小計	93,882
鮮鶴	軍人	103,872
	一般人	3,021
	小計	106,893
宇品	軍人	14,864
	一般人	53
	小計	14,917
佐世保	軍人	33,544
	一般人	32,687
	小計	66,231
横濱	軍人	110
	一般人	67
	小計	177
合計	軍人	173,513
	一般人	108,587
	總計	282,100

二、檢疫所別檢疫實數（送出）

檢疫所別	軍人	一般人	計
函館	21,123	72,759	93,882
鮮鶴	105,354	3,160	108,514
宇品	14,870	76	14,946
佐世保	33,544	32,687	66,231
横濱	110	67	177
計	175,001	108,749	283,750

入港檢疫

入港檢疫については、表に示した如く七月一日より十二月末日に至る間、函館、鮮鶴、兩港を主としてソ聯占領地域よりの引揚者を取扱ひ、又佐世保及び宇品更に横濱は、其他の地域よりの引揚を取扱つたのであるが、之れ等の引揚者中檢疫した總數は、合計二十八萬三千七百五十名に及び、此の內譯は（軍人十七萬五千一人、一般邦人十萬八千七百四十九人）で、更に之をソ聯地區と其他とに區別すると、ソ聯占領地區よりの引揚者合計二十萬二千三百九十六名（軍人十二萬六千四百七十七名、一般邦人七萬五千九百十四人）其他の地區の合計は八萬一千三百五十四人（軍人四萬八千五百二十四人、一般人三萬二千八百三十人）で其の詳細は別表の通りである。

檢疫所別檢疫人數（受入）

檢疫所別	軍人	一般人	計
函館	21,123	72,759	93,882
鮮鶴	105,354	3,160	108,514
宇品	14,870	76	14,946
佐世保	33,544	32,687	66,231
横濱	110	67	177
計	175,001	108,749	283,750

佐世保	朝鮮人	5,570
	中華人	88
	臺灣人	9,654
	沖繩人	427
横濱	ドイツ人	807
	南洋人	10
宇品	朝鮮人	1
合計	朝鮮人	5,571
	中華人	88
	臺灣人	9,654
	沖繩人	427
	ドイツ人	807
	南洋人	10
		16,547

出港檢疫

非日本人の送還については今期は主として佐世保港より送出したがその他新設の横濱よりもドイツ人及南洋人の送還を行つた。

而して此の送還人數を總計すると一萬七千百六十四人で、之を國籍別に見ると、先づ沖繩人が絕對多數を占め、一萬一千七百六人、次いで朝鮮人の四千百六人（此の中には不法入國した鮮人も含まれてゐる）更にドイツ人の八百七人、臺灣人の四百四十七人、中華人の八十八人、南洋人の十名となつてゐるが、之を送出檢疫所別に見ると、次表の通りである。

入港檢疫一覽表

檢疫所別	檢疫入數 軍人	檢疫入數 一般人	檢疫入數 計	患者 檢疫傳染病 患者	患者 檢疫傳染病 死者	患者 法定傳染病 患者	死者 法定傳染病 死者	死者 普通病 患者	死者 普通病 死者	豫防接種 コレラ	豫防接種 發疹チフス	豫防接種 痘瘡	DDT消毒人數
函館	21,123	72,759	93,882			61	2			183,125	183,125	183,125	183,125
鮮鶴	105,354	3,160	108,514	1		61	5			105,188	105,188	105,188	105,188
佐世保	33,544	32,687	66,231			9	2	（別記）		51,497	67,277	67,277	67,277
宇品	14,870	76	14,946							12,185	14,719	12,195	14,719
横濱	110	67	177							58	58	58	58
計	175,001	108,749	283,750	1		131	9			370,053	370,367	367,843	370,367

檢疫所別檢疫人數（送出）

檢疫所別	國籍 朝鮮人	國籍 ドイツ人	國籍 臺灣人	國籍 中華人	國籍 南洋人	計
佐世保	11,706	4,105	447	88	10	16,346
横濱		807				817
宇品	1					1
計	11,706	4,106	447	88	10	17,164

出入港別檢疫一覽表

本年七月一日より十二月末日に至る六ヶ月間に取扱つた各檢疫所別檢疫人數並に之ら引揚者中の患者、死者及びその區別（病類別）又は檢疫處置（豫防接種）を一覽表にして見ると次表の如くである。

出港檢疫一覽表

檢疫所別	檢疫人數			患者死者						豫防接種			DDT消毒人數
				檢疫傳染病		法定傳染病		普通病					
	軍人	一般人	計	患者	死者	患者	死者	患者	死者	コレラ	發疹チフス	痘瘡	
佐世保		16,346	16,346	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	（別記）		14,730	14,730	14,730	14,730
賀茂		817	817							817	817	817	817
宇品		1	1							1	1	1	1
計		17,154	17,154							15,651	15,651	15,651	1,565

檢疫措置概要

檢疫措置の概要については、本誌第一部に於て詳細記述した通りであるが、此の度の引揚檢疫は從來たるコレラ、ペスト、痘瘡、發疹チフス、黃熱に限らず其他の法定傳染病、結核、顆、炭疽等の檢診檢診から風の有無の檢診等々少く共船内は勿論、上陸後も嚴重なる檢診を行ひ、患者、容疑者、保菌者は特設病院に收容、以降繼續令部の指令によるDDTの撒布は厳來引續き行はれてゐつた。而して以下この六ヶ月間に行つた檢疫の實績各檢疫所が取扱つた患死者の狀況及び細菌檢査、業務防疫種、消毒、除虫、其他の狀況について記述することにする。

發見せし傳染病

檢疫傳染病

檢疫傳染病は此のキケキに一名の發診チフス患者の發生を見たのみであるが之れが詳細を記述すると

患者は朝鮮籍(男子)十六歳が富岡より去る七月二十六日函館に引揚たる引揚者で、同日函館檢疫所に於て檢疫即日診定、同三十一日檢疫病院に入院せしめると共に、患者乘船の船員には消毒を施行した。然るに幸ひにも其の後患者の經過は非常に良好で、翌月退院せしめたが、此の患者の發生系路を調査すると、該患者は五月下旬以來、樺太留多加町川口に於て、患家との雜居の出入關係に依つて感染を受け、同地にて發診したまゝ引揚の途に就いた樣である。

檢疫所別	年齡	性別	入港月日	出港地名	乘船船名	診定月日	病名	入院月日	入院場所	處置	轉歸
函館	16	男	7-26	眞岡	間宮丸	7-26	發疹チフス	7-31	檢疫病院	乘船船員の消毒する一方全船に消毒を施す	8—6 全治退院

發出元には該當者なし

其他の法定傳染病

檢疫傳染病患者以外の其他の法定傳染病に關しては、此の六ヶ月間に取扱つた總數二百十六名中で、中最も多いのがアメーバ赤痢で、これが百三名、次いで細菌性赤痢が三十四名、以下腸チフス、パラチフス、デフテリヤの順となつてゐて、此の他に赤痢、回歸熱、猩紅熱、流行性腦脊髓膜炎、日本腦炎各一名が發生してゐるが、之れを檢疫所別に記載すると次表の通りである。

其他法定傳染病患死者月間發生表

月別	檢疫所別	腸チフス	パラチフス	赤痢、疫痢を含む	細菌性赤痢	アメーバ赤痢	回歸熱	デフテリヤ	猩紅熱	流行性腦脊髓膜炎	日本腦炎	計
二十二年七月	函館		1		2	1	1		1	1		7
	舞鶴					11						11
	宇品					17						17
	佐世保											
	賀茂											
	小計		1		2	29	1		1	1		35
八月	函館	7	11		20	1						39
	舞鶴				2	4						6
	宇品											
	佐世保											
	賀茂											
	小計	7	11		22	5						45
九月	函館		1		2			1				4
	舞鶴				2	4						6
	宇品					25						25
	佐世保			1								1
	賀茂											
	小計		1	1	4	29		1				36
十月	函館				3			(1) 4				(1) 7
	舞鶴				1	10						11
	宇品											
	佐世保	4						(1) 1				(1) 5
	賀茂											
	小計	4			4	10		(2) 5				(2) 23

函館	十月	雑夫	中国	佐世保	第一	小計	12	14	1	(2) 34	(8) 103
函館	十一月	雑夫	中国	佐世保	第二	小計	1			(1) 1	(1) 1
計							13	14	1	(3) 35	(9) 104

函館	十月	雑夫	中国	佐世保	第一	小計			1	1	1
函館	十一月	雑夫	中国	佐世保	第二	小計					
計									1	1	1

函館	十月	雑夫	中国	佐世保	第一	小計	1			(1) 3	(15) 49
函館	十一月	雑夫	中国	佐世保	第二	小計				(1) 1	(7) 36
計							1			(2) 4	(7) 39

函館	十月	雑夫	中国	佐世保	第一	小計	1	1	1	(1) 4 (3) 29	(16) 216
函館	十一月	雑夫	中国	佐世保	第二	小計				(1) 1	(9) 42
計							1	1	1	(5) 35	(7) 39 (2) 2

備考 ( ) 内の数字は死亡者を示す
以上は港入でありつて隔離には患者を含まつた

其他の疾患

〔麻疹患者の發生〕

十二月四日ナポトカより舞鶴に入港の山澄丸(六千八百五十九噸)に引揚軍人中一名發見したが、乘船者は至五日午前七時三十分揚陸せしめたるも現地軍の命により患者はそのまゝ一應船内に隔離し、翌々六日揚陸許可ありたるを以て、同日午後一時三十分直ちに國立岡山病院に送院、更に同院より岡山療養所に轉送せしめた。

今回の引揚檢疫で特に注目を延いたのは、十月三日及び六日の兩日、コロ島より佐世保に入港した引揚船英彦丸(六八八八噸)と、山澄丸(六八五九噸)に麻疹患者が發發生し、又十二月七日函館入港の引揚船北進丸(一九九七噸)及び長運丸(一九一五噸)にも發生したが、前者に對しては現地軍衛生監督官は之の揚陸を差止め、船内に於て隔離する方針を採る樣命じ、更に後者に對しては別紙(函館檢疫所發表のもの參照)の通りの指示を受けたが、玆に注目すべきは、麻疹の爲めにかゝる大規模な隔離が行はれたのは未だかつて我國には其の例を見ざる所で、之れはアメリカ側の該疾患に對する見解として將來の參考となるべきものと考へられるので、左に其の隔離狀況(擔當檢疫所記載の報告書)を記述する。

麻疹の隔離狀況(佐世保檢疫所醫療課)

昭和二十二年十月三日コロ島より入港の引揚船英彦丸に麻疹患者發生せる爲、現地軍衛生監督官グゼ中尉は之が上陸を差止め、船上に於て隔離する方針を示した。

然るに船上においては、居住條件惡しく病氣の性質上其の防遏が期待しがたいので、十月六日に至り陸上に於て隔離することに決り、十月七日に約二千八百名の引揚者を上陸せしめ、陸上において隔離した。船中以來上陸する迄の患者二十五名中死亡者二名である。同じく十月六日に入港のコロ島よりの引揚船山澄丸にも同樣に麻疹患者の發生を見たので、十月八日上陸と同時に陸上隔離を行つた。監督官は上陸に先立ち、成人十三歳以上と、小人十二歳以下の二つの集團に分けることを命じたが、匆々の際でその命令が徹底せず、英彦丸は既成感染者と未感染者の二群に分けて隔離し、大人と小人の區別はしなかつた。

又歸鄕の爲の手續き其の他に不便が多いので、隊の編成替を行ふ事を極力さけようとする集團の幹部の力に壓れ、又一面監督官の態度の軟化すのことを期待して完全な防疫態勢をとつたとは言難い。

十月九日に至つて監督官は隔離期間に就き次の樣な意向を明かにした

一、隔離期間は患者隔後滿十一日

一、隔離單位は各宿舍毎にすること

併し完全な隔離壁のある所は更に細かな隔離單位を認めることがある。との方針を各大隊長及醫療班長に傳達した所、意見囂々とわき、直接監督官に面接の上意見の開陳を行ひ、日本に於ける麻疹の狀況について意見ものべ、一日も早く隔離解除を願ひたいとの意向がつよく、十一日夜各大隊長、醫療班長集合し協議した。その結果次の三點につき申し出を行ふことに決定した。

一、日本に於ては麻疹は始ど學齡以前に感染し、それ以上の年齡には稀であるから十三歳以上の者の隔離は無意味である。

二、經驗的に言つて滿五ヶ月以内の子供が麻疹に罹る事はないから、五ヶ月以内の乳兒の隔離も無意味である。

三、五ヶ月以上十二歳以下の者と言へども麻疹既感染者が再感染することは極めて稀であるから、麻疹既感染者の隔離も同樣に意味がないこと。

以上三つの意見を十月十二日英彦丸、山澄丸より四名の代表者を選び直接監督官に面接せしめ、看護課長、醫療課長の立會いのもとに約二日間の交渉を行つたが、何等得るところはなかつた。

其の會見後米軍監督官が醫療課長に洩らした意見を綜合すると、

一、感染、未感染を引揚者の陳述により決定し、之を防疫の單位とすることは極めて危險である。

二、例は少いが成人の麻疹は絶無ではない。

三、成人を家族より分離して歸鄕せしめることはこうした引揚の際には好ましくないこと。

當醫療課の病室は四月一日以降閉鎖して、人員、施設共になく、之が收容は極めて困難ではあつたが、麻疹患者增發の傾向にあり、之が收容は不可避の狀況となつたので、急速に人員の配置轉換と施設の整備につとめ、麻疹患者及擬似患者の收容に當つた。

十月八日以降船内感染と認められる十月二十日迄の麻疹患者發生數は次の通りである。

八日	五名	十五日	三十五名		
九日	二名	十六日	十七名		
十日	一名	十七日	二十名		
十一日	五名	十八日	八名		
十二日	五名	十九日	十名		
十三日	十二名	二十日	十三名		
十四日	十七名	計	百五十名		

七日から隔離を始めていた英彦丸の既感染者集團中より十月十五日に至り患者二名の發生を見、先に監督官に對し隔離解除の申出を行つた第三項の既感染者の隔離が意味ないといふことは、この事實により覆がへされ、監督官の言ふ引揚者の陳述に基く感染、未感染をもつて防疫の基準とすることの出來ない事を裏書きした。

十九日に至り始めて山澄丸の大人部隊の隔離を解除し、それと同時に船中において發病し檢疫所病院に收容中の恢復者の隔離を解除した。其の數合計約四百名。

二十一日以降十一月三日迄を第二次感染期とみれば、この期間に於ける麻疹患者の發生數は次の通りである。

二十一日	一名	二十七日	十六名
二十二日	七名	二十八日	三名
二十三日	六名	二十九日	五名
二十四日	七名	三十日	十五名
二十五日	一名	三十一日	十六名
二十六日	九名	一日	十三名
		二日	八名
		三日	二名
		計	百九名

第二次感染期に入つてから船中感染期に比べると、多少その發生數は減少したが、依然として終熄の見込み立たず、引揚者は長期の滯留のため單調なる食事に厭き、小兒も朝(粥・梅干)晝(粥・汁)夜(粥・汁)の一律なる食事のために食慾を失ひ、又寒氣加はるに及び麻疹に肺炎を續發する患者漸く多くサルゾール、スルファダイアヂン、スルファチアゾール、ペニシリン等を使用し、不慮の轉歸をとることを極力防いだが、二三の犧牲者を出すに至つた。

二十三日には山澄丸の大人部隊及恢復患者の隔離解除を行つた。其の數約四百五十名。

二十四日からは各部隊中に散在する未感染者を症狀の有無にかゝはらず病院の收容力のある限り之を收容することに決し、之が收容を開始した。

二十六日に英彦丸の大人部隊及既感染者を主とする部隊總員約二千名の隔離解除を行つた。

二十七日には醫療課の結核檢診班の移轉を行ひ、そのために出來た收容力の增加に伴ひ、約七〇名の未感染者を收容した。

二十八日本院阿部檢疫局長は麻疹對策のため、急據東京より來局、十時から援護局幹部、十一時から引揚者代表と面接し、その窮情をきゝ監督官に面談の後、隔離の實際を視察し、その拾收策の具體案につき檢討する所があつた。

二十九日には英彦丸、山澄丸の一部の隔離解除を行ひ、それと同時に空いた宿舍の一部を病院の延長として取扱ふ認可を得て、殘餘の未感染者の分離を終り、玆に始めて隔離解除の時期の見透しがついた。同日に於ける醫療課の收容數は附添を入れると五百名を突破した。

十一月四日以降を第三次の感染期と考へれば、その間の患者發生數は

四日	一名	九日	三名
五日	四名	十日	一名
六日	六名	十一日	〇名
七日	三名	十二日	〇名
八日	三名	十三日	一名
		十四日	一名
		十五日	一名
		十六日	〇名
		十七日	二名
		計	二十三名

船內感染者 百五十名

第二次感染者 百九名

に比べれば著るしい減少であつて、さすがの猛威を振つた麻疹も上陸隔離後約一ケ月半、初發患者より約二ケ月にして始めて終熄を見るに至つた。

十一月五日に山澄丸の一部の隔離解除、七日及び九日に山澄丸の一部と恢復患者の隔離解除を行ひ、こゝに始めて健康者の隔離解除を終了し殘餘は病院に收容中の患者及疑似者のみとなつた。この間榮養失調による死亡者一名、肺炎を併發しての死亡者四名、それ以外にヂフテリヤで國立病院に氣管切開のため輸送中の患者一名を入れて、六名の死亡者を出してゐる。

佐世保援護局は檢疫所と援護局が約二里をへだてゝ位置し、醫療課は援護局內にある關係上、陸上隔離後の檢疫隔離は醫療課においてこれを擔當したのであるが、何分にも麻疹の隔離といふ從來の日本では考へることの出來ない事態の爲に隔離を解除してしまつた。今日から考へると責任者として必ずしも當を得た對策を行つたと斷言することは出來ないが、少くとも次の諸點は將來の參考になるのではないかと考へられる。

一、監督官と通譯を介しての交渉であるから、つとめて誤解の生ずることを除く事。

一、報告書類其の他も監督官の希望する詳式をとゝのへて全貌を一覽のもとに把握出來る書類をすみやかに作成して其れを基礎として交渉を行ふ事。

一、傳染病豫防に對しては强い自信と確固たる優越感をもつているからいたづらに日本の實狀を冗長に說明して、監督官の意見の變更をもとむることは無駄であること。

一、引揚者の醫師は唯踏りたい一念の爲に、往々にして防疫の本則を無視し、患者の隱匿其の他を行ひ併もそれが監督官の發見するところとなり、日本人の醫師信ずるに足らずとの自信を深めた場合が多いが、少くとも檢疫當事者は嚴正な態度を保持し、引揚者の泣落し政策に陷入らない事が必要であらう。

一、隔離期間の短縮を行つたことは一再に止まらないが、何れも防疫上の意見をまげたわけでなく、宿舍輸送の面からの理由によつた。

年齡別、性別、麻疹患者發生數

年齡＼性別	男	女	實數
1歲	5	5	10
2歲	44	26	70
3歲	34	36	70
4歲	19	25	44
5歲	18	21	39
9歲	9	4	23
7歲	9	6	15
8歲	4	1	5
9歲	3	2	5
10歲	1		1
11歲			
12歲			
合計	146	136	282

十一月十五日迄

引揚船(主に)北進丸麻疹發生狀況(函館引揚援護局醫療課發表)

一、緖言

昭和二十二年十二月四日樺太眞岡より函館に入港せる引揚船北進丸に麻疹患者多發し、之等の患者中函館檢疫所病院に收容せるものに就いて以下述べる。

之等患者は種々の惡條件にあつた爲に死亡するもの多數であつた。その主なるもの環境の不良、主として幼弱者の多かつた事、肺炎の合併等にも依るが、ヂフテリヤの合併はその特異なる症狀の爲に、或ひは發見を遲らしめ、或ひは治療上に困難を來たさしめて、その死亡者數增加の一要因と看做され得ると考えられるので、左にその概略的症狀治療に就き述べ、更に少しく之に就き考察し、今後の參考に資したいと思う。更に精しい觀察及び統計に就いては目下調査中である。

二、患者の全般的觀察

昭和二十二年十二月八日卽ち北進丸の患者收容より二十三年一月十五日迄に當所に於て收容した十五歲以下の患者は一一三名である。其の中死亡者は三六名(二十九%)であつた。

之等患者の年齡は大多數五歲以下(約八一%)にして、その死亡者亦五歲以下(八五%)のものである。

亦總數の中八〇名(六五%)は麻疹であつた。今回收容せる麻疹患者は極めて合併症を來たす率高く六〇%に及び、之が爲に豫後極めて不良にして麻疹患者の三六%は死亡した。

第一表は患者の年齡別數及び年齡別死亡者數を示した。

第二表は病類別に各患者數並びに死亡者數を示した。

表に示す如く合併症中の大多數は肺炎及びヂフテリヤであつて、死亡の原因亦之に依る。

以下之等に就いての臨床的觀察並びに治療に就き述べる。

1. 麻疹と肺炎との合併（所謂麻疹肺炎）

麻疹と肺炎を合併せるものゝ中更に之をヂフテリヤの合併せるものは後に述べ、此處には除外する。

麻疹と肺炎とを合併せるもの丶數は二十名で、之は麻疹患者總數の二十五%である。

その半數が死亡した。

麻疹肺炎中大葉性肺炎と認められるものは四名で、その二名は膿胸を合併し死亡した。

麻疹肺炎の臨床症狀は成書記載の如きものであつた。

治療方針としては主としてサルフアサイアゾールを用い、少數者にサルフアダイアヂンを用いた。

之等の治療效果の比較は例數なき爲に兩者の優劣等は今の處論じ難い。

全般的に麻疹肺灰に對しては之等のス劑の效果は大葉性肺炎に對する程有效ではなく、解熱迄の時間も一般に長い樣であることは諸家の成績（四・五）にあるが如くである。

2. 麻疹とヂフテリヤとの合併症（第三—第四表）

本合併症は麻疹合併症中の最多を占め、二十三名（約二十九%）に達し、死亡一四名（六〇%）に及んだ。

先づ最初に發見の動機となつた患者に就いて述べる。

五歲の女兒、十二月二日より麻疹出現す。定型的なる發疹にして四日頃より消退し始め五日には熱も下降を示した。

然るに八日夕より漸次呼吸促迫し來り體溫は完全には解熱せざるまゝに十日を迎へた。十日朝來より呼吸困難は高度となり、肋間陥、上腹部は著明に張浚し、顏面は蒼白となり口唇に稍々チアノーゼを來した。

咽頭は稍々發赤せるも何等義膜等を認めなかつた。

八日頃より存した咳は輕度であつたが、嗄聲を加え十日には無聲に近く、犬吠樣の咳嗽となつた。理學上胸部に異常なく鼓で始めてヂフテリヤに依る喉頭狹窄を疑い、咽頭分泌液を塗抹、ナイセル氏染色を施せる處形態上ヂフテリヤ菌と一致するものを認めたので直ちに上氣管切開術を施行し血清六〇〇〇單位を注射した。

手術後肺炎の豫防にサルフアダイアヂンとペニシリンを少量用いた。

處幸い合併症無く十三日目にカニューレを拔出し全治するに至つた。

嗄聲は未だ存したが V・B の大量を注射し速やかに恢復した。

以上の如く麻疹にヂフテリヤを合併する場合は順次に原發し臨床症狀極めて特有である。即ち、發疹消失、體溫降下し之にて麻疹の終りたると思う頃に至りて呼吸困難が出現し來る發疹消失と呼吸困難發現迄の　數は十日以內のもの多く、早きは一日—三日であつた。顏面蒼白犬吠樣咳嗽、嗄聲、鼻翼呼吸、呼吸時の胸廓並心窩部の張浚蛋白尿は

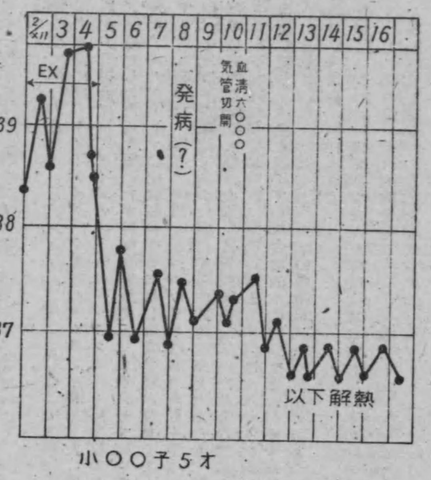

第一表　年齡別患者數並死亡者數

（實數）

年齡	患者數		死亡者數	
0—1	25	八一%	11	八三%
1—2	27		8	
2—3	14		5	
3—4	19		3	
4—5	15		4	
5—6	7		0	
6—7	3		2	
7—8	5		1	
8—9	0		0	
9—10	1		0	
10—	7		2	
計	123		36	

第二表　病類別患者數並死亡者數

病名	患者數	死亡者數
麻疹	80	29
麻疹のみ	32	3
麻疹性肺炎	20	10
麻疹＋ヂフテリヤ	23	14
麻疹＋結核	4	2
麻疹＋其の他	1	0
肺炎	20	6
氣管枝炎	10	0
水痘	3	0
其の他	10	1
計	123	36

三、臨床的觀察並びに治療

麻疹のみにして合併症を有せざるものは成書に記載されたる處と異る事無き故之に就いては省略する。但し之の何等の合併症の無き者三二名中ブソイド・クループと考えられるもの八名の多きを算し、その中二名は、眞性クループとの區別をなし得ず、血清注射をする程度であつた。後は以下ヂフテリヤとの合併症に就き述べる事と相照して注目すべきものと考えている。

以下合併症を有するものに就き稍々詳細に述べる。

必發の症狀である。無聲となるものもあり、患兒は兩手を握り必死に呼吸を續ける樣な悲痛である。此の際呼吸數其のもの丶增加は決して著しくない。

體溫は比較的高き者と三十八度臺のものとあり、一般に高き者は豫後不良であつた。之は同時に肺炎を合併する爲である。熱型は弛張に傾むくものが多い。

胸部所見として理學的に兩側後下部に少數の水泡音を起するものもあるが大體に於て所見は無い。之の胸部所見が明らかに肺炎樣症狀を呈するものは至つて豫後不良である。

咽頭所見は極く輕き發赤を示す程度にして義膜を來せるものは少數である（附記後に二例定型的な義膜を形成せるものを見た事を附記して置く）

第三表　年齡別主要疾患數

（　）內は死亡者數

年齡	麻疹	ヂフテリヤ	麻疹	肺炎
0—1	13	2 (2)	5	(4)
1—2	18	7 (6)	1	(1)
2—3	11	3 (2)	3	(2)
3—4	14	2 (1)	4	(1)
4—5	12	5 (3)	6	(1)
5—6	5	3 (0)	0	
6—7	0	1 (0)	0	
7—8	4	0	1	(1)
8—9	0	0	0	
9—10	1	0	0	
10—	2	0	0	
計	8)	23 (14)	20	(10)

第四表

主要疾患とヂフテリヤとの關係並死亡者數

病名	患者數	死亡者數
麻疹＋保菌	2	0
麻疹＋喉ヂフ	10	5
麻疹＋肺炎	2	2
麻疹肺炎＋喉ヂフ	5	4
麻疹＋鼻・咽・喉ヂフ	3	2
肺炎＋喉ヂフ	1	1
計	23	14

喉頭所見は患者の幼少なる爲に精査し得なかつたが、起後に於て精査し得た一例に於ては粘膜の發赤腫張高度にして桑實狀を呈し少量の血液凝固物を認める事が出來た。

二十三名のヂフテリヤ合併者の病型の分類は第四表の如くであつたが死亡者は七歲以下の者が殆んどある。

麻疹に喉頭ヂフテリヤのみを合併せるものは十名にして之に更に肺炎

を續發せるもの二名であつた。

又明らかに麻疹肺炎の併發しあるものにしてヂフテリヤを發病せるもの五名で之の型は診斷上最も困難を來たし熱型呼吸困難の程度を以てしては不可能に近く細菌檢査のみが唯一の確實なるものと思はれる。

一例は壞疽性の變化を來し敗血症樣疾狀を呈した。

鼻ヂフテリヤの者は二名で(一名菌陽性)順當なる經過を辿りたるも恢復期に於て一名は肺炎の合併の爲に斃れた。鼻ヂフテリヤより苔及の咽頭に及び更に喉頭に達した者一名も亦恢復期に於て肺炎を併發死亡した。

淋巴腺の著明な腫脹を來したものは見なかつた。

細菌檢査は鼻汁、咽頭分泌液を塗抹、異染に色紙を染色した。以上二〇名中一四名(七〇%)陽性であつた。又荒川氏培地に植え、更に糖鑑別を行つた。

治療法は血清の大量を用い(九〇〇〇—二萬—二萬五千)肺炎樣症狀を混在する者にはサルファダイアダン並にペニシリンを併用した。肺炎の混在する場合に於てダイアヂン並にペニシリンは良く肺炎症狀を押え、好轉せしめたるを認めたが呼吸困難依然として消失せず死亡する者あり、又ヂフテリヤの症狀輕快せるに反し肺炎症狀の增加をなし死亡する者もあつた。之等に使用せるペニシリンは每三時間三千—六千單位、十萬以下の總量であつた爲に充分の效果を來さなかつた。現在一萬單位宛每三時間に筋注十五—二十萬單位を用いたるもの二名を觀察中であるが何れも有效であつた。之れよりすればペニシリンは二—三萬單位宛用い大量を投與する場合血清と相俟つて卓效を來すのではないかと思はれる(附記ペニシリンの噴霧を試み一時良效のあつた例もあるが例數尠く省略した)

氣管切開は僅かに一例であつたが、呼吸困難に對しては不可缺の手術であつて、先づ之に依り危險を除去し、然る後上記ペニシリン血清を用うる事が最も適當なるものと考えられる。

四、考　察

麻疹にヂフテリヤの混在せる場合その診斷は非常に困難である。肺炎との區別更に亦肺炎との合併の場合は決定的には細菌檢査によらねば確定出來ない。

今回は幸ひ細菌檢索を實施するを得たる爲にヂフテリヤの合併を見出すを得、血清に依り或程度死亡を減じ得たる事と思はれる。次に些か麻疹喉頭ヂフテリヤに就いて考えるに佐藤氏(一)は既に麻疹の無義膜性喉頭ヂフテリヤに就き報告し、その成因は喉頭粘膜が抵抗性減弱しある場合となしている。

グランツマン氏(二)はヂフテリヤの後期に麻疹に罹患せる場合は豫後良存なるも麻疹にヂフテリヤの合併し來る場合は「恰も麻疹に依る氣管炎並に氣管枝炎はヂフテリヤ菌を直接喉頭及び氣管に前進定着せしめる如き感を與うる」と稱し豫後は不良なりと述べている。

此の觀察せる症例は之等の事實を裏書していると考えられる。更に又村上氏(三)はその論文中に小林氏の言を引用し「ヂフテリヤの初期には義膜無く、輕度でありカタル性炎症であつて、而もヂ菌を原因とすることがある」と述べ氏の觀察せるアナトキシン豫防接種後のヂフテリヤは義膜の形成に迄至らず單にカタル性炎症變化に依りても呼吸困難を來すと述べている。事實吾々も亦死後に於て喉頭を精査せるに義膜を認めず單に高度の炎症性腫脹による狹窄が死因であつたことを既に述べた。即ち麻疹により既に咽頭の病變は或る程度恢復しあるに反し喉頭氣管及氣管枝に於ては未だ炎症旺盛を極め抵抗減弱しある處にヂフテリヤ菌の感染し來る時は粘膜の腫脹高度に達し狹窄症狀を呈するものと考えられる本來かゝる菌は病原性は餘り强力ではなく麻疹罹患中に保菌者數名を見出したことや單にヂフテリヤのみに罹患せるものゝ無かつたことは之等の關係によるものであらうと考えられる。今回のヂフテリヤに於ては早期診斷を行い、血清も大量に用い、亦肺炎に對してはダイアヂン、ペニシリン等の優秀なる藥劑を投與せるにも拘らずその治療成績の不良なりし事は、一に生體の反應力の減弱していた事と又幸いよく之等藥劑の效果を示し來れる場合にも二次的に身體の消耗を來して不良なる轉歸をとる者多數であつたことによると思はれる。

2.致死率の高きことに就いての考察

A、入院患者の大多數は乳幼兒であり死亡の大半は亦之の年齡層であつた。

B、最も重症なるもののみを收容した關係上入院後僅かに數時間にて死亡せる極端なるものを始めとし次表の如く四二%は五日以內に死亡している。

表五第

並數日數者數
入院に死亡

入院日數	死亡者數										
1	7	4	1	2	2	2	2	1	4	11
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

C、患兒の家族の衞生的教養乏しく看護の萬全を期し難く、又氣管切開の施行を承諾せず徒らに苦悶のまゝ死に致らしむる結果となつた。又窒息死と認めらたる者三名にも及んでいることは、一般に看護人又疲勞其極にあり注意不及であつたことを示している。

D、病室狹隘にして、多數患者密集し傳染を容易ならしめ、亦暖房裝置にストーブを用いている爲に惡感作を示したことも亦重視すべきであらう。

五、結　論

主として麻疹とヂフテリヤの合併症に就き其の症狀治療に就き述べた。特にかゝる場合喉頭に原發し來る事その治療には氣管切開、ペニシリン、血清療法の三考の必要なるを述べ併せてその成因に就き些か考察した。

附　言

一、本報告は早急に作成せる爲稍々不備の點が多い。亦胸部所見等はレントゲン裝置無き爲專ら理學的檢査に依つたので正確を期し難かつた。詳細なる調査は更に爲す豫定である。

參考文獻

(一) 佐藤　日本臨床　昭和十九年三月

(二) E. Glanzmann Mohis Hdbdl. dtm Md. Mfek. kh1948.378.

(三) 村上　治療及處方、昭和十八年八月

(四) 遠城寺　日本臨床　昭和二、三、一〇

(五) 山田　新臨床　第二卷一號

細菌檢査

細菌檢査は檢疫業務中に於ても最も重要視されるもので引揚者並に送還者に對する檢疫傳染病は勿論のこと、其他法定傳染病を始め更に一般衞生檢査をも每月多數實施してゐるが今期に於て取扱つた該檢査件數中檢疫傳染病菌檢査件數五萬三千二百十九法定傳染病菌檢査件數三萬二千七百六十八件、其他一般衞生檢査件數三萬四千四十八件に及んでゐる。尙次表は部合により二十二年一月以降十二月末日迄を集計した(第二部に掲載せざる爲)

表　(自22年1月至22年12月)

檢疫所別 / 件數	函館		舞鶴		佐世保		宇品		博多		名古屋		浦賀		横濱		計	
目的	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數	檢査件數	陽性件數
ムスト菌	246		25		629		41,216		8,700		615		214		120		51,600	271
コレラ菌	256	1																

疫病		12	1	253	192	180	175	175	161		1,148	1
法定傳染病	發疹チフス	14,010		80	22,564	114	804	402	125		38,621	
	赤痢	714		45	492		75	110	160		1,595	
	赤痢アメーバ	142		84	488	371	310		140		2,293	
	腸窒扶斯	12									12	
	デフテリヤ	46			1						47	
疑傷	計	14,907	1	1,690	16,0.8	482	423	330	191	7	34,048	1
		30,234	1	3,280	81,032	9,817	2,402	1,221	884	7	180,035	1

豫防接種

引揚檢疫に於ける各種傳染病の豫防接種を徹底的に行ふことは總司令部及び現地軍の强い命令もあり特に各檢疫所に於ては之に意を用ひた事は今更述ぶるまでもないが、又豫防液の供給に關し政府は之れが萬全の措置を講じた事は勿論である。

今檢疫所に於ける六ヶ月間に亘る豫防接種をほどこしたる數字を掲ぐれば次表の通りである。

豫防接種人數（受入）

檢疫所別	種別 コレラ	發疹チフス	痘苗	計
函館	183,125	183,125	183,125	
鶴見	107,188	105,188	105,188	
佐世保	51,497	67,277	67,277	
宇品	12,18	11,719	12,196	
釜山	58	58	58	
計	352,053	370,367	367,843	370,367

消毒

昭和二十一年度に於けるコレラ流行に際して總司令部よりコレラに關する消毒施行の覺書を指示されて以來其後消毒に關しては別段の指令は無かつたが、十月六日函館現地軍衛生監督官より從來使用の粉末DDTを液體DDTに代へるやう指令があつたが之れより先き函館に於ても又液體DDTの使用を指令されたが此の六ヶ月間に於ける各檢疫所の消毒實績を表示すると次表の通りである。

豫防接種人數（送出）

檢疫所別	種別 コレラ	發疹チフス	痘苗	計
佐世保	14,730	14,730	14,730	
鶴見	817	817	817	
宇品	1	1	1	
計	15,651	15,651	15,651	46,953

船舶消毒實績

檢疫所別	發疹チフス患者數	消毒物件 人員	船舶	荷物	消毒方法
函館	53	356,071	91,502	53	241,386 個 DDT液及粉末
鶴見	52	326,390	4,480	52	雜具、帽、便所毛布、ゴザ等 クレゾール
計	105	681,431	95,742	105	〃 〃

除鼠

昭和二十一年中ペスト常在地及び流行地からの引揚船内に於ける醫齒類の狀況については特に總司令部は覺書を以て嚴重な調査を行ふやう指示されて以來今日迄各檢疫所に於ても爾來當時より用ひられて來た二酸化硫黃燻蒸を用ひ、或は之と併行して補鼠器を使用、鼠の蔓延防止の對策に萬全を期して來たが、此の半ヶ年間に於ける各檢疫所の除鼠實績は次の通りで檢査の結果は何れも陰性であつたことは幸ひであつた。

尙除鼠は船舶驅除の外、各檢疫所に於ける港灣地帶、例之倉庫其他をも常時或は臨時に施行したことは云ふまでもなし。

船舶鼠族驅除表

檢疫所別	隻數	總噸數	捕鼠方法	捕鼠數	檢査數	成績
函館	26	77,085	硫黃燻蒸 補鼠器	253	253	陰性
佐世保	20	64,993	〃	344	344	〃
鶴見	9	42,471	〃	25	25	〃
計	54	205,449	〃	622	622	〃

病毒汚染船舶

病毒汚染船舶は此の六ヶ月間檢疫傳染病として別表記載の如く、去る七月函館に一名の發疹チフス患者が發生したのみで、從つて同所に於て同月同患者乘船の船舶並に其後引續き入港の船舶計二隻（總噸數八一二五噸）に對してDDT及び硫黃燻蒸の消毒を行つたのみである。

醫療の部

發見せし普通病

引揚檢疫中、檢疫傳染病其他の法定傳染病以外は醫療課に於て取扱つたが傳染病に比較して普通患者は非常に多數を占めてゐる。

而して此の引揚が開始されて以來昨年（昭和二十一年十二月末日）まで に取扱つた患者數は實に三十三萬一千四百七十六名であつて、更に本年一月より六月までの患者數七萬七千九百五十四名を合せると、總計四十萬九千四百三十名に達したのである。

而も此の普通病は更に今期（二十二年一月より六月迄）に於ては、五萬九百九十五名を算した。

病類別を見ると外傷、結核、脚氣、榮養失調、マラリヤ、戰傷、性病、等々十數種病別に亘るのであつて、此の中何んと云つても外傷、結核、脚氣、榮養失調、等が最も多い。マラリヤは今回は其の引揚地が主としてソ聯地區の關係上、前回に比して著しく減少してゐる。（詳細は折込表參照せられたし）

引揚者の罹病狀況

引揚者中檢疫所に於て取扱つた罹病狀況（傳染病を除く）述べると此の六ヶ月間に引揚たる總數二十八萬二千五百三十二名中、罹病者數は合計五萬九百九十五名で全引揚者數の十八・四九%に當る。而してその引揚地別を一應ソ聯地區と其他の地區とに區別して觀察して見た。

宇品檢疫所（（横濱も一部取扱ふ）で此の引揚者總數六萬九百九十二名中罹病者は五千六百八十名、病類別に見ると外傷が最も多く、次いでマラリヤ、脚氣の順序となつてゐる。死亡率は結核が最も多く、次いで榮養失調となつてゐる。（表參照）

兩地區の比較について

ソ聯地區、其他の地區とに分類して罹病狀況を記載したが、更に兩地區を比較することによつて何等かの參考になるものと考へ別表比較表を作成した。

ソ聯地區引揚者の罹病狀況

罹患者總數二十二萬二千七十名で全引揚者の二〇・四％に達してゐる。病類別に之れを見ると外傷と結核が最も多く、脚氣、榮養失調が之に次ぎ死亡率は結核が最も多く、次いで榮養失調の順となつてゐるが、詳細は別表を參照されたい。

ソ聯地區以外の引揚者の罹病狀況

ソ聯地區以外の引揚者を取扱つた檢疫所並に

ソ連地區よりの引揚者罹病狀況

引揚總數 222,070　自昭和22年7月　至昭和22年12月

病名	總數	罹病者	引揚者百人に對する罹病者の比率(‰)	入院患者	入院患者百人に對する罹病者の比率(%)	總數	死亡者	死亡者百人に對する罹病者の比率(‰)	入院患者	入院患者百人に對する罹病者の比率(‰)
總數	80	2,445	0.2	4	0.4	28	108	0	1	0.2
外傷	80	2,445	0.2	4	0.4	28	108	0	1	0.2
戰傷	90	1,878	0.4	110	11.8	463	3,269	0	37	7.3
結核	96	1,878	0.3	4	0.4	463	3,269	0	37	7.3
榮養失調症	506	703	4.9	85	15.8	1,105	749	7	147	1.2
脚氣	703	199	1.3	23	3.5	243	749	3	25	1.2
マラリヤ	199	22	1.8	31	1.3	60	763	7	135	6.6
性病	22	179	0.5	9	0.4	89	763	0	34	1.7
傳染病	179	8	0.05	1	1.3	19	288	0	13	0.6
其の他	8	32,216	0.5	71	0.3	71	41	0	2	0.1
計	32,216	38,324	84.1	1451	1.0	4,086	250	0	11	0.6
	38,324	—	1726	6,991	58.5	—	38,305	46	1655	80.1
							45,315	82	2041	

病名	局別	函館檢疫所 七	八	九	一〇	一一	一二	舞鶴 七	八	九	死亡實數	引揚總員に對する死亡實數の百分比‰
	月別 引揚人員	2,6810	10,359	18,410	7,690	25,926	5,487	19,719	20,06	1,778		
戰傷	應急	7	1	0	4	12	0	11	5	2	0	0
	入院	0	0	0	0	0	0	2	8	3		
外傷（除戰傷）	應急	238	214	301	55	357	73	188	19	100	0	0
	入院	6	13	10	16	12	0	219	90	26		
傳染病同疑似者	應急	4	0	2	0	0	0	28	25	18	26	0.9
	入院	27	78	17	5	7	164	32	26	30		
結核	應急	202	93	199	67	516	66	110	235	88	10	0.4
	入院	72	48	38	35	81	7	90	107	20		
榮養失調症	應急	107	4	4	27	18	5	44	32	59	4	0.2
	入院	1	2	3	0	0	0	53	33	13		
脚氣	應急	80	89	107	39	36	18	71	96	32	0	0
	入院	0	3	1	0	3	0	6	3	5		
マラリヤ	應急	0	0	2	0	50	0	31	26	21	0	0
	入院	0	0	1	0	2	0	34	11	10		
性病	應急	3	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0
	入院	1	0	0	0	1	0	5	0	0		
姙娠（助產）	應急	42	38	22	25	7	6	0	0	0	0	0
	入院	22	8	7	0	6	2	0	0	0		
其の他	應急	2,648	2,584	2,595	1,187	3,485	25	2,559	3,400	1,946	52	1.8
	入院	224	157	183	92	219	38	654	461	294		
計	應急	3,331	3,023	3,232	1,404	4,488	1,093	3,042	4,011	2,267	92	3.3
	入院	363	309	160	148	339	211	1,095	739	401		
各局患者合計		18,201										
各局引揚者合計		94,682										
各局患者合計の各局引揚者合計に對する％		19.2										

〔註〕　其の他の病とは呼吸器疾患、胃腸性疾患　皮膚病等を主とし　其

自昭和22年7月
至昭和22年12月　各局別引揚者應急及び入院患者狀況

傷病名別 ＼ 局別 ＼ 月別		函館檢疫所 七	函館檢疫所 八	函館檢疫所 九	函館檢疫所 一〇	函館檢疫所 一二	函館檢疫所 一三	舞鶴檢疫所 七	舞鶴檢疫所 八	舞鶴檢疫所 九	舞鶴檢疫所 一〇	舞鶴檢疫所 一二	舞鶴檢疫所 一三	佐世保檢疫所 七	佐世保檢疫所 八	佐世保檢疫所 九	佐世保檢疫所 一〇	佐世保檢疫所 一二	佐世保檢疫所 一三	宇品檢疫所 七	宇品檢疫所 八	宇品檢疫所 九	宇品檢疫所 一〇	宇品檢疫所 一二	宇品檢疫所 一三	小計 七	小計 八	小計 九	小計 一〇	小計 一二	小計 一三	合計	入院患者及び總員に對する百分比	兩入院患者應急累計數	引揚者總員に對する百分比%	死亡實數	引揚者總員に對する死亡實數百分比 ‰
	引揚人員	2,6810	10,359	18,410	7,690	25,926	5,487	19,719	20,06	1,778	27,473	17,744	4,124	15,853	19,281	8,536	17,'44	3,125	2,618	8,494	3,065	727	2,539	45	47	70,876	52,770	45,474	54,846	46,840	12,276	283,062	應急計				
戰傷	應急	7	1	0	4	12	0	11	5	2	19	12	7	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	23	6	2	23	24	7	85	0.2	138	0.05	0	0
	入院	0	0	0	0	0	0	2	8	3	13	0	2	0	0	0	0	0	0	20	0	5	0	0	0	22	8	8	13	0	2	53	0.7				
外傷（除戰傷）	應急	238	214	301	55	357	73	188	19	100	285	143	45	93	297	63	87	41	3	170	43	0	5	0	0	689	746	464	432	541	121	2,993	6.9	4,080	1.44	0	0
	入院	6	13	10	16	12	0	219	90	26	263	151	2	1	0	2	4	1	0	22	2	237	0	0	0	258	105	275	283	164	2	1,037	14.4				
傳染病同疑似者	應急	4	0	2	0	0	0	28	25	18	11	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	25	20	13	4	2	96	0.2	607	0.21	26	0.9
	入院	27	78	17	5	7	164	32	26	30	37	19	20	6	0	0	0	1	0	17	4	27	0	0	0	76	108	74	42	27	184	511	6.6				
結核	應急	202	93	199	67	516	66	110	235	88	112	173	17	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	313	331	287	179	689	83	1,882	4.4	3,035	1.06	10	0.4
	入院	72	48	38	35	81	7	90	107	20	289	300	13	3	4	2	0	1	0	14	0	29	0	0	0	179	159	89	324	382	20	1,153	14.8				
榮養失調症	應急	107	4	4	27	18	5	44	32	59	110	57	8	2	0	0	27	4	1	0	0	0	0	0	0	153	33	63	164	79	14	509	1.2	753	0.27	4	0.2
	入院	1	2	3	0	0	0	53	33	13	89	31	4	1	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	55	35	16	94	40	4	244	3.2				
脚氣	應急	80	89	107	39	36	18	71	96	32	52	23	4	46	20	0	29	9	4	6	1	0	0	0	0	203	206	139	120	68	26	762	1.8	833	0.29	0	0
	入院	0	3	1	0	3	0	6	3	5	18	21	0	1	0	1	0	0	0	3	0	6	0	0	0	10	6	13	18	24	0	71	0.9				
マラリヤ	應急	0	0	2	0	50	0	31	26	21	36	29	4	0	0	0	0	0	0	23	2	0	0	0	0	54	28	23	36	79	4	224	0.5	370	0.13	0	0
	入院	0	0	1	0	2	0	34	11	10	17	14	0	0	0	0	0	0	0	20	0	37	0	0	0	54	11	48	17	16	0	146	1.9				
性病	應急	3	0	0	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	9	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	9	19	1	0	7	0	36	0.1	66	0.02	0	0
	入院	1	0	0	0	1	0	5	0	0	7	0	0	0	0	2	4	1	0	1	0	8	0	0	0	7	0	10	11	2	0	30	0.4				
姙娠（助產）	應急	42	38	22	25	7	6	0	0	0	0	0	0	25	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	77	22	25	7	6	204	0.5	276	0.10	0	0
	入院	22	8	7	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	21	3	1	0	0	0	0	0	0	22	10	7	21	9	3	72	0.9				
其の他	應急	2,648	2,584	2,595	1,187	3,485	25	2,559	3,400	1,946	3,085	2,481	697	1,339	2,145	960	2,892	614	165	575	160	5	17	0	0	7,121	8,289	5,506	7,181	6,580	1,787	36,474	84.3	40,837	14.43	52	1.8
	入院	224	157	183	92	219	38	654	461	294	801	409	44	40	27	9	456	29	7	39	3	187	0	0	0	957	648	673	1,349	657	89	4,373	56.5				
計	應急	3,331	3,023	3,232	1,404	4,488	1,093	3,042	4,011	2,267	3,712	2,922	784	1,509	2,502	1,023	3,035	668	173	782	209	5	22	0	0	8,664	9,763	6,527	8,173	8,078	2,050	43,255	100.0	50,995	18.02	92	3.3
	入院	363	209	160	148	339	211	1,095	739	401	1,534	945	85	46	33	16	490	37	8	136	9	536	0	0	0	1,640	1,090	1,213	2,172	1,321	304	7,740	100.0				
各局患者合計		18,201						21,537						9,558						1,699																	
各局引揚者合計		94,682						106,906						66,557						14,917																	
各局患者合計の各局引揚者合計に對する％		19.2						20.2						14.4						11.4																	

各月別	10,304	10,853	7,740	10,345	9,399	2,354
患者實數						
各月引揚者數に對する患者の百分比(%)	14.5	20.6	17.0	18.9	20.1	19.2

〔註〕　其の他の病とは呼吸器疾患，胃腸性疾患　皮膚病等を主とし　其の外上記特殊病以外の總ての病を言ふのである。

ソ連地區以外よりの引揚者患者狀況

引揚總數 60992　　自昭和22年7月　至昭和22年12月

傷病名 ＼ 實數及び比率	應急診療患者 實數	應急診療患者 應急に診療を受ける者に對する比率(%)	應急診療患者 引揚總員萬に對する比率(‰)	入院患者 實數	入院患者 入院患者總員に對する比率(%)	入院患者 引揚總員萬に對する比率(‰)	總患者(應急診+入院患者) 實數	總患者(應急診+入院患者) 死亡實數	總患者(應急診+入院患者) 總患者數に對する傷病別の百分比(%)	總患者(應急診+入院患者) 引揚總員萬に對する比率(‰)
戰傷	5	0.8	0.8	2	3.4	4.1	30	0	0.5	5.1
外傷(除戰傷)	548	11.1	89.9	263	35.1	43.1	811	0	14.3	132.8
傳染病	0	0.0	0.0	48	6.4	7.9	48	0	0.9	7.9
結核	4	0.1	0.7	48	6.4	7.9	52	3	0.9	8.5
梅毒及淋病	3	0.1	0.5	1	0.1	0.2	4	1	0.1	0.7
喘息	50	1.2	9.7	11	1.5	1.8	70	0	1.2	11.5
マラリア	25	0.5	4.1	57	7.6	9.3	82	0	1.4	13.4
性病	14	0.3	2.3	11	1.5	1.8	25	0	0.4	4.1
蕁麻疹(防疹)	25	0.5	4.1	1	0.1	0.2	26	0	0.5	4.3
その他	4,248	86.1	696.4	284	37.9	46.6	4,532	6	79.8	433.0
計	4,931	100.0	808.5	749	100.0	122.9	5,680	10	100.0	931.3

引揚船内に於ける應急醫療

引揚及復員狀態は今朝は主としてソ聯治下よりであつて毎月の引揚者數も又著しく減少して來た。從つて使用船舶も從來の米國よりの借用船舶の必要もたくなり、邦船を主として使用した。引揚船内に於ける應急醫療の狀況は本誌第一、第二號に於て詳細發表したので、茲では省略し乘船つた患者に付いて述べることにする。

夫妻に示した如く取扱患者を病類別に觀察すると胃腸疾患が絶對多數に之を占めて居り、次いで皮膚病、結核、榮養失調の順となつてゐるが、更に之を引揚地別によつて見ると(引揚者數との比率を示すと)

樺太よりの引揚者中二二八が胃腸疾患で次いで外傷が二二、二皮膚病が三位で八、七、ナホトカよりの引揚者は外傷が最も多く二五、八、胃腸疾患は稍々少く一六、五、皮膚病が一二、三、結核は八、五、釜山よりの引揚者は胃腸病五三、二で最高率、結核六、七、皮膚病の六、七、沖繩よりの引揚者は外傷が最高で三四、四、胃腸病は第二位で一八、七、皮膚病は九、四、ラングーン、シンガポールよりの引揚者では外傷が最も多く二二、一次いで胃腸病の一四、九、皮膚病は八、四、コロ島は胃腸病が二八、七、外傷が八、九、皮膚病は五、六、青島では麻疹病が八〇で絶對多く、胃腸病は一〇となつてゐる。又上海は外傷最も多く、胃腸病之に次ぎ、北鮮では胃腸病二六、六、外傷一九、六、榮養失調八、九、ラバウルでは外傷疾病が1,〇〇、西貢も外傷三二五で最高を示し、又皮膚病も一九、八、胃腸疾

病名	外傷	結核	脚気	栄養失調症	傳染病	マラリヤ	疥癬	戦傷	性病	其ノ他疾患(胃腸性疾患、一般呼吸器疾患)	
患者数	118	43	70	47	55	28	26	10	25	36305	4532
死亡	0	7	0	1	1	0	0	0	0	46	6

患も一七、一となつてゐるが、引揚地によりてその疾患の高低にも多少の相違があるは當然である。

驛頭、列車内診療狀況

引揚者が上陸後その定着地（郷里）に夫々復歸するに際して引揚列車及び主要驛に於て應急診療を行ひ、以て引揚者の健康を計る目的をもつて實施したものであることは、本誌第一及第二部に於ても述べた通りであり、引揚開始以來本年六月末日迄に至る業績に付いては既報の通りであるが、本年七月以降十二月末日に至る半ケ年間の該狀況を記述すると、此の定着地向列車を利用乘車した總人員は二十八萬三千百五十一名であつて、此の中患者數は十萬七百三十一名に及んでゐるが、その病類別を見ると、胃腸疾患が最高で七千八百八十五名、次ぎは外傷の千二百三十六名、榮養失調又は脚氣患者は前疾患より、はるかに少く三百四十二名となつてゐる。又マラリヤは第一、二部に於て比較的多かつたが、其の引揚地の關係からか急速に低下して今回は僅かに十八名となつてゐる。結核も比較的僅少であり引揚者（乘車人員）に對して一%と云ふ數字を示してゐるが詳細は次表を參照されたい。

自昭和22年7月
至昭和22年12月　列車内診療狀況

引揚者乘車人員 283,151

傷病名	患者數	患者數に對する%	引揚者乘車人員に對する‰
胃腸疾患	7,885	73.5	278
榮養失調並脚氣	342	3.2	12
結核	26	0.2	1
マラリヤ	18	0.2	0.6
外傷	1,236	11.5	43.0
皮膚並尿器疾患	78	0.7	3
産科	4	0.04	0.1
婦人科	0	0.0	0
耳鼻咽喉科	34	0.3	1

引揚船内に於ける應急醫療引揚地別患者表

引揚地	月別	報告數	傳染病	戰傷	外傷	皮膚病	結核	榮養失調	胃腸病	脚氣	マラリヤ	性病	脚氣	其他	患者數	引揚者數	引揚者に對する患者率%	死亡	引揚者に對する死亡率‰	患者に對する死亡率‰
樺太	7月	21	13	4	485	186	128	11	490	68	0	3	86	1,372	2,846	26,915	10.65	8		
	8月	7	0	6	34	46	15	0	106	18	0	0	6	134	365	10,586	3.40	3		
	9月	10	0	1	130	77	23	24	318	78	0	0	38	368	1,057	16,018	6.60	3		
	10月	5	1	0	126	95	21	51	245	44	0	7	22	325	937	7,690	12.20	0		
	11月	6	1	4	81	158	17	35	260	14	0	0	7	566	1,143	11,039	10.35	24		
	12月	3	60	0	29	24	11	9	116	16	0	0	2	120	387	3,675	10.53	13		
	計	52	75	15	885	586	215	130	1,535	238	0	10	161	2,885	6,735	75,923	8.87	51		
	比率		1.1	0.2	13.2	8.7	3.2	1.9	22.8	3.5	0	0.2	2.4	42.8	100.0				7	8
ナホ	7月	10	24	0	625	2.9	272	139	716	28	42	8	0	723	2,806	18,883	14.86	2		
	8月	10	11	2	807	391	159	212	777	87	33	2	0	1,030	3,511	20,065	17.5	5		
	9月	10	5	2	733	533	180	148	786	69	31	4	0	1,075	3,566	20,112	17.7	0		
	10月	15	37	1	145	119	526	407	416	95	45	2	0	1,229	4,302	27,473	15.8	2		
	11月	15	10	3	1,464	1,127	556	116	583	57	25	4	0	1,571	5,516	32,185	16.95	1		

ナホトカ	7月	10	24	0	625	2.9	272	139	716	28	42	8	0	723	2,806	18,883	14.86	2		
	8月	10	11	2	807	391	159	212	777	87	33	2	0	1,030	3,511	20,065	17.5	5		
	9月	10	5	2	733	533	180	148	786	69	31	4	0	1,075	3,566	20,112	17.7	0		
	10月	15	37	1	145	119	526	407	416	95	45	2	0	1,229	4,302	27,473	15.8	2		
	11月	15	10	3	1,464	1,127	556	116	583	57	25	4	0	1,571	5,516	32,185	16 95	1		
	12月	3	1	0	124	70	17	27	32	10	0	0	0	99	380	5,936	6.40	0		
	計	63	88	8	5,178	2,469	1,710	1,049	3,310	346	176	20	0	5,727	20,081	124,654	16.11	10		
	比率		0.4	0.1	25.8	12.3	8.5	5.2	16.5	1.7	0.9	0.1	0	28.5	100.0				0.8	0.5
釜山	7月	4	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3	260	1.20	0		
	8月	2	0	0	1	1	1	0	13	0	0	0	0	4	20	423	4.7	0		
	9月	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0		
	10月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	88	1 13	0		
	11月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0	0		
	12月	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	3	6	67	8.96	0		
	計	12	0	0	1	2	2	0	16	1	0	0	0	8	30	1,102	2.72	0		
	比率		0	0	3.3	6.7	6.7	0	53.3	3.3	0	0	0	26 7	100.0			0	0	0
沖縄	7月	1	1	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	6	550	1.09	0		
	8月	3	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	1	1	14	944	1.5	0		
	9月	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	92	1.1	0		
	10月	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	0		
	11月	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0	0	0	0
	12月	2	0	0	20	5	0	0	6	0	3	0	0	9	43	113	38.1	0		
	計	14	1	0	22	6	1	0	12	1	9	0	2	10	64	1,784	3.59	0	0	0
	比率		1.6	0	34.4	9.4	1 6	0	18.7	1.6	14.0	0	3.1	15.6	100.0					
シンガポール ラングーン	7月	5	25	31	289	171	20	0	245	36	103	12	0	675	1,607	14,501	11.08	1		
	8月	6	4	10	89	58	13	0	182	16	69	0	0	184	625	12,264	5.1	0		
	9月	5	27	15	294	37	30	15	26	6	173	9	0	286	898	8,885	10.2	2		
	10月	5	0	0	1	0	0	0	10	0	5	0	0	10	26	8,729	0.3	0		
	12月	2	0	0	2	3	3	0	12	0	21	0	0	0	41	2,303	1.78	0		
	計	23	56	56	675	269	66	15	475	58	371	21	0	1,135	3,197	46,632	6.86	3		
	比率		1.7	1.7	21.1	8.4	2.1	0.5	14.9	1.8	11.6	0.7	0	35.5	100.0				0.6	0.9
コロ島	7月	4	48	0	10	4	28	24	240	15	1	0	8	300	678	9,160	7.40	8		
	8月	5	18	0	36	20	18	13	72	13	1	0	10	119	325	9,364	3.5	1		
	10月	5	51	0	155	104	45	45	312	35	4	8	6	387	1,152	10,667	10.8	7		
	11月	1	3	0	4	0	5	35	30	8	0	0	5	36	126	2,626	4.8	3		
	計	15	120	0	205	128	96	122	654	71	6	8	29	842	2,281	31,817	7.17	19		
	比率		53	0	8.9	5.6	4.2	5.3	28.7	3.1	0.3	0.4	1.3	36.9	100.0				6.0	8.0
青島	8月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0		
	10月	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	188	0.53	0		
	11月	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9	113	7.96	0		
	計	4	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	10	309	3.24	0	0	0
	比率		8.0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0	100.0					
上海	9月	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5	177	2.8	0		
	12月	1	0	0	26	11	1	2	26	2	3	8	0	26	105	519	20.23	0		
	計	2	0	0	28	11	1	2	26	2	6	8	0	26	110	696	15.80	0	0	0
	比率		0	0	25.5	10	0.9	1.8	23.6	1 8	5.5	7.3	0	23.6	100.0					
北鮮	7月	1	0	0	0	2	0	0	3	0	8	0	3	10	26	520	5.00	0		
	11月	1	0	0	31	6	0	14	39	2	1	0	0	39	132	535	24.67	0		
	計	2	0	0	31	8	0	14	42	2	9	0	3	49	158	1,055	14.98	0	0	0
	比率		0	0	19.6	5.0	0	8.9	26.6	1.3	5.70	0	1.90	31.0	100.0					
ラボール	9月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	0	0		
	10月	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	10.0	0		
	計	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		92	1.08	0	0	0
	比率		0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0					
西貢	11月	1	0	0	25	22	1	0	19	3	5	1	0	35	111	298	37.24	0		
	比率		0	0	22.5	19.8	0.9	0	17.1	2.7	4.6	0.9	0	31.5	100.0			0	0	0
總計		190	348	79	7,051	3,501	2,092	1,332	6,090	722	582	68	196	10,717	32,778	284,362	11.53	83	3.0	3.0
	比率		1.0	0.2	21.5	10.7	6.4	4.1	18.6	2.2	1.8	0.2	0.6	32.7	100.0					

眼科	27	0.2	1	
耳鼻科	43	0.4	2	
其の他	1,040	9.7	36	
計	10,731		378	

梅毒検診

引揚者中の梅毒患者の發見に努め、更にその發見された梅毒患者の治療を計り以て國内性病豫防對策の一翼として貢献することを目的として引揚援護院に於ては左記理由により函館、舞鶴、宇品、佐世保の四檢疫所に於て引揚者に對して血清反應により梅毒罹患狀態を精査し、其の實態を把握する爲めに去る八月より次の通り梅毒檢診を實施した。

梅毒檢診實施の理由

(イ)引揚者は定着後(郷里に歸つた後)就職の當ても無く精神的、經濟的不安が大きく毎日の生活費を得るに專念してゐ、其の結果、自覺症の少い本患者は顯著な症狀が顯はれる迄は放任する傾向が極めて大である。

(ロ)引揚婦人に於ては生活困窮の爲め賣春婦に轉落する者が出てゐるが之の傾向は外地に於て賣春行爲を行つてゐた者が强い、而も之れが梅毒患者は素人に比し高い、故に之等の中より梅毒患者を發見治療する事は梅毒感染防止上極めて重要である。

實施要領

實施要領としては引揚者が上陸後次の通り(引揚援護院指示要項參照)夫々血清反應を別紙(同上參照)を血清梅毒反應の方法によりて實施したのであつた。

尙右に併行して問診も行ひ局所症狀を有する疑ひのある者については局所の檢診を爲し、その結果發見せる患者に對しては、直ちに附近の國立病院に入院の上治療の萬全を期せしめる處理方針を採つた。又之れが實施に當つては檢査に要する人員(一局に付)も醫師二、看護婦五名を增員し更に本檢査成績は翌月十日迄に本院に報告せしめたのであつた。その結果左表の如き成績を見たのであつて、この表によると實施人員總數八萬七千七百八十八名(八月より十二

梅毒檢診(井手氏法)成績表

實施人數 87,788名 (22年8月—12月迄)

年齢 / 性別	15歳以下		16—20歳		21—30歳		31歳以上		計		比率					
成績	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	實施男に對する%	實施女に對する%	總計	實施總數に對する%
陰性	96	106	883	407	45,654	1,762	34,891	1,898	81,624	4,205	99.7	1.7.0	857,29	97.6
疑陽性	—	1	6	4	148	28	116	23	270	56	0.3	1.3	326	0.4
陽性	2	1	8	2	760	47	888	25	1,658	75	2.0	1.7	1,733	2.0
臨床症狀有者實施後入院				1	0	2	2	5	3	6		0	3	0.003
計	98	108	897	413	46,562	1,837	35,895	1,984		2			7	0.008

一、目的及方針（省略）
二、理由（〃）
三、處理方針（〃）
四、實施地區
函館、舞鶴、宇品、佐世保及博多
五、實施の對象及豫想員數
1. 對象……全引揚者（實施困難の場合は五歲以下は除く）
2. 豫想人員……各引揚援護局の年間引揚者總數は約百五十萬人なるも當分は月間五萬乃至十萬
六、檢査事項（省略）
七、實施要領（〃）
八、檢査に對する人員（〃）
九、所要資材（〃）
十、所要施設（〃）

以上の如くでありてこれが實施成績は本誌第二部に於て一部（三月以降六月迄は掲載の豫定であつたが、都合により本號に一括掲載したが、三月より十二月に至る十ヶ月間に於ける檢査實施總人員は三十三萬五千六百一名で、此の數は前記實施豫想人員よりも、はるかに少いが之れは引揚者全員でなく、あらかじめ結核檢査の對象者を選んで實施した理由にあるものである。而して茲にも示す如く、此の檢査は男性二十七萬七千八百二十八名と女性五萬七千七百七十四名で、之れを先づ「ツ」反應の實施更に間接撮影を含したものであつて茲に示す如く「ツ」反應の實施は男性十一萬四千二百五十五名で、此の陽性が七萬二百九十三名、疑陽性者は一萬四千二百七十一名、更に二重發赤四千七十九名、水泡六百二十名、硬結二萬一千百八十八名、女性の方では三萬三千百八名で、陽性者は一萬四千三百三十六名、疑陽性者二千二百六十名、二重發赤は千九百十三名、水泡百十名、硬結九千五百六十二名となつてゐる。一方間接撮影の方は男性十三萬七千四百五十六名を實施し、此の中

要入院が八百五十四名、要治療者が四千百三十五名、要注意者が五千五百四十二名あり、女性の方では實施人員二萬七百三十名で、要入院者は百十七名、要治療者は八百四十六名、要注意者は千九百十一名となつてゐるが詳細は次表を參照せられたい。

第一表　自昭和22年3月 至昭和22年12月　引揚者結核檢診成績表

性別 / 實數及% / 實施事項	男		女		計	
	實數	男引揚者數に對する%	實數	女引揚者數に對する%	實數	引揚者總數に對する%
引揚者數	277,828	—	57,774	—	335,602	—
「ツ」反應實施數	114,255	41.1	33,108	57.3	147,363	43.9
BCG實施數	29,691	10.7	16,512	28.6	46,203	13.8
間接撮影數	137,456	49.5	20,730	35.9	158,186	47.1

第二表　引揚者「ツ」反應檢査成績表

性別 / 實數及% / 實施事項	男				計	
	實數	男實施者數に對する%	實數	女實施者數に對する%	實數	男女總合實施者數に對する%
「ツ」反應實施數	114,255	—	33,108	—	147,363	—
陰性	29,691	26.0	16,512	49.9	46,203	31.4
疑陽性	14,271	12.5	2,260	6.8	16,531	11.2
陽性	70,293	61.5	14,336	43.3	84,629	57.4
二重發赤	4,079	3.6	1,913	5.8	5,992	4.1
水泡	620	0.5	110	0.3	730	0.5
硬結	21,187	18.5	9,562	28.9	30,749	20.9

第三表　引揚者結核患者所理成績表

性別 / 實數及% / 實施事項	男		女		計	
	實數	男實施者數に對する%	實數	女子實施者數に對する%	實數	男女總合實施者數に對する
間接撮影數	137,456	—	20,730	—	158,186	—
所見 要入院	854	0.6	117	0.6	971	0.6
所見 要治療	4,135	3.0	846	4.1	4,981	3.2
所見 要注意	5,542	4.0	948	4.6	6,490	4.1
所見 計	10,531	7.6	1,911	9.3	12,442	7.9
府縣應急給數	6,079	4.4	1,492	7.2	7,571	4.8

各種ワクチン使用量一覽表

ワクチンの使用は各檢査所及防疫班の施行人員表（別表參照）によつても明らかの如く何れも相當量を必要とし、之が供給者たる本院に於ても極力入手に萬遺憾無きを期したのであつた。今各檢査所に於いては此の六ヶ月間に使用したこれらのワクチン類を表示すれば次の通りである。

各檢査所別月別ワクチン使用量一覽表（受入）

月別	檢査所別 / 種別	函館	舞鶴	佐世保	宇品	横須賀	計
十月	コレラワクチン	26,915	20,251	15,853	8,495	9	
	痘苗	26,915	20,251	5,853	8,495	9	
	發疹チフスワクチン	26,915	20,251	15,853	8,495	9	
	ペストワクチン						
	其他						
	小計	80,745	60,753	47,559	25,485	27	

八月	コレラワクチン 痘苗	10,359	20,060	19,939	3,064	17				
	腐膏チフスワクチン	10,360	20,065	19,939	3,064	17				
	ペストワクチン	10,359	20,065	19,939	3,064	17				
	其他									
	小計	31,077	60,195	59,817	9,192	51				
九月	コレラワクチン	18,410	17,398	8,636	490	4				
	痘苗	18,410	17,398	8,636	490	4				
	腐膏チフスワクチン	18,410	17,398	8,636	490	4				
	ペストワクチン									
	其他									
	小計	55,231	52,194	25,608	1,470	12				
十月	コレラワクチン	7,699	24,633	1,200	15	28				
	痘苗	7,690	24,633	16,978	25	28				
	腐膏チフスワクチン	7,690	24,633	16,978	2,549	28				
	ペストワクチン									
	小計	23,070	73,899	35,156	2,589	84				
十一月	コレラワクチン 痘苗	25,974	18,720	3,163	米粟に使用					
	腐膏チフスワクチン	25,974	18,720	3,163						
	ペストワクチン	25,974	18,720	3,163						
	其他									
	小計	77,922	56,160	9,489						
十二月	コレラワクチン 痘苗	93,882	4,121	2,808	55	同上				
	腐膏チフスワクチン	93,882	4,121	2,808	55					
	ペストワクチン	93,882	4,121	—	55					
	其他									
	小計	281,646	12,363	8,424	16					

同上（送出）

月別	検疫所別 種別	佐世保	横須賀	計						
七月～十二月	コレラワクチン 痘苗	14,730	907							
	腐膏チフスワクチン	14,730	907							
	計	14,730	907							
總計	コレラワクチン	14,720	907	15,637						
	痘苗	14,733	907	15,637						
	腐膏チフスワクチン	14,730	907	15,637						
	計	44,190	2,721	46,911						

消費醫藥品

検疫所においては醫藥品を夫々その病狀によつて相當數使用して來たが、今期に於ける消費量を検疫所別に示すと次表の通りである。

検疫所別醫藥品使用量

品名	數量	検疫所別					合計
		函館	舞鶴	佐世保	宇品		
ビタガンフアー	瓦	5,950	2,030		500		
ビオフェルミン	瓦	17,030	1,000				

ヒ	マシ油	瓦	12,000	15,500	11,310	2,800				
ビタミン	B注	瓦	16,760	11,650	17,150	5,310				
〃	C注	〃	3,740	5,690	7,300	2,410				
〃	B錠	個	10,000	36,500	12,240	36,400				
〃	C錠	〃	14,140	31,500	11,320	2,600				
非特異性胃殺菌劑		〃	7,410	2,320	3,560	—				
ブロムワレリル尿素		瓦	875	230	400	30				
フニナセチン		〃	—	1,000	75	500				
ラキサトール		〃	1,565	700	100	—				
ペロナール錠		個	1,035	1,500	—	—				
ヘサチラミン注		管	500	230	96	—				
硼酸		瓦	10,000	7,500	12,985	1,700				
ベプト	軟膏	〃	1,000	—	30,000	—				
硼酸	軟膏	〃	7,400	14,900	19,500	4,500				
硼酸消毒用ニーデル		個	—	—	—	—				
マグネシヤ		瓦	700	8,500	1,760	150				
マーキニロタロム液2%		〃	13,200	9,600	2,875	175				
水銀	軟膏	〃	20	240	1,300	—				
〃	用	〃	5,500	—	2,000	—				
ヨードカリー	液	〃	50	1,925	800	—				
ヨードチンキ		〃	198	29,600	26,950	4,500				
リソール軟膏		〃	—	—	—	—				
リンゲルロック液		〃	393	10	1,035	—				
硫酸ヨディン		瓦	10	4,600	—	—				
硫黄	軟膏	〃	—	12,800	4,000	—				
硫黄	マ	〃	10	28,000	13,000	7,500				
ロートニキス散		〃	2,320	4,600	160	2,075				
〃	5倍	用	1,530	—	—	—				
鹿	胃	錠	64,500	60,800	140,300	4,100				
ザルソブロカノン注		管	475	1,100	235	1,170				
酒酸カリ	液	瓦	500	5,000	1,000	500				

サリチル酸ソーダ		瓦	—	1,250	1,119	60				
サリチル酸		〃	250	7,800	750	500				
次硝酸蒼鉛		〃	4,900	500	4,400	—				
植物	油	〃	500	1,500	—	—				
重曹		〃	114,860	117,500	67,500	5,750				
綿	皮製	繃	—	15,500	1,300	—				
〃	〃	〃	—	7,480	—	—				
アセトスルファミン米		管	1,540	775	692	650				
注		瓦	1,520	5,470	—	100				
〃		〃	—	6,830	9,960	840				
スルフォチアゾール錠		個	—	—	775	—				
スルフォピリヂン		瓦	140	635	—	1,190				
〃		管	6,000	500	4,017	—				
スルフォイアヂン錠		個	—	1,000	780	—				
水銀軟膏		瓦	—	—	18,500	1,000				
生理食鹽水		cc	390	21	500	230				
トロンボゲン注		管	1,500	3,000	—	1,830				
タンナルビン		瓦	14,000	14,100	37,550	1,750				
タールバスタ		〃	1,925	320	690	380				
ヂキタリミン注		管	19,370	25,500	10,700	2,680				
ヂアスタ	ーゼ	瓦	9,500	3,600	4,000	1,000				
ヂアソート	ール	〃	11,000	6,500	1,030	1,700				
乳糖		〃	68,500	21,500	—	—				
白陶土	ハップ	瓦	274	362	388	227				
ガ	ゼ	〃	94,900	651	90,800	22,500				
脂肪	綿帶	卷	2,620	2,374	2,355	442				
綿アスピリン	末	瓦	3,980	14,000	6,500	5,500				
〃 〃	錠	個	38,940	31,900	25,300	4,860				
アルコール		瓦	205,1	41,000	186,500	97,500				
アクリナミン		〃	—	—	—	—				
サルベルサン製劑		管	—	20	1,000	—				

アンナカ青酸加瓦斯	瓦	2,710	200	126	280			
亜酸第一水銀軟膏	〃	287	1,5[illegible]	495	—			
亜酸第二水銀軟膏	〃	5,350	2,000	2,430	1,000			
イヒチオール	〃	5,000	3,500	15,050	3,500			
臭化カルシウム注	〃	14.5	18,500	7,025	500			
臭化ストロンチウム注	〃	3,230	1,625	2,700	490			
臭酸プロカイン注	〃	—	430	—	10			
オキシドール	瓦	39.5	30,250	27,000	11,000			
カンフル剤注	〃	2,000	—	7,080	50			
マグネシア	〃	—	8,500	—	1,000			
海人草蟯虫駆除剤	〃	20	500	—	5,432			
苛性ソーダ注	〃	—	2,500	1,500	—			
キニーネ注	〃	—	136	600	260			
ブリキ	瓦	3,530	—	11,000	3,030			
クレゾール石鹸液	〃	149,500	12,900	58,300	25,300			
亜酸アルミニウム軟膏	〃	11,0 0	82,500	16,000	—			
ワクチン類								
發疹チフスワクチン	cc	158,105	239,800	24,800	82,980			
チフスワクチン	〃	39,850	45,000	31,000	850			
ペストワクチン	〃	4,000	10,070	—	20,200			
コレラワクチン	〃	84,400	98,000	80,850	29,200			
痘苗	〃	96,350	2,355	1,855	27,0.0			

連合軍指令及現地軍指示並に本院の通牒

本誌第一、及び第二部においても述べた通り今回の引揚檢疫に關しては去る昭和二十一年三月以降專ら連合軍側の指揮監督の下に行はれたので從つて檢疫業務遂行上連合軍の指令或は現地軍の指示が檢疫遂行の原則となり、指針となつたことは勿論である。特に別項記載の如く去る十月三日佐世保における麻疹及び十二月六日函館に發生した麻疹についての現地軍の指示は非常に注目すべきものと考へられるが、左にその主なるものを列記し併せてその指示に基き本院より各檢疫所宛檢疫業務に關する指示を通牒したが順序により之を掲載した。

連合軍最高司令部指令及指示

指令月日	指令内容
二十一年七、一六	主題 引揚 一、連合軍最高司令官よりの覺書綴込番號AG三七〇、〇五(二一、五七)GC(SCAIN—九、二七)昭和二十一年五月七日附主題上掲修正されたものを參照のこと。 二、前項覺書中左記の頁を廢止し本覺書に別紙第一から第十一として添付してある頁を以て之に代置する。 第一 頁(昭和二十二年二月十日修正)附屬第三 第二 頁(〃 〃) 第三 頁(〃 〃) 第四 頁(〃 〃) 第五 頁(〃 〃) 第一 頁(〃 〃)附屬第四 第二 頁(〃 〃)第五 第四 頁(三月六日 〃)第六 第五 頁(二月十日 〃) 第二十一頁A(四月二十二日 〃)第八 第六十一頁(二月十日 〃)第八 三、本覺書に別紙第十二第十三として添付してある左記の頁を前項 (一)參照 覺書に追加として挿入せられたい 第七頁 附屬第八 第八頁 〃 〃 四、新らしい頁に綴込まれた追加乃至變更の部分には傍線を施してある。 別紙 附屬第五「醫療及衛生處置」の中 (六) 免疫 a、左記の注射を實施せよ 1.訂正なし 2.發疹チフス豫防注射は出入港引揚者の總てに對して行ふこと ソ連及びソ連管理地域よりの引揚者の處理に當つては乘船第一日に發疹チフスワクチンの最初の一回量を注射し最後の一回量は日本の引揚援護局において注射すること
七、一九	主題 引揚業務から解除された米國所有船舶乘組日本人船員の處理 (要旨省略)
七、二二	件名 ドイツ人並にオーストラリア人の送還 一、參照 a.送還せられるドイツ人並にオーストラリア人のリスト(附屬書類一號) 1.第一部 强制送還を受けねばならぬ好ましくないドイツ人 2.第二部 嘗て外交官の身分を有していたドイツ人 3.第三部 歸國を希望する好ましくない者以外のドイツ人 b醫療衛生手續(附屬書第二號) c財産規則及手續(〃 第三號) 二、日本政府は附屬書第一號よりリストに揚げられたる者の送還を行ふ爲め本覺書及び附屬書に示されてゐる指令を左記の要領に依りて實施しなければならない、 d附屬書第一號第一部に掲げられた各一世帶及家族構成員以外の各個人に對し英語を話す日本人の財産管理人を各一名任命すること 日本政府は右財産管理人が職務執行の期間中之に對する給與の責を負ふこと(以下(1)(2)(3)及b(1)(2)(3)省略) b引揚者が引揚援護所に移動中並に滯在中引揚者全てに對し給養を行ひ十分な醫療上の保護を供與すること 差當り引揚者各自に對し最少限度一週間分の洋式糧食を引揚援護所に準備し必要の際は更に追加量を供與すること 三、第八軍司令官は次のものを送還より免除する權限を與へられてゐる a日本人である妻及子供で日本殘留を希望するもの b米軍若しくは連合軍醫務當局の診察の結果肉體的に旅行に不適と認められるもの、送還通告の直後各引揚者は此旨通達され若し旅行に不適常ならば最寄りの軍政部に出頭して身體檢査を受ける樣指示される 家族の一員が肉體的又は精神的疾患の爲め送還から免除された場合は父母、子供其他の扶養家族を含む近親者全部が送還より免除される 以上により送還より免除されたものに付いては連合軍司令部に直ちに報告のこと (以下省略)

九、八　主題　神戸港における引揚者の受入處置

一、連合軍最高司令官よりの覺書綴込番號AG三七〇、〇五(二一、五七)GC(SCAPIN九二七)昭和二十一年五月七日「主題」(引揚修正されたもの)を參照せよ

二、LSTQ〇七三號はコレラ指定港の青島で五八名の日本人引揚者を乘船させる此の船の到着する日本の港は神戸である。引揚者の到着豫定日時は追て口頭をもつて傳達する

三、日本政府は之等の引揚者を醫療的行政的に處置する爲め通告あり次第神戸に赴く必要な人員に注意を與へて置くこと

醫療處置については上記(一)の參照覺書附屬第五の(三)に略述された手續きに從ふこと

九、九　主題　引揚援護局

一、連合軍最高司令官よりの覺書綴込番號AG三七〇、〇五(二一、五、七)GC(SCAPIN—九二七)昭和二十一年五月七日付主題「引揚」(修正されたもの)參照のこと

二、日本政府は

(イ)昭和二十二年九月二十六日迄に函館引揚援護局において使用する爲に可動狀態にある十五臺のトラックを追加調達せよ

(ロ)昭和二十二年九月三十日迄に函館引揚援護局はバラック、シップを使用することなく地上施設のみを用ひて一日當り一、五〇〇名の引揚者を處理し得るように準備せよ

(ハ)昭和二十二年十月五日迄に上記(二)の(イ)及び(ロ)の條項に從ひ採りたる措置の報告を連合軍最高司令官宛に提出せよ

三、本指令の規定履行後は現在函館引揚援護局に割當てゝあるバラック、シップは連合軍最高司令官によつて撤去される

九、八　主題、宇品(呉地區)引揚援護局の閉鎖

(一)連合軍最高司令官より覺書綴込番號AG三七〇、〇五(二一、五、七GC(SCAPIN—九、二七)昭和二十一年五月七日附主題「引揚」(修正されたもの)を參照せよ

(二)東南亞細亞からの引揚の率が減少したので呉地區受入事務所は昭和二十二年十月三十日以後は不必要となる

(三)日本政府は

(イ)宇品(呉地區)引揚援護局が昭和二十二年九月十二日より五〇〇名の引揚者を受入處理するように、その收容能力を減少し之に伴ふ職員及施設を減少せよ

本援護局は爾後國外向引揚者の處理(醫療)は行わない

(ロ)宇品(呉地區)引揚援護局の閉鎖を昭和二十二年十月二十日より開始し同三十日迄にその業務を完了せよ

(ハ)昭和二十二年十月二十日以降は英帝國占領軍總司令官よりの指令後十日間以内に英國船で引揚げる日本人引揚者一日五十名迄の處理を誤において同地の日本人醫師其他の職員を利用して行ひ得る樣準備を整えよ

(二)連合軍最高司令官宛左記の報告を提出せよ

1.昭和二十二年九月十七日迄に上記(三)の(オ)の條項に從ひ採りたる措置の報告

2.昭和二十二年十一月七日迄に上記(三)の(ロ)の條項に從ひ採りたる措置の報告

(四)上記(一)の參照覺書の條項中本覺書と相違する個所は本覺書に依つて代置される

一〇、四　主題　復員機構の再編

一、日本政府は第一復員局(留守業務局復員連絡局及びその支那などの管下地方機關の全てを含む)をそのまゝ厚生省の管轄及び監督の下に移せ

この移管は昭和二十二年十月十五日迄に完了せねばならぬ。移管完了の上は厚生省は第一復員局の運用及び同局によつて現在實施されてゐる全活動について責任を負ひ移管後も復員は左記覺書に規定する復員計畫及び手續に基いて引續き實施される

(復員計畫及手續省略)

一二、一二　主題　昭和二十二年十二月十五日から昭和二十三年四月一日迄の期間の舞鶴、函館兩引揚援護局の業務

一、對日理事會ソビエット連邦代表の代理者から昭和二十二年十二月一日より昭和二十三年四月一日頃迄ソビエット連邦及びその管理地域からの引揚を一時停止する旨通告して來た

二、日本政府は左記の處置を講ぜよ

(イ)昭和二十二年十二月十五日より昭和二十三年四月一日迄の期間經費、維持並びに安全の見地より最も適切な方法を採つて舞鶴及び函館兩援護局に於ける引揚者受入業務を一時休止すること

(ロ)連合軍最高司令官より通告あり次第十日以内に又は別段の通告のない場合は昭和二十三年四月一日迄に左記の月當り最大受入能力を以て兩局の業務を再開する用意をし置くこと

舞鶴引揚援護局……四五、〇〇〇

函館　〃　……三〇、〇〇〇

(ハ)上記(二)の(イ)及び(ロ)に從つて採つた措置の報告を連合軍最高司令官宛に昭和二十三年一月十日迄に掲出のこと

現地軍指令指示

指令月日	指令内容	同上採りたる措置
昭和二二、七、二	函館檢疫所長宛 收容船(バラック、シップ)の居住區に對し電動式通風機を設備せよ	運營會に對して急速に開設を實施するやう指示す
八、二五	同 埠頭上陸所の施設改善に付いての指示 一、便所の增設 二、下水の清掃 三、下船後檢査前上陸所に水飲所を設けよ 四、ゴミ箱周邊の清掃	一、に對しては計畫中 二、常時實施 三、直ちに實施 四、臨時實施中
八、一六	横濱檢疫所長宛 ドイツ人送還豫防接種について 一、種痘、發疹チフスは右上膊に、腹チフス、パラチフス混合ワクチンは左上膊に、カルコールで擦拭消毒の上乾燥を待つて接種すること	上記豫防接種は米軍監督下に於て施行す

と
二、注射器は各種月毎に別個のものを使用すること
三、注射は助手、看護婦が行つてもよい
同　檢診について
一、男子及び婦人子供に區分し各別の場所で實施せよ　指示通り實施
二、上半身露出聽診のこと
三、婦人は各人個室に於て一人宛施行のこと
四、患者があれば一々常に申告して指示により處置し豫防接種の可否等も決すること
九、二〇　鮮鶴檢疫所長宛
一、現地軍に對して檢疫傳染病週報（毎週土曜日）提出せよ　直ちに實施
二、同じく豫防接種人員週報、提出せよ
一〇、五　函館檢疫所長宛
一、引揚者居住區は清掃後充分にDDT粉末を撒布すること、この時疥、毛布等にも撒布せよ　引揚者收容時前に衛生檢査を嚴重に施行して同上の徹底を期す
二、調理室内は常時清潔にし床上には米粒、魚、野菜の屑の無い樣にすること、又ライスボイラーは毎食時之を洗ひ中には殘り物の無い樣に外側及び蓋は常時ふいてきれいにして置くこと、食器、米櫃等も同樣使用して居らぬ時は整頓して置くこと　各收容所察長をして炊事勤務者の教育と監督と相まつて同上の指示に遺憾無きを期す
三、食糧倉庫は清潔整頓に注意し鼠族昆虫の驅除に留意すること、鼠の出入口は發見次第閉ること　ANTU及びパチンコ式補鼠器により鼠の驅除を實施し適時係員を巡回せしめ驅除成績の向上に努める。
四、便所は常時清掃し（定期的に水洗）便池は何日も、くんで、ウジの發生時は液體のDDT或は消毒藥を撒布すること　指示通り實施
一〇、九　佐世保檢疫所長宛
英彦丸、山添丸に麻疹患者發生に關して
一、上陸と同時に十三歳以上と十二歳以下の二つの群に分けよ
二、隔離期間は患者の隔離を滿十一日間とせよ
三、隔離單位は各宿舍毎とす　但し完全隔離壁のある所は更に細かい隔離單位を認めることが出來る　追加
一〇、一二　函館檢疫所長宛
一、感染未感染は引揚者の陳述により決定し、之を防疫の單位とすることは出來ない　指示通り實施
二、家族は完全な家族になる迄歸還せしめてはならない　指示通り實施
一〇、一五　同
麻疹回復後患者は完全な家族になつた場合に初めて隔離を解除することが出來る　指示通り實施
同
一〇、一九　山澄丸の大人部隊の隔離を解除する
麻疹回復患者の完全家族のみ隔離か解除する
一〇、二三　山澄丸の大人部隊麻疹回復患者の隔離解除
一〇、二四　麻疹未感染者は症狀の有無に不拘病院の收容力のある限り之を收容せよ　指示通り實施
一〇、二六　英彦丸の大人部隊既感染者を主とする部隊の隔離解除
一〇、二九　英彦丸、山澄丸一部隔離解除
同日四號宿舍の階上を病院の延長と認め書類上の處理は病院と同樣に取扱ふこと　指示通り實施
一一、五　山澄丸一部隔離解除
一一、六　函館檢疫所長宛
一、引揚者に對して從來實施してゐる第一回及第二回發疹チフス豫防接種及び種痘の外に何分指示ある迄腸パラ三混及コレラ豫防接種を實施せよ　十一月七日より實施
二、ナホトカよりの引揚船舶に對しては鮮鶴檢疫所に於て實施中の液體DDTを使用せよ　指示通り實施する
同上　一一、七
同上　一一、九
鮮鶴檢疫所長宛　一一、一七
シベリヤ地區引揚者のナホトカ乘船前に於ける檢疫處置を向ふ三ケ月間GHQに報告せよ　一一、一七

厚生省(引揚援護院)通牒

通牒月日	宛名	指示者	指示内容
七月十日	各検疫所長	醫療課長	○レントゲン間接撮影用フイルム送付の件（要旨省略）
〃	〃	〃	○醫療品、衛生材料、機械器具購入に關する件（要旨省略）
七月十一日	〃	検疫局長	○結核検疫に使用するフイルム薬品等の消費報告について引揚者の上陸地に於ける結核検診に使用するレントゲン間接撮影用フイルム及びこの定着原像に使用する薬品等を次の様式に依り毎月末現在で翌月七日迄必着する様報告せられたい（要旨省略）
七月二三日	〃	米子鐵道管理部長	○鳥取地區學生同盟診療部員引揚列車添乘車について 鳥取地區學生同盟の診療部で引揚列車内に於ける引揚患者の診療を委囑してあるが、この列車に添乘證明書に依り乘車出來る樣目下運輸省と交渉中であり近々了解されるものと思はれるが之れが決定迄特別の御配慮を願ひたい、尚添乘區間は次の通りである 舞鶴――米子間
七月二四日	〃	〃	○國立病院に於ける復員及び引揚患者の取扱について七月七日頃厚生省醫務局長通牒により今般國立病院に於ける復員及引揚患者の取扱について別紙の通り通牒があつたから高覽に供する（通牒内容省略）
八月六日	各引揚援護局長 引揚援護院長		○引揚者の梅毒検診實施について 今般標記検診を連合軍最高司令部の勸奬に依り行ふ事とするが本疾病は顯著な症狀が現はれる迄はとかく放任しがちなので感染の機會も又極みで多く從つて國内に於ける性病が增加しつゝある現在本疾病を此のまゝ放置する時は更に憂慮すべき結果となるので標記検診を實施し梅毒患者の早期發見に努めると共に之等の患者の早期治療を圖り以て本病の國内侵入を最少限度に止めいさゝか性病豫防に貢献致したいので八月十五日より別紙要項に基いて引揚者の梅毒検診を實施するが本計画の重要性に鑑み遺憾無きを期せられたい 記 一、八月十五日より引揚者全員（但し十五歳未滿に付いては疑ある者のみ）に對して實施する 二、實施に當つては検査の目的方法、検査後の處置等を周知徹底し引揚者が不快の念を抱くことなく進んで受診するよう最善の方法と細心の注意を拂ふこと 三、反應陽性者を發見した場合は本疾患の性質上本人の將來及び周圍に及ぼす影響を充分考慮し嚴に秘密を保持すること 四、反應陽性者に對しては別紙實施要項の樣式に依る血清反應検診成績表を受付定着先の都道府縣衛生部(課)又は保健所へ本表を持參し再検査及び治療の指導等を受ける樣に勸奬すること 五、入院治療を要する樣に勸奬すること 最寄國立病院療養所へ入院させ、入院不可能な者は花柳病豫防法特別第三條により二十四時間以内に患者の住所地の地方長官に屆出ること 六、前項の國立病院療養所とは常に充分連絡をとり患者入院に際しては支障を來さぬ樣にすること 七、本検査に要する豫算は當分の間既配賦豫算を以て經理すること、但し不足の場合は本院宛報告すること 引揚者梅毒検診實施要項 一、目的及方針 血清反應により引揚者の梅毒罹患狀態を精査し、其の實態を把握することに依り引揚者中の梅毒患者の發見に努め更に發見された梅毒患者の治療を計り以て國内性病豫防對策の一翼として貢献することを目的とし、上陸地停留期間(約一週間)を利用し所定の検査を行ひ適切な處理を爲す。 二、理由 本對策を必要と認めるに至つた理由は次の通りである。 (一)引揚者は定着後(郷里に歸つた後)就職の當ても無く精神的、經濟的不安が大きく毎日の生活費を得るに專念して居る、其の結果、自覺症の少い本患者は顯著な症狀が顯はれる迄は放任する傾向が極めて大である。從而感染の機會も亦極めて多い。 (二)引揚婦人に於ては生活困窮の爲賣春婦に轉落する者が出てゐるが、之の傾向は外地に於て賣春行爲を行つてゐた者に強い。而も之れが梅毒罹患率は素人に比し高い。故に之等の中より梅毒患者を發見し治療する事は梅毒感染防止上極めて重要である。 三、處理方針 (一)發見患者中局所症狀を有する者は直ちに國立病院に入院せしめ治療の萬全を期す。 (二)入院せざる患者に對しては適當なる指示、梅毒治療に付いてのリーフレットの交付及個人指導等)を與へると共に患者の検査成績に關し歸郷先の地方廳に連絡を取り爾後の措置に遺憾なきを期す

四、實施地區並びに期間

(一)實施地區

函館、舞鶴、宇品、佐世保の各地方引揚援護局に於て實施す

(二)實施期間

引揚終了迄繼續實施す

五、實施の對象

對象……引揚全員（十五歳以下に就ては疑ある者）

六、檢査事項

血清梅毒反應

七、實施要領

(一)上陸後次の通りそれ〴〵血清反應を別紙血清梅毒反應の方法に依り實施す

局名	反應實施方法種類	備考
舞鶴		
函館		
佐世保		
宇品		

(二)(一)と並行し問診を行ひ局所症狀を有する疑ある者に就ては局所の檢診を行ふ。

(三)前述の檢査の結果、發見せる梅毒患者に對しては前項處理の方針に從ひ適切なる處理を行ふ。

八、檢疫に要する人員（一局に付）

檢疫所職員の他、地方廳、國立病院、保健所、最寄大學等に協力を仰ぎ檢査班を編成す

九月九日 各檢疫所長 檢疫局長

十月一日 舞鶴檢疫所長 醫療課長

十二月 日 各檢疫所長宛 檢疫局長

編成に當つては左記人員を增員す

醫師 二名（全局 醫師八 名）

看護婦 五名（にて 看護婦二〇名）

九、資材

(一)各局にて購實可能のものに付ては豫算を配布し購入せしむ

(二)(一)にて購入不能なるものは本院にて一括購入の上現品を各局に送付す。

十、報告

別紙樣式に依り毎月末で翌月十日迄に本院へ報告す。

○各檢疫所に於ける醫師補充について

（要旨省略）

○結核檢診用器具類送付について

（要旨省略）

○引揚船内の衛生狀態改善について

内容（別紙）により十二月十五、十六日横濱檢疫所に於て所長（庶務課長を含む）會議を開催す

連絡事項

一、ヤング大尉が白龍丸に乘船視察した結果引揚援護院に關する要望問合せ左の通り

(1)醫務室が不潔不整頓である。例へば藥品が床の上に積み重ねられ藥品の名前の貼紙もしてないとの樣では醫療が充分行はれていない樣に思はれる。

(2)北鮮丸、山澄丸、永德丸、信濃丸の醫療室も同樣不完全の模樣である。

(3)右の狀況であるから至急援護院から現地に係官を派遣させ視察させて欲しい。

更に醫務室の改善について完全なる報告書を提出されたい。

二、舞鶴援護局人員の件

ヤング大尉談

現在援護局には六七〇名の職員が居るが配給の關係で二隻三隻が同時に入港した場合には人員不足の虞がある。

舞鶴援護局では九〇〇名が必要であると云つているが、これに對する本院の見解如何、これが善後措置について意見書を提出されたい。

昭和二十二年十二月十五日

引揚援護院檢疫局醫療課長

引揚援護局檢疫所長殿

引揚船内の衛生狀態改善について

引揚船内の衛生狀態改善については連合軍最高司令部より再三の指示があり其の都度これが改善に努力し來たるも今回更に連合軍最高司令部より別紙寫の通り要望があつたのであるが從來引揚船内に於ける醫療衛生業務の擔當者は特殊なる引揚船内の醫療衛生全般に對する經驗に乏しく且又之等醫療擔當者中には目下修學修業中の學徒も相當數に達する現狀にあり、かくては船内の衛生醫療の萬全を期し難いので此の際之れが徹底的改善を計る爲左記事項に特に留意し嚴に指導監督の上遺憾なきを期せられたい。

記

一、衛生要員配乘の適正

配乘人員は原則として醫師一名、看護手三名とすることになつてゐるが配乘については偏在にならぬ樣諸情況を考慮し船舶運營會出先機關と連絡して適宜に增減調整上乘船の指示をすること

二、船内衛生動務の指導

醫師、船醫見習、看護手等が乘船する爲に到着したら出頭を求め、又入港したら臨船して船内衛生及び醫療其他に付き必要な指導をすること（引揚船内衛生動務についての心得參照）

三、醫療用品及榮養品の補給

(一)醫療用品及榮養品の補給については引揚地及船内の衛生狀態等を充分考慮し、その補給には適正を期すること

(二)乳兒及び患者用の榮養品は醫療用品と同じく檢疫所より補給すること。但し檢疫所はこの物品の所管部（課）へ請求し受領すること。

(三)醫療用品の取扱ひ及び保管狀況に

ついては出入港の都度臨船して監督すること。(二二、二、三檢發第四一號參照)

四、衞生施設

衞生施設は次の標準により整備させること。

(1)治療室　五坪

治療室内には左の備品及び電燈を適宜設備する

(イ)診療用机並に醫師及び患者用椅子

(ロ)看護手用事務卓子一個及び椅子二個

(ハ)診察臺並びに治療臺、藥棚一個

(ニ)携帶用煮沸滅菌器一個（引揚援護院(局)より貸與）

(2)病室　一〇坪乃至二〇坪

(3)隔離病室　三坪

(4)隔離病室内便所

隔離病室内に約二呎半平方を簡單に仕切り用便所とする。但し内部には踏板を取付け便壺を設けず、用便は携帶用便器に依ること

入出港の場合臨船して衞生施設の清掃、整頓狀況を調査し不良なる點はこれを指摘し指導をなすと共に施設の改善を必要と認めた場合は船舶運營會現地機關と交渉すること。

五、書類の整備

引揚船が入港したら臨船して記錄の記入狀況並びに書類の整備及び其保管狀況を視察し指導すること（引揚船内衞生勤務についての心得參照）

六、報告事項

次の場合は直ちに本院へ報告すること

(一)次の場合は直ちに電報で報告すると共にその詳細を速かに書類報告のこと

(イ)續患者其他特殊な防疫措置を要する患者があるとき

(ロ)重症患者が多數あるとき

(ハ)多數の死亡者があつたとき

(ニ)其の他必要と認めたとき

(二)引揚船の衞生施設の改善等現地に於て實現困難なる場合

(三)其の他引揚地及引揚者の衞生及健康狀態について特に新らしい對象を必要と認めた場合

七月二日　各檢疫所長宛　檢疫局長

○ソ聯地區引揚者に對する發疹チフス豫防接種について

首題の件については今回連合軍最高總司令部より昭和二十一年十二月二十六日附覺書(三)によりて指示してあるにかゝわらず乘船第一日に右の接種が實施されず航海中又は航海最終日に接種する事例が屢々あり遺憾の旨覺書があつた、ついては貴港入港船にして該當するものについてはその理由を列擧して至急報告されたい

向今後このような事のない樣に充分船醫等を指導されたい

七月二日　〃　檢疫課長

○腸チフス豫防接種に關する件

首題の件について別紙寫しの通り豫防局長から都道府縣知事に通知したので送付するから檢疫所に於ても腸チフス豫防接種を實施する場合には先きに送付した細菌製劑基準と今回の豫防局長通知とを參照して使用ワクチン接種量及び接種回數其の他について遺憾のない樣實施されたい

尙引揚者に對しては先電の通り腸チフス豫防接種實施の要がないから申添へる

（豫防局長通牒　腸チフス豫防接種に關する件）

省略

七月十九日　各援護局長　援護局檢疫局長

○援護局内の清潔保持について

首題の件については常に遺憾のないやう處置してゐるとは思うが今回連合軍總司令部から注意があつたので特に左記事項留意の上これが勵行に努められたい

（左記事項省略）

九月十五日　舞鶴所長　檢疫課長

○一般船舶檢疫に關する件回答

這般照會の首題の判當方の見解は左記の通りであるから御諒知の上今後の取扱ひに處せられたい

記

一、理論的には引揚船以外のものについては貴所の業務範圍を越へるものであるからこれらの申出に對しては拒否すべきである

二、本船が引揚船船として連合軍から貸與を受け又は指定されているもので引揚の爲め出港すると諒解出來るものは出港檢疫の態で檢疫業務を施行する事は可能である。

三、現地軍から特に指令があるものは檢疫實施も已むを得ない

此の時は直ちに指令の寫しと詳細な實施報告を本省へ送付する。これは當方から連合軍司令部及び第八軍司令部え提出資料とする。

（舞鶴檢疫所よりの伺書省略）

九月十八日　函館檢疫所長　檢疫課長

拜啓時下益々御清祥の段奉賀候

陳者昨日GHQのマーケル大尉と種々打合せを行ひし際現在函館檢疫所に於ては引揚者に對し豫防接種を實施し居るかとの質問を受け甚だ妙とは存じ候も勿論指令通り實施し居るものなること說明致し候處別記の如き情報あるを以て至急實情を調査すると同時に爲念函館に對しては

實施に遺憾無き樣電報手配をとの事に有之候故先電を發したる次第に御座候
豫防接種の實施を必要とせざる別記の件は過日貴地を視察したるDr. Hamlinよりの情報に候へば前後の事情より推察し恐らく腸チフス、パラチフス三種混合ワクチンに關する檢疫局長よりの通知を全般に對するものゝ如くなしたる通譯の誤譯か乃至は先方の誤聞に基くものならんかと思料致し候もGHQの關係も有之一應前後の事情承知致し度候間御返事賜り度願上候

十月一日　舞鶴檢疫所長

（二十三日回答あり省略）

○DDT撒布作業員特別手當支給の件

（要旨省略）

函館檢疫局長

十月十一日　函館、舞鶴、宇品檢疫局長

佐世保所長

○腸チフス豫防接種について

引揚者に對する標記の件については先に檢發第二九三號を以て不要の旨通知して置いたが今回新に引揚者に對しても接種を實施することゝしたから別紙

（一）豫防局長通知寫の要領と左記により遺誤のないよう愼重に實施せられたい

追つて本件に關しては連合軍總司令部の諒解濟であるが實施に當つては現地米軍檢疫當官と密に連絡せられたい

記

一、引揚援護局檢疫所に於ては三回接種の中第一回分のみを實施して其の旨證書明に記入の上爾今の分は夫々定着地に於て接種を受けるよう指導すること

二、引揚者は疲勞を重ねて體力が低下してゐる者が多いから實施前被接種者の身體の狀況調査には充分愼重を期すること

三、反應調査についての報告は別紙（二）の樣式により月報を以て報告のこと、但し反應の特に強い場合は必ず速報すること（豫防局長通知省略）

海外情報

引揚檢疫に關しては特にその仕向港地區の傳染病發生狀況は非常に必要とするのであるが第一、第二部にも記述した通り海外からの情報は依然入手困難で唯引揚者よりの情報を以て多少なりとも海外狀況を察知する程度に止まるのみであつたが其後の檢疫所に齎らされた情報を記述すると左記の通りである。

佐世保入港引揚者談

（一）

滿洲でソ聯に捕虜となつたものは一昨年（昭和二十年）九月中旬から北滿の黑河或はマンチュリー經由で續々とシベリヤに送られた南滿の兵は大體新京で北滿はチチハルで編成され千人乃至千五百人で一つの大隊が出來た、出發はあの運命の年の十二月十二日北滿の原野にはもう本格的な冬が訪れていた、「一體シベリヤに來てゐる捕虜は全部で何程なんだらう」寄るとさわるとこんな話しが交わされた。然し北鮮や千島、樺太からもシベリヤに送られているという事を知つたのは、づつと後の事で新聞などで在ソの日本軍捕虜は約六十萬という風に傳へられていた。

大體これだけの捕虜がウラヂオ、ハバロフスク、チタの三管區に分れ噂によればウラジオ管區が最も少くつて十萬足らず、あとの二つにそれ〴〵廿五萬位い宛ゐるといふ話しだ。

私等の作業第廿六大隊はシベリヤ本線とマンチュリー支線のカムチヤツカ驛から七八時間やはり本線上のハルポンと云ふ部落に送られた。此處はチタの管區に屬し、スレチエンスクに連隊本部がある。ソ軍の大佐が長で、その下にダラスンシヤフタマ、カクイ、ハルポンの各地に分れて收容所がある。各收容所には大低大尉又は上級中尉が所長として居りその下に庶務、勞務、給養、收容指導、衛生等の係があり、やはり上級中尉程度の將校が責任者となつてゐる。

軍醫は大體女が多く、それに若干の看護婦が居り、病院關係は勿論炊事の監督もし更に月一、二回位全員の體格檢査が行はれる。そしてその結果を一級二級三級OK、ADといふ風に分け、夫々に作業の種類を分けてゐる。一級といふのは最健康者で、ハルポンでいえば炭坑作業などの重勞働に當てられる、三級以下には營外作業はさせないOKは三級の下で殊に虚弱のものをいひADは榮養失調で給與は別になつてゐた。なれない土地での作業生活殊に始めてのシベリヤに入つた頃は、ソ聯側でも取扱ひにマゴ付いたらしく作業其他にも相當の苦痛があつた。殊に寒氣は甚だしく寒暖計は零下五十度までしか計れないのでそれ以上は分らないが少く共六十度以上といふ日も幾日かあつた、二年目の今日は衛生部の指令によりて例へば卅五度以下は全く作業無し、廿度以下二級者は作業なしといふ風に決められたが最初の年は寒さに慣れず其上如斯の規定も無かつたので、私等の大隊ではその年の十二月廿八日に貨車から坑木を降す夜間作業があり十名ばかり凍傷患者を出した。手足の指を何本か切斷した氣の毒の人も少くなかつた。又取つても取つても跡を絶たないのはシラミで第一年度は各收容所とも發疹チフスが非常に蔓延更に夏は腸チフスに苦るしめられたのであつた。

（二）

一昨年の暮近い頃、コムスモリスクの收容所で三日間粟飯ばかりだつた事があつた。その粟が小島の餌の樣に設つきのまゝだつた爲め全員が便祕し苦悶する者が續出してソ聯軍の美しい女上級軍醫（中尉）T氏の指揮で零下三、四十度吹雪にさらされつゝ皆んなが袴下を脱ぎ四つん這いとなつて浣腸した。連續浣腸一人最高二十數回、平均八回といふ。此の「人間十姉妹事件」は一名の犠牲者と百餘名の入室者を出してしまつた。だが此の事件で三日三晩不眠不休の看護に當つてくれたり白米を食べさせるようにと所長のK中尉を說伏し遂にそれを實現した仁愛の女軍醫T嬢

—母が上海にゐるといふ話で何處か東洋的な廿歳前後の黑髮の美人だつた—公務の問題にはK所長に何處までも食い下る程強い彼女であるが一度私事でK所長と會ふ際はほんのりと頰を染めて甘へる女らしさ私等は何日とはなしに彼女を東洋のナイチンゲールと呼ぶようになつた。

未歸還者

ソ聯引揚者　函館檢疫所入手

以上述べた如く外地からの引揚は本年に入つてからの總計は七十五萬二千七百五十一名（一月より六月迄は四十七萬三百二十名）（七月より十二月迄は二十八萬二千五百三十一名）が祖國の土を踏んだのであるが、之を更に引揚開始以來通算すると實に五百四十一萬五千三百四十八名に及ぶのである。

然しながら尙此の外に異境にとり殘された同胞はなお七十萬八千名、（十二月十二日現在連合軍總司令部調査による）あり此の中の九割まではソ連地區で今殘留者の內譯を大別すると

滿洲地區		三二九名
中國	五、一四〇名	
大連	三、〇〇〇名	
臺灣	六三九名	
樺太、千島	一九八、二九二名	

シベリヤ　四九四、二二六名
北鮮　五〇六名
滿洲　六五、二九〇名
中部太平洋　一七〇名
比島　一九八名

東南アジア　二、六七二名
計　七六七、四二二名

以上の如くであるが此の中の中國、南方々面は大體戰犯關係者のみであるが此の大部分の殘留者居住地たるソ連地區の同胞も明二十三年四月一日より再開される引揚によりて早晩歸還さるゝものと期待されてゐる。

閉鎖地方引揚援護局參考資料

（昭和二十二年十二月三十一日現在　引揚援護院庶務課調）

引揚援護局名及出張所名		設立關係		閉鎖關係		受入數		送還數		取扱引揚者數	摘要
	所在地	設立日	官報告示番號	指令出日	官報告示附日	官報告示番號	軍	海	民	計	
名古屋	愛知縣名古屋市	21.1.10	第厚生省告示二號	21.12.11	22.10.30	第厚生省告示五號	195,511	49,062	15,016	259,589	主要なる受入引揚者の方面別は、臺灣、南方諸地域（マレーセレベス、ニューギニヤ）である。 次長　高木武三郎
仙崎	山口縣大津郡仙崎町	21.1.10	第厚生省告示二號	21.12.11	22.12.31	第厚生省告示二號	93,732	12,700	53,596	169,028	
下關	山口縣下關市	20.11.24	第厚生省告示一二六號	21.12.11	22.2.1	第厚生省告示一二七號	390,141	27,380	974,908	1,392,419	朝鮮人　四九四、八一九 中華民國人　九、七二四 臺灣人　九五二 其の他　一、五八七
戸畑（出）	福岡縣戸畑市	20.11.24	第厚生省告示一二六號		22.5.1	第厚生省告示二七號	405,535	82,812	76,278	564,625	臺灣人　一、〇一六 奄美大島人　三七四 獨逸人　一、〇六九 イタリー人　一、五八二
唐津	佐賀縣唐津市	21.2.21	第厚生省告示二五號	21.7.9	21.7.9	第厚生省告示六五號	96,979	39,703	83,650	220,332	沖繩縣人　三九四 奄美大島人　七三二
田邊	和歌山縣田邊市	21.2.21	第厚生省告示二五號	21.7.9	21.10.1	第厚生省告示六五號	109,206	1,560	3,3,195	413,961	朝鮮人　三三〇、五一二
大竹（出）	廣島縣佐伯郡大竹町	20.12.14	第厚生省告示一四〇號	22.2.13	22.2.21	第厚生省告示八號	201,720	57,035	152,028	410,783	臺灣人　一、〇一六 奄美大島人　三七四 獨逸人　一、〇六九 イタリー人　一、五八二 其の他
鹿兒島	鹿兒島縣鹿兒島市	20.11.24	第厚生省告示一二六號	21.12.11	22.2.1	第厚生省告示五號	205,140	25,704	130,080	360,924	中華民國人　一三九 臺灣人　三、五一三 沖繩縣人　二、八、五六一 奄美大島人　五〇五 其の他
宇品	廣島縣宇品市	21.1.10	第厚生省告示二號	22.10.30	22.12.31	第厚生省告示二號	93,732	12,700	53,596	169,028	中華民國人　一、七、一、二、六、二、〇、三、五、〇、三 臺灣人　八、四、〇、五 沖繩縣人　二、〇、二、六 奄美大島人　一、二、五、〇、三
博多	福岡縣福岡市	20.11.24	第厚生省告示一二六號	22.3.27	22.5.1	第厚生省告示二七號	390,141	27,380	974,908	1,392,419	朝鮮人　四九四、八一九 中華民國人　九、七二四 臺灣人　九五二
浦賀	神奈川縣横須賀市	20.11.24	第厚生省告示一二六號	40,535	82,812	第厚生省告示一二六號	405,535	82,812	76,278	564,625	其の他　一、五八七
大竹（出）	廣島縣佐伯郡大竹町	20.12.14	第厚生省告示一四〇號	22.2.13	22.2.21	第厚生省告示八號	201,720	57,035	152,028	410,783	臺灣人　一、〇一六 奄美大島人　三七四 獨逸人　一、〇六九 イタリー人　一、五八二 其の他
鹿兒島	鹿兒島縣鹿兒島市	20.11.24	第厚生省告示一二六號	21.12.11	22.2.1	第厚生省告示五號	205,140	25,704	130,080	360,924	中華民國人　一三九 臺灣人　三、五一三 沖繩縣人　二、八、五六一 奄美大島人　五〇五 其の他
名古屋	愛知縣名古屋市	21,326	第厚生省告示三九號	21,12,11	22,2,1	第厚生省告示五號	195,511	49,062	15,016	259,589	沖繩縣人　二八、二四〇
仙崎	大津郡仙崎町	20.11.24	第厚生省告示一二七號	21.11.13	21.12.16	第厚生省告示八九號	109,206	1,560	3,3,195	413,961	朝鮮人　三三〇、五一二
下關	山口縣下關市	20.11.24	第厚生省告示一二六號			第厚生省告示六五號					
戸畑（出）	福岡縣戸畑市	21.1.23	第厚生省告示二〇號	21.7.9	21.10.1	第厚生省告示六六號					
唐津	佐賀縣唐津市	21.2.21	第厚生省告示二五號	21.7.9	21.10.1	第厚生省告示六五號					
田邊	和歌山縣田邊市	21.2.21	第厚生省告示二五號	21.7.9	21.10.1	第厚生省告示六五號	96,979	39,703	83,650	220,332	
計										28,240	
引揚者數										287,829	

（注）字品引揚援護局の受入、送還數は十月三十一日現在の數字でその後は字品檢疫所に移つた。

受入引揚者の方面別は中華民國（含滿洲）沖繩、臺灣、中部太平洋、南方諸地域（比島、泰、スマトラ、マレー）である。奄美大島人とは北鮮三〇度以南の諸島の原住民のことである。
次長　三澤房太郎

受入引揚者の方面別は滿洲、朝鮮、沖繩、臺灣、中部太平洋、南方諸地域（比島、泰、マレー、ビルマ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、ニューギニヤ、ラバウル）である。
所長　（初代）越村安太郎
（二代）竹倉太郎

受入引揚者の方面別は南方諸地域（ダバオ、レイテ、オ一ストラリヤ一中部太平洋、中華民國、米本國、臺灣、南西諸島、北鮮、滿洲である。本局の特殊的な受入は米本國の引揚者と送出に於ける取扱である。本局は名古屋、鹿兒島とイツ、イタリー、オーストリヤ人引揚者のあつたが前記ドイツ、イタリー、オーストリヤ人の送還業務のため延引されたのである。
次長　（初代）櫻原道也　（二代）三川克巳

受入引揚者の方面別は、滿州、中華民國、臺灣、沖繩、比島、ニューギニヤ、マレー、朝鮮である。本局は滿洲引揚者の間にリンチ事件を惹起した局である。
次長　櫻爪恭一

受入引揚者の方面別は、沖繩、滿洲、臺灣、中華民國、南方諸地域（佛印、マレー、スマトラ、ジャワ、ビルマ、ラバウル）である。本局は南方作業隊を全部終了した局で英軍占領地域の援護局として特殊な立場にあつた。
次長　幸前　伸

昭和二十三年四月 以印刷謄寫代